

第31回 京都市自殺総合対策連絡会 次第

日 時 令和8年3月24日（火）午後3時～午後5時
会 場 京都市役所分庁舎4階 第1・第2会議室

開 会

議 事

- (1) 令和7年の自殺者数（警察庁統計（暫定値））について
- (2) 自殺対策基本法の改正について
- (3) 第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況について
- (4) 京都市こころの健康づくりに関する意識調査の実施について

<資 料>

- | | |
|-------|------------------------------|
| 資料1 | 自殺者数に係る資料 |
| 資料2 | 自殺対策基本法の改正に係る資料 |
| 資料3-1 | 第3次京都市自殺総合対策推進計画に係る資料 |
| 資料3-2 | 第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況 |
| 資料3-3 | 京都市における自殺対策の取組 |
| 資料4 | 京都市こころの健康づくりに関する意識調査の実施（検討案） |

第31回京都市自殺総合対策連絡会 出席者名簿

令和8年3月24日（火）

区分	機関・団体等	職名	氏名
学識経験者	京都大学大学院 医学研究科 健康情報学	教授	中山 健夫
市民公募委員	—	—	森 晃
	—	—	藤原 薫
地域	(一社)京都市老人クラブ連合会	常務理事・事務局長	中山 英之
教育機関	京都市立中学校長会	京都市立梅津中学校 校長	菊地 順維
企業・職場	京都労働局労働基準部健康安全課	統括特別司法監督官 (併任) 地方労働衛生専門官	山田 英輔
保健医療機関等	(一社)京都府医師会	理事	近藤 久勝
	(公社)京都府看護協会	常任理事	乾 啓子
司法等	京都弁護士会 人権擁護委員会	自殺対策部 部会長	小林 務
	京都司法書士会 セーフコミュニティ支援委員会	副委員長	浅井 健
	京都府警察本部 人身安全対策課	企画係 係長	伊藤 剛義
関係団体等	(福) 京都いのちの電話	事務局 研修担当	川路 信江
	こころのカフェきょうと (自死遺族サポートチーム)	代表	中村 智恵
	(一社) 京都府臨床心理士会	副会長	山本 喜晴
	認定特定非営利活動法人 京都自死・自殺相談センター	理事	廣谷 ゆみ子
	京都光華女子大学	キャリア形成学部 学生	竹下 順奈子
京都市	教育委員会 指導部 生徒指導課	担当課長	相原 祐
	山科区役所 保健福祉センター	保健福祉センター長	青木 重雄
	こころの健康増進センター (事務局)	所長	市川 佳世子
		相談援助課長	牧 広美
		相談援助係長	山脇 智代
		係員	上田 遥香
		係員	植野 真鈴
	保健福祉局 障害保健福祉推進室 (事務局)	室長	阪本 一郎
		施設福祉課長	三本松 賢
		精神保健福祉係長	芝 和樹
		係員	奈良井 梓
		係員	植野 真鈴
子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 (オブザーバー)	子育て推進担当課長	天野 涼	

(敬称略)

第31回京都市自殺総合対策連絡会
令和8年3月24日(火)

教育委員会
指導部
生徒指導課
担当課長
相原 祐

山科区役所
保健福祉センター
センター長
青木 重雄

会
京大
教授
京都大学大学院
中山 健夫

市民公募委員
森 晃

市民公募委員
藤原 薫

(福) 京都いのちの電話
事務局 研修担当
川路 信江

こころのカフェきょうと
(自死遺族サポートチーム)
代表 中村 智恵

(一社) 京都府臨床心理士会
副会長 山本 喜晴

認定NPO法人
京都自死・自殺相談センター
理事 廣谷 ゆみ子

京都光華女子大学
キャリア形成学部 学生
竹下 順奈子

(オブザーバー)
子ども家庭支援課 子育て推進担当課長
天野 涼

(事務局)

(一社) 京都市老人クラブ連合会
常務理事・事務局長
中山 英之

京都市立中学校長会
京都市立梅津中学校
校長 菊地 順維

京都労働局労働基準部健康安全課
統括特別司法監督官(併任) 地方労働衛生専門官
山田 英輔

(一社) 京都府医師会
理事 近藤 久勝

(公社) 京都府看護協会
常任理事 乾 啓子

京都弁護士会
人権擁護委員会 自殺対策部会
部会長 小林 務

(敬称略)

京都府警察本部
人身安全対策課 企画係
係長 伊藤 剛義

京都司法書士会
セーフコミュニティ支援委員会
副委員長 浅井 健

障害保健福祉推進室
施設福祉課長
二本松 賢

障害保健福祉推進室
室長 阪本 一郎

こころの健康増進センター
所長 市川 佳世子

こころの健康増進センター
相談援助課長
牧 広美

(事務局)

障害保健福祉推進室
植野 真鈴

障害保健福祉推進室
奈良井 梓

障害保健福祉推進室
精神保健福祉係長
芝 和樹

こころの健康増進センター
相談援助係長
山脇 智代

こころの健康増進センター
相談援助課
上田 遥香

京都市自殺総合対策連絡会設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法を踏まえ、行政や関係機関・団体が連携共同し、総合的な自殺対策を推進し、「すべての市民が心身ともに健やかにくらすまち京都」を実現するため、「京都市自殺総合対策連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺総合対策の検討に関すること
- (2) 自殺総合対策推進のための情報交換及び連携協力に関すること
- (3) その他自殺総合対策の推進に関すること

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等(以下「構成団体等」という。)で構成する。

2 学識経験者及び公募により参加した市民委員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、構成団体等の中から互選によって定める。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、構成団体等の中から会長の指名により選出する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要がある時は、連絡会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 連絡会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、会長が別に定める。
- 3 ワーキンググループは、自殺対策に関する具体的な検討や連絡会に付議する事案の調整を行う。
- 4 ワーキンググループは、検討結果を連絡会に報告する。
- 5 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループ構成員の互選により選任する。
- 6 座長は、ワーキンググループを代表し、その事務を総括し、会議の議長となる。
- 7 ワーキンググループは、必要に応じ座長が招集する。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は保健福祉局障害保健福祉推進室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年11月5日から施行する。

この要綱は平成21年12月25日から施行する。

この要綱は平成22年7月6日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成24年9月10日から施行する。

この要綱は平成25年9月9日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年5月8日から施行する。

この要綱は平成30年10月1日から施行する。

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年12月26日から施行する。

(別表)

京都市自殺総合対策連絡会 構成機関・団体等

機関・団体等		
学識経験者		
市民公募委員		
団体・機関の代表	地 域	京都市PTA連絡協議会
		京都市保健協議会連合会
		(一社)京都市老人クラブ連合会
		(福)京都市社会福祉協議会
	教育機関	京都市小学校長会
		京都市立中学校長会
		京都府私立中学高等学校連合会
	企業・職場	京都商工会議所
		京都労働局労働基準部
		独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター
	保健医療機関等	(一社)京都府医師会
		(公社)京都府看護協会
	司法等	京都弁護士会
		京都司法書士会
		京都府警察本部
	関係団体等	(福)京都いのちの電話
		こころのカフェきょうと (自死遺族サポートチーム)
		(一社)京都府臨床心理士会
		認定特定非営利活動法人 京都自死・自殺相談センター
		京都光華女子大学
	京都市	教育委員会 指導部生徒指導課 体育健康教育室
		保健福祉センター
		保健福祉局福祉のまちづくり推進室
	事務局	保健福祉局こころの健康増進センター
保健福祉局障害保健福祉推進室		

(自殺総合対策連絡会資料)

令和 8 年 3 月 2 4 日
京都市障害保健福祉推進室

令和 7 年の自殺者数 (暫定値)

- 令和 8 年 1 月、国から、令和 7 年 (1 月～12 月) の全国の自殺者数 (警察庁統計 (暫定値)) が 19,097 人 (前年比 1,223 人 (6.0%) 減) となったことが発表された。
 - ※ 統計を開始した昭和 53 年以降、初めて 2 万人を下回り、最少の人数
- このうち、本市の自殺者数は 187 人で、前年比 9 人 (4.6%) 減となっている。
 - ※ 令和元年の 186 人に次ぐ、これまでで 2 番目に少ない人数
- また、全国の小中高生の自殺者数が過去最多の 532 人 (前年比 3 人 (0.6%) 増) となった。
 - ※ 小中高生の自殺者数のうち、本市の内訳は国から発表されていないため不明 (本市の 20 歳未満の自殺者数は減少)

<近年の本市及び全国の自殺者数の推移>

	本市		全国	
	自殺者数 (前年比)	自殺死亡率	自殺者数 (前年比)	自殺死亡率
平成 30 年	201 人 (△10 人)	14.20	20,840 人 (△481 人)	16.4
令和元年	186 人 (△15 人)	13.17	20,169 人 (△671 人)	15.9
令和 2 年	200 人 (+14 人)	14.19	21,081 人 (+912 人)	16.7
令和 3 年	202 人 (+2 人)	14.42	21,007 人 (△74 人)	16.7
令和 4 年	223 人 (+21 人)	16.06	21,881 人 (+874 人)	17.5
令和 5 年	241 人 (+18 人)	17.40	21,837 人 (△44 人)	17.6
令和 6 年	196 人 (△45 人)	14.21	20,320 人 (△1,517 人)	16.4
令和 7 年	187 人 (△9 人)	13.61	19,097 人 (△1,223 人)	15.4

※ 自殺死亡率 … 人口 10 万人当たりの自殺者数

- 本市の自殺者数の傾向分析は、以下のとおり
 - ◆ 年齢ごとの傾向
 - 前年と比較し、20 歳代以下、40 歳代～60 歳代が減少
 - ※ 20 歳未満△2 人、20 歳代△15 人、30 歳代+15 人、40 歳代△2 人、50 歳代△5 人、60 歳代△12 人、70 歳代+1 人、80 歳以上+11 人
 - ◆ 男女ごとの傾向
 - 前年と比較し、男性は増加、女性は減少
 - ※ 男性+9 人、女性△18 人
 - ◆ 職業ごとの傾向
 - 前年と比較し、有職、無職とも減少
 - ※ 有職△4 人、無職△2 人 (学生・生徒等△1 人、無職者△1 人 (主婦・主夫△1 人、失業者△1 人、年金・雇用保険等生活者+4 人、その他の無職者△3 人))、不詳△3 人

○自殺者数・月別（人）（R7は暫定値）

	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
京都市	R7	17	12	18	18	20	11	15	15	18	17	14	12	187
	R6	15	14	10	15	26	19	19	14	16	23	11	14	196
	増減	2	△ 2	8	3	△ 6	△ 8	△ 4	1	2	△ 6	3	△ 2	△ 9
全国	R7	1,637	1,415	1,661	1,725	1,757	1,685	1,623	1,520	1,671	1,613	1,436	1,354	19,097
	R6	1,688	1,559	1,894	1,903	1,853	1,722	1,770	1,623	1,701	1,650	1,586	1,371	20,320
	増減	△ 51	△ 144	△ 233	△ 178	△ 96	△ 37	△ 147	△ 103	△ 30	△ 37	△ 150	△ 17	△ 1,223

○自殺者数・年齢男女別（人）（R7は暫定値）

	自殺者数	年齢（10歳階級）別									
		20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳	
京都市	R7 総数	187	7	28	32	30	30	13	23	24	0
	男性	126	3	19	25	20	21	9	12	17	0
	女性	61	4	9	7	10	9	4	11	7	0
	R6 総数	196	9	43	17	32	35	25	22	13	0
	男性	117	2	21	13	19	25	16	11	10	0
	女性	79	7	22	4	13	10	9	11	3	0
	増減 総数	△ 9	△ 2	△ 15	15	△ 2	△ 5	△ 12	1	11	0
	男性	9	1	△ 2	12	1	△ 4	△ 7	1	7	0
	女性	△ 18	△ 3	△ 13	3	△ 3	△ 1	△ 5	0	4	0
全国	R7 総数	19,097	823	2,405	2,282	2,951	3,732	2,388	2,323	2,154	39
	男性	13,117	398	1,561	1,610	2,180	2,696	1,692	1,564	1,382	34
	女性	5,980	425	844	672	771	1,036	696	759	772	5
	R6 総数	20,320	800	2,465	2,399	3,214	3,799	2,584	2,685	2,346	28
	男性	13,801	370	1,546	1,717	2,366	2,684	1,812	1,799	1,483	24
	女性	6,519	430	919	682	848	1,115	772	886	863	4
	増減 総数	△ 1,223	23	△ 60	△ 117	△ 263	△ 67	△ 196	△ 362	△ 192	11
	男性	△ 684	28	15	△ 107	△ 186	12	△ 120	△ 235	△ 101	10
	女性	△ 539	△ 5	△ 75	△ 10	△ 77	△ 79	△ 76	△ 127	△ 91	1

○自殺者数・職業別（人）（R7は暫定値）

	自殺者数	職業別								不詳	
		有職	無職	学生・生徒等	無職者	主婦・主夫	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者		
京都市	R7	187	68	118	19	99	5	9	58	27	1
	R6	196	72	120	20	100	6	10	54	30	4
	増減	△ 9	△ 4	△ 2	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	4	△ 3	△ 3
全国	R7	19,097	7,841	10,858	1,074	9,784	689	1,012	4,942	3,141	398
	R6	20,320	8,092	11,877	1,077	10,800	870	1,114	5,492	3,324	351
	増減	△ 1,223	△ 251	△ 1,019	△ 3	△ 1,016	△ 181	△ 102	△ 550	△ 183	47

自殺の状況について

<参考> 自殺の統計について

自殺の統計には警察庁「自殺統計」と厚生労働省「人口動態統計」がある。

1 警察庁「自殺統計」

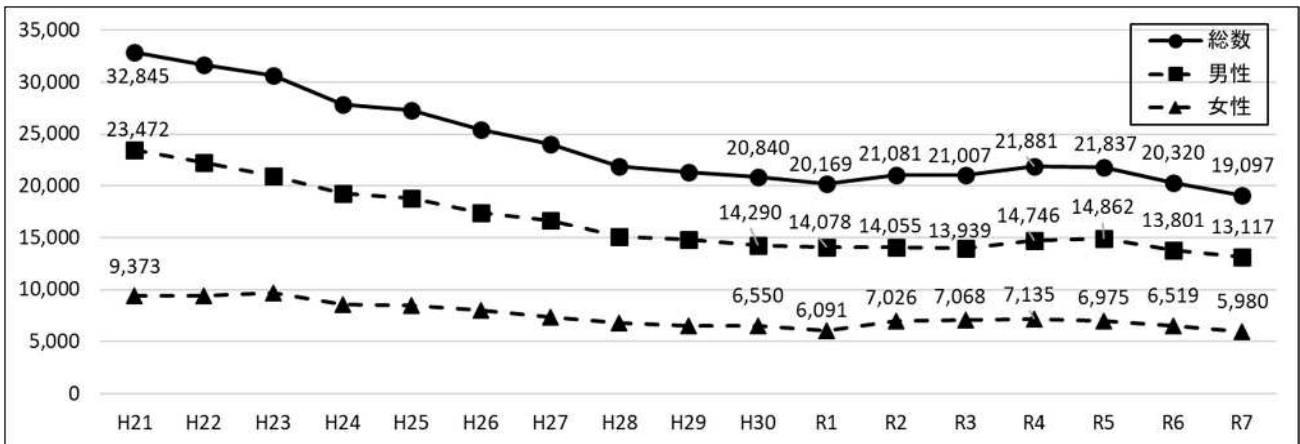
警察庁「自殺統計」は、国内の総人口（日本に在住する外国人を含む。）を対象として、自殺死体発見時点（正確には認知時点）での発見地を基に計上している。捜査等によって、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

2 厚生労働省「人口動態統計」

厚生労働省「人口動態統計」は、国内の日本人を対象とし、死亡時点での住所地を基に計上している。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合は、遡って自殺に計上している。

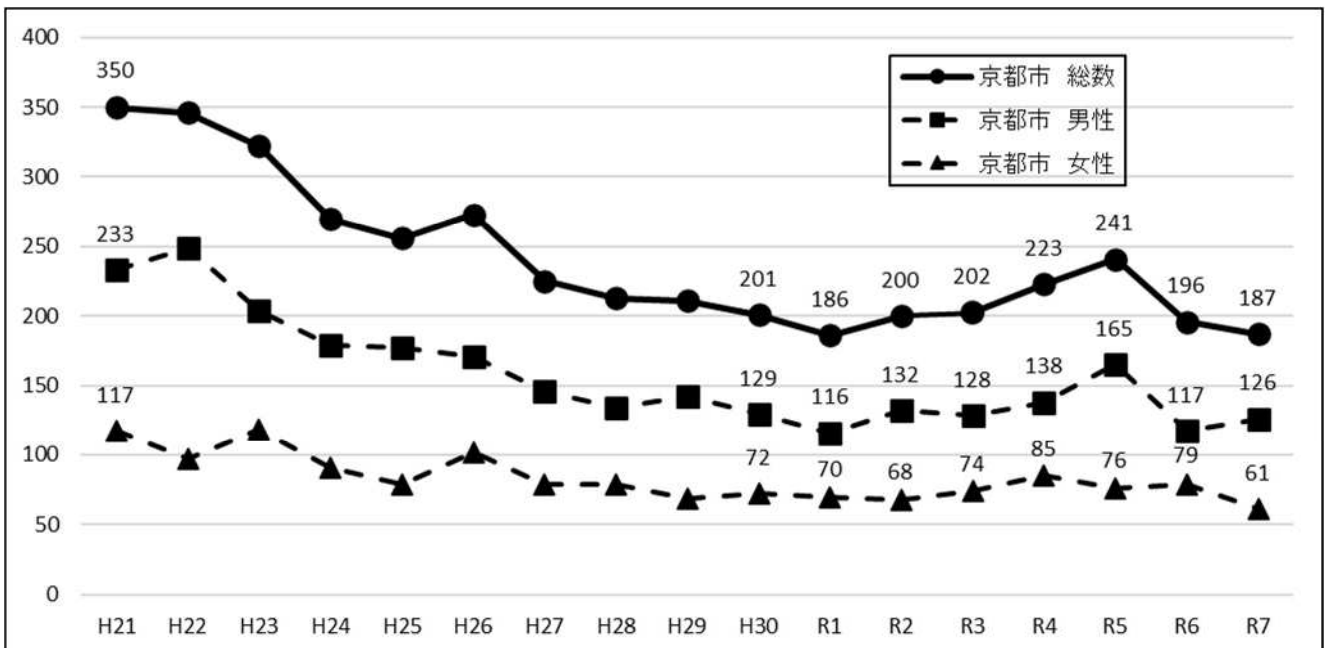
1 警察庁統計に基づく自殺の状況について（R7は暫定値）

(1) 全国の自殺者数の推移



※厚労省 HP「地域における自殺の基礎資料」B8 表（市町村・発見日・発見地）から作成。

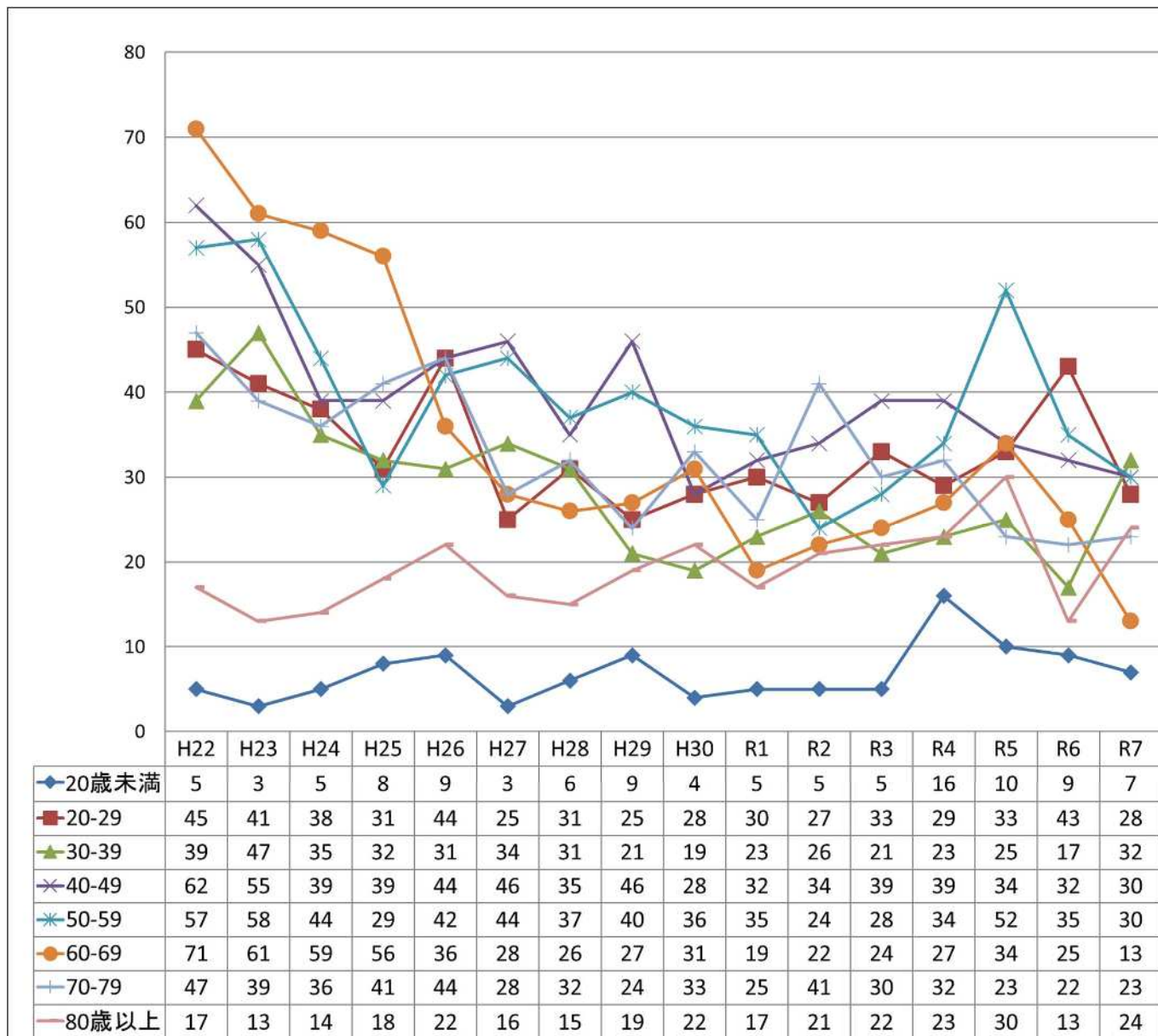
(2) 本市の自殺者数の推移



※厚労省 HP「地域における自殺の基礎資料」B8 表（市町村・発見日・発見地）から作成。

(3) 本市の年齢別自殺者数の推移

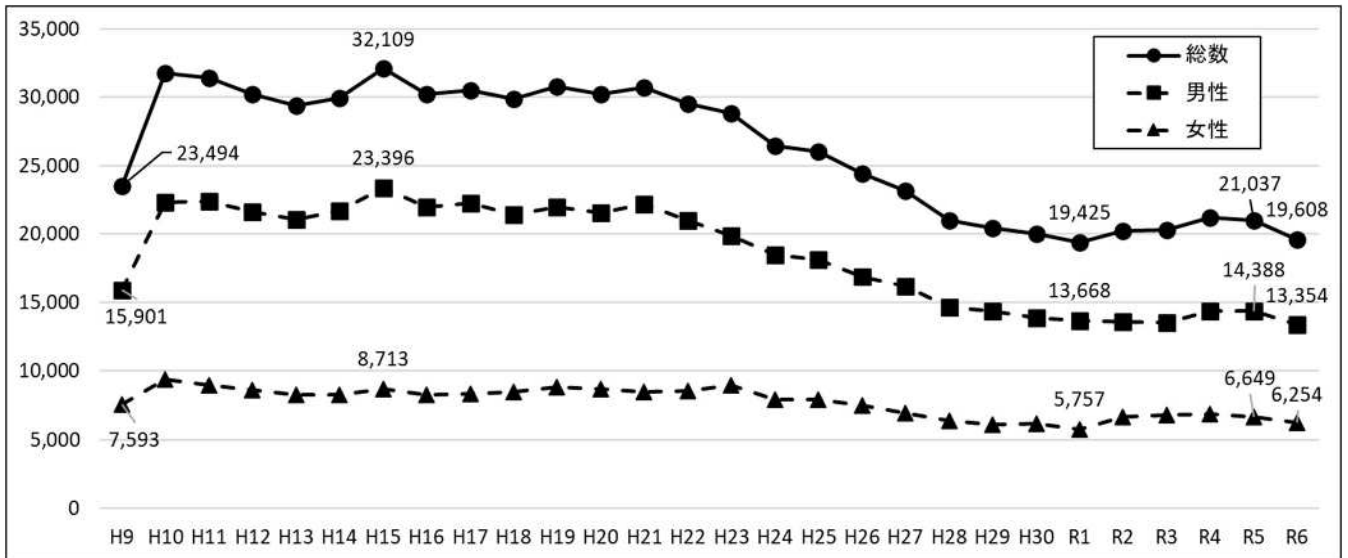
自殺者数（人）



※厚労省 HP「地域における自殺の基礎資料」B8表（市町村・発見日・発見地）から作成。

2 人口動態統計に基づく自殺の状況について（R6までの推移）

（1）全国の自殺者数の推移

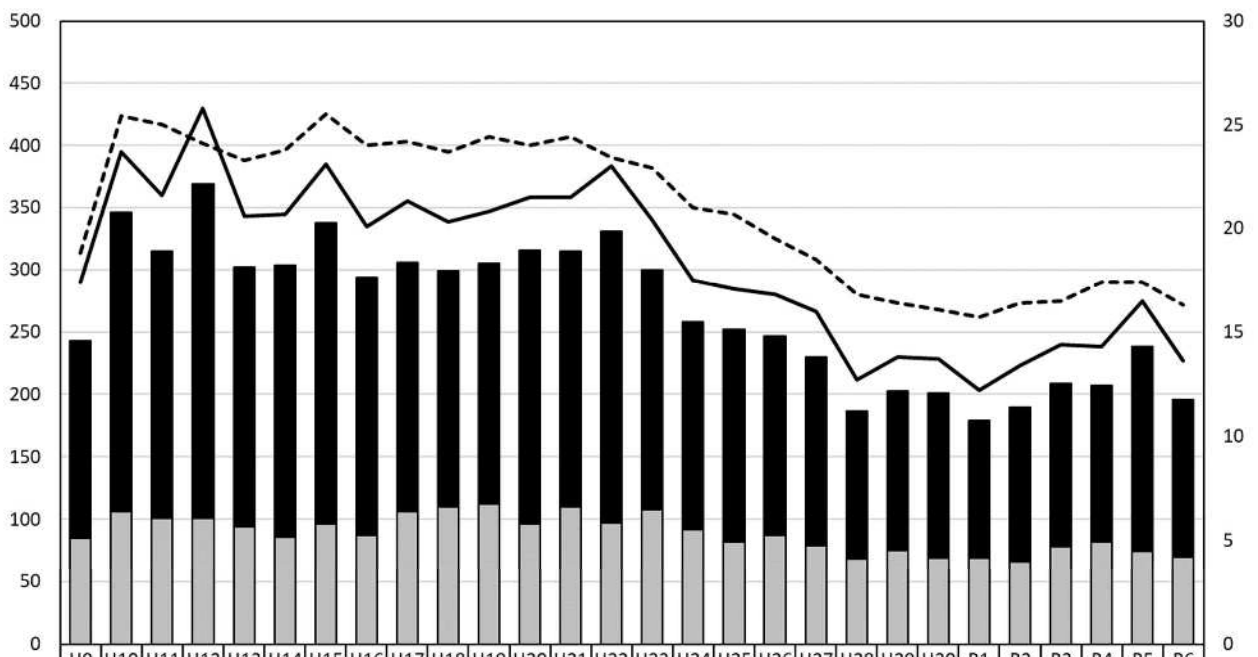


※ 厚生労働省「人口動態統計」から作成。

（2）本市の自殺者数及び自殺死亡率（10万人対の自殺者数）の推移

自殺者数（人）

自殺死亡率



	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
京都市 合計	243	346	315	369	302	304	338	294	306	299	305	316	315	331	300	258	252	247	230	187	203	201	179	190	209	207	238	196
京都市 男性	158	240	214	268	208	218	242	207	200	189	193	220	205	234	192	166	170	160	151	119	128	132	110	124	131	125	164	126
京都市 女性	85	106	101	101	94	86	96	87	106	110	112	96	110	97	108	92	82	87	79	68	75	69	69	66	78	82	74	70
京都市 自殺死亡率	17.4	23.7	21.6	25.8	20.6	20.7	23.1	20.1	21.3	20.3	20.8	21.5	21.5	23	20.4	17.5	17.1	16.8	16	12.7	13.8	13.7	12.2	13.4	14.4	14.3	16.5	13.6
全国 自殺死亡率	18.8	25.4	25	24.1	23.3	23.8	25.5	24	24.2	23.7	24.4	24	24.4	23.4	22.9	21	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4	17.4	16.3

※ 厚生労働省「人口動態統計（確定値）」から作成。

(3) 指定都市における自殺死亡率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1	岡山市 (12.8)	熊本市 (12.6)	岡山市 (12.0)	川崎市 (14.4)	福岡市 (12.9)
2	京都市 (13.4)	川崎市 (13.2)	さいたま市 (13.8)	熊本市 (14.5)	横浜市 (13.2)
3	浜松市 (13.7)	浜松市 (13.3)	広島市 (14.1)	静岡市 (14.6)	静岡市 (13.2)
4	広島市 (14.1)	静岡市 (13.6)	京都市 (14.3)	横浜市 (15.2)	京都市 (13.6)
5	静岡市 (14.5)	さいたま市 (14.3)	横浜市 (14.8)	千葉市 (15.2)	岡山市 (13.7)
6	新潟市 (14.8)	京都市 (14.4)	浜松市 (15.4)	岡山市 (15.4)	川崎市 (14.4)
7	さいたま市 (14.8)	名古屋市 (14.6)	名古屋市 (15.5)	広島市 (15.7)	千葉市 (14.5)
8	横浜市 (15.0)	横浜市 (15.2)	仙台市 (15.6)	名古屋市 (15.9)	名古屋市 (15.1)
9	川崎市 (15.3)	千葉市 (15.3)	川崎市 (15.8)	相模原市 (16.0)	神戸市 (15.5)
10	北九州市 (15.9)	新潟市 (15.6)	神戸市 (16.1)	仙台市 (16.2)	熊本市 (15.6)
11	札幌市 (15.9)	岡山市 (15.7)	静岡市 (16.5)	さいたま市 (16.3)	仙台市 (16.0)
12	名古屋市 (16.0)	北九州市 (15.7)	千葉市 (16.9)	京都市 (16.5)	新潟市 (16.3)
13	神戸市 (16.1)	神戸市 (16.1)	福岡市 (17.0)	福岡市 (17.0)	広島市 (16.6)
14	熊本市 (16.1)	広島市 (16.1)	札幌市 (17.3)	新潟市 (17.5)	さいたま市 (16.7)
15	千葉市 (16.3)	堺市 (16.3)	新潟市 (18.0)	浜松市 (17.7)	浜松市 (16.8)
16	福岡市 (16.3)	札幌市 (17.0)	熊本市 (18.4)	神戸市 (18.1)	堺市 (17.5)
17	堺市 (17.6)	仙台市 (17.1)	北九州市 (19.2)	堺市 (18.7)	札幌市 (17.7)
18	仙台市 (17.9)	福岡市 (17.1)	相模原市 (19.5)	札幌市 (18.8)	相模原市 (17.7)
19	相模原市 (18.1)	相模原市 (17.2)	堺市 (20.0)	北九州市 (20.3)	北九州市 (17.8)
20	大阪市 (21.8)	大阪市 (19.3)	大阪市 (21.0)	大阪市 (21.0)	大阪市 (18.6)

※自殺死亡率の低い順 ※ ()内は自殺死亡率 ※ 厚生労働省「人口動態統計(確定値)」から作成。

(4) 令和6年中における自殺の概要

ア 京都市 ○ 自殺者数：R5 238人 → R6 196人 (対前年比：17.6%減)
 (内訳) 男性：126人 (対前年比：-38人) 全体の64.3%
 女性：70人 (対前年比：-4人) 全体の35.7%
 ○ 自殺死亡率：R5 16.5 → R6 13.6 (20指定都市の中で4番目に低い)

イ 全国 ○ 自殺者数：R5 21,037人 → R6 19,608人 (対前年比：6.79%減)
 (内訳) 男性：13,354人 (対前年比：-1,034人) 全体の68.4%
 女性：6,254人 (対前年比：-395人) 全体の31.6%
 ○ 自殺死亡率：R5 17.4 → R6 16.3

<参考> 地域自殺実態プロファイルから見える本市の自殺の特徴

(1) 指標ごとの自殺死亡率

R2～R6 合計	京都市 自殺率	全国 自殺率
総数	15.3	16.7
男性	20.9	23.0
女性	10.2	10.7
20歳未満	<u>3.9</u>	3.8
20歳代	<u>20.3</u>	19.5
30歳代	14.6	17.8
40歳代	17.8	19.5
50歳代	18.5	21.9
60歳代	16.9	17.6
70歳代	16.5	18.0
80歳以上	15.9	19.8
若年者(20～39歳)	17.5	18.6
高齢者(70歳以上)	16.2	18.7
勤務・経営 ^{注)}	13.3	15.1
無職者・失業者 ^{注)}	27.0	34.8

注) 特別集計に基づく 20～59 歳を対象とした自殺率

R2～R6 合計		京都市 自殺率	全国 自殺率
男性	20歳未満	<u>4.56</u>	4.06
	20歳代	<u>26.13</u>	24.67
	30歳代	19.16	24.80
	40歳代	25.75	27.41
	50歳代	26.61	30.29
	60歳代	22.15	24.25
	70歳代	21.15	25.04
	80歳以上	27.91	33.63
女性	20歳未満	3.26	3.52
	20歳代	<u>14.57</u>	14.08
	30歳代	10.22	10.56
	40歳代	10.29	11.33
	50歳代	10.80	13.43
	60歳代	<u>12.15</u>	11.19
	70歳代	<u>12.67</u>	11.88
	80歳以上	9.21	11.91

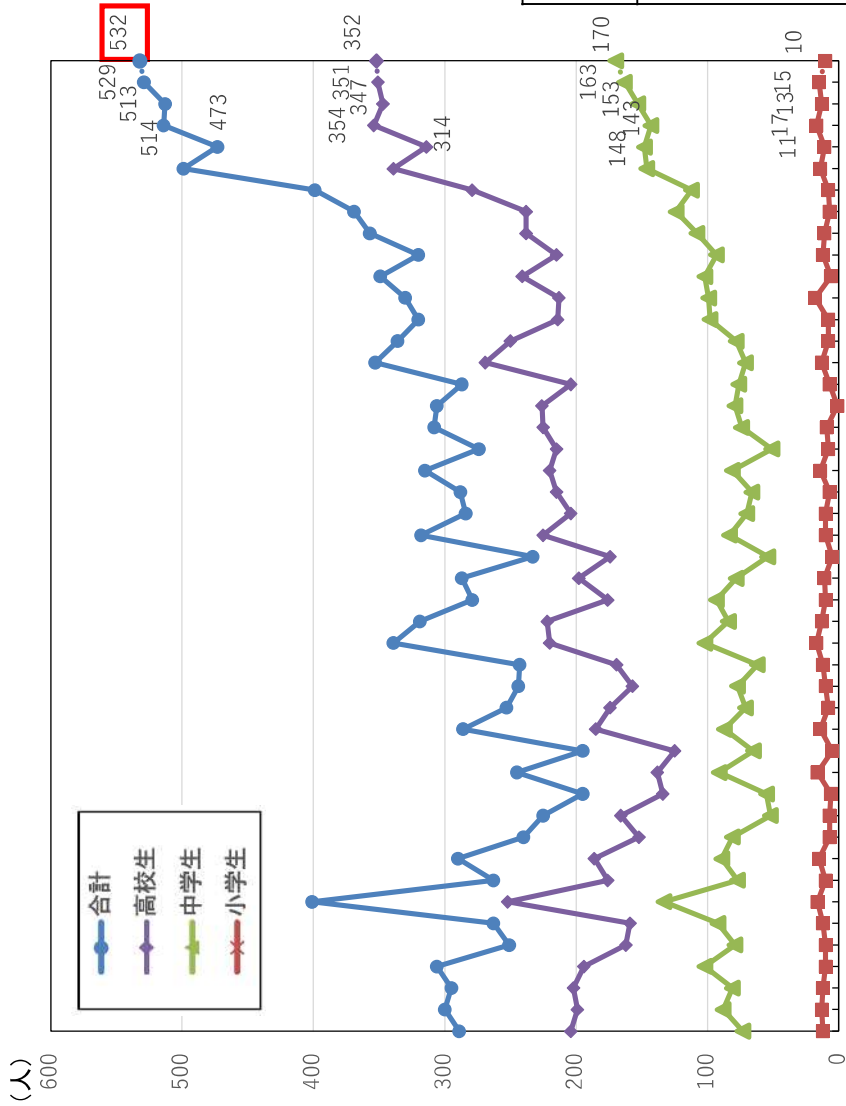
※出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2025）」

別添1

【令和7年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次推移

令和8年1月29日現在

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和7年（暫定値）では532人と、統計のある1980（昭和55）年以降で最多となっている。



【令和6年、令和7年（暫定値）】
小中高生の自殺者数年次比較

	令和6年	令和7年 (暫定値)	対前年増減数 (R7-R6)
合計	529人	532人	3
小学生	15人	10人	-5
中学生	163人	170人	7
高校生	351人	352人	1

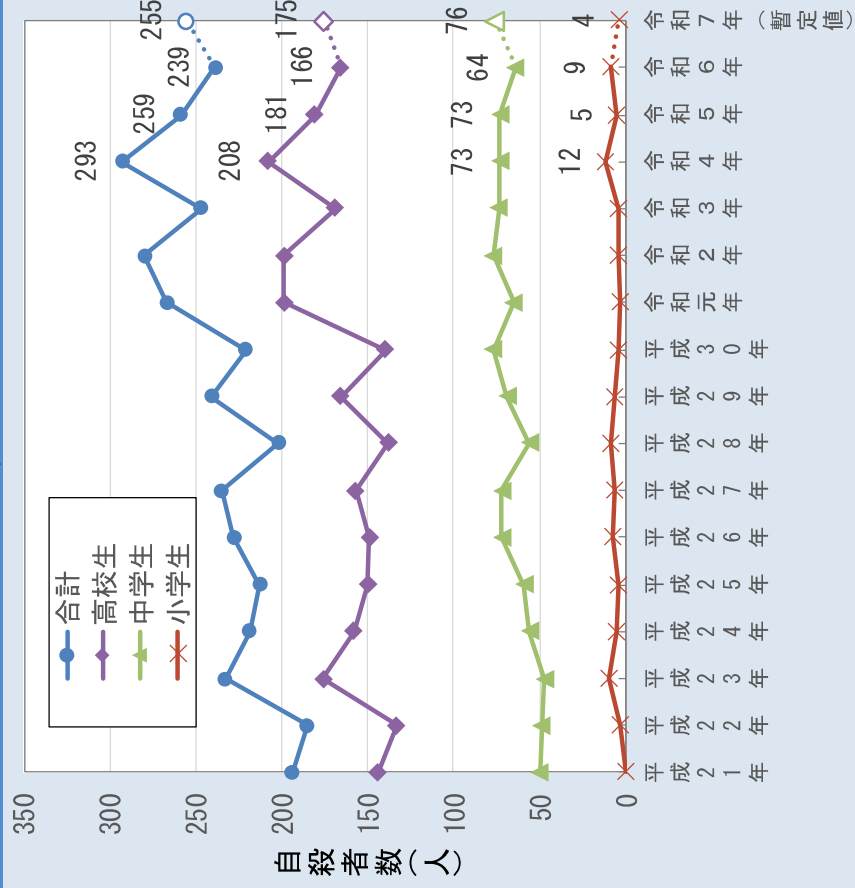
資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和7年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次推移（男女別）

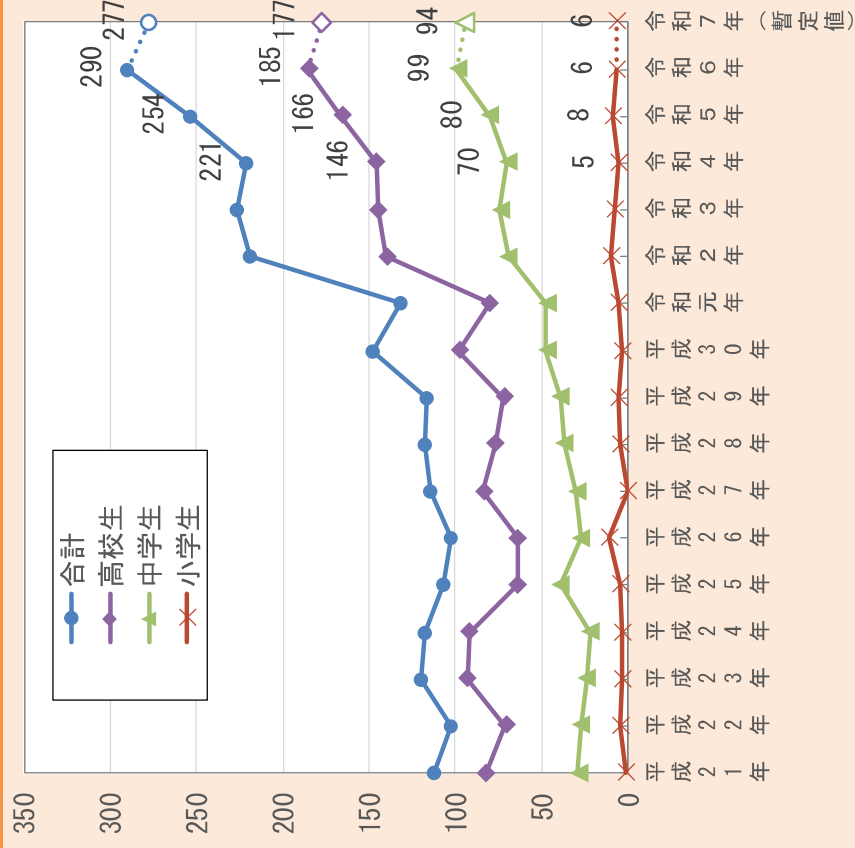
令和8年1月29日現在

○小中高生の自殺者数を男女別にみると、男性は3年ぶりに増加し、女性は3年ぶりに減少した。
 ○前年に引き続き、女性が男性を上回った。

男性



女性



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

学生・生徒等の自殺の状況

○ 京都市と全国の学生・生徒等の自殺者数(R1～R6) (発見日・発見地) (単位:人)

(参考)

	高校生以下		大学生・専修学校生等		20歳未満	
	京都市	全国	京都市	全国	京都市	全国
R1	4	399	14	489	5	659
R2	*	499	*	540	5	777
R3	4	473	10	558	5	750
R4	5	514	20	549	16	798
R5	6	513	12	506	10	810
R6	5	529	15	548	9	800

※ 京都市の高校生以下及び大学生・専修学校生等の自殺者数は、警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料を基に作成。各欄の自殺者数が1人又は2人の場合、また、3人以上であっても人数を表示することで他の非公表の人数が明らかになる場合、非公表としている。

※ 全国の高校生以下及び大学生・専修学校生等の自殺者数並びに京都市及び全国の20歳未満の自殺者数は、自殺の統計:地域における自殺の基礎資料を基に作成。

○ 全国の学生・生徒等の自殺者数(属性別・性別)(R1～R7)(発見日) (単位:人)

	小学生		中学生		高校生		大学生		専修学校生等	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
R1	3	5	65	47	199	80	283	107	69	30
R2	4	10	77	69	199	140	297	118	75	50
R3	4	7	74	74	169	145	298	136	77	47
R4	12	5	73	70	208	146	305	133	65	46
R5	5	8	73	80	181	166	257	153	56	40
R6	9	6	64	99	166	185	289	145	63	51
R7	4	6	76	94	175	177	252	170	66	54

※ 自殺の統計:地域における自殺の基礎資料を基に作成。

※ R7は暫定値。

○ 京都市と全国の学生・生徒等の自殺者数(R2～R6 合計)(自殺日・住居地) (単位:人)

	京都市		全国	
	自殺者数	割合	自殺者数	割合
中学生以下	8	9.0%	820	15.7%
高校生	11	12.4%	1,699	32.6%
大学生	64	71.9%	2,122	40.8%
専修学校生等	6	6.7%	566	10.9%
合計	89	100%	5,207	100%

※ 地域自殺実態プロファイル 2025 を基に作成。

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

○自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。

10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。

○こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

○自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記

○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができ、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

○こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれが所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)

○学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

○自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)

○精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)

○自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報に関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)

○自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)

○自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等への支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

○地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

○自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

○こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

こ支総第 112 号
7 文科初第 723 号
社援発 0611 第 1 号
令和 7 年 6 月 11 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
都道府県教育委員会教育長
指定都市教育委員会教育長
国公立大学長
公立短期大学長
国公立高等専門学校長
学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 } 殿

こども家庭庁支援局長
文部科学省総合教育政策局長
文部科学省初等中等教育局長
文部科学省高等教育局長
厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

自殺対策基本法の一部を改正する法律の公布について（通知）

平素より政府の自殺対策の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

超党派の議員立法による自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 64 号。以下「本法」という。）が第 217 回国会において成立し、本日公布され、一部を除き令和 8 年 4 月 1 日に施行されることとなります。

本改正の背景として、近年、全体としては減少傾向にあるものの、依然として年間自殺者数は 2 万人を超えていることに加え、特に、こどもの自殺者数は増加傾向が続いており、令和 6 年の小中高生の年間の自殺者数が 529 人と過去最多となるなど極めて憂慮すべき事態が生じていることが挙げられます。

本法では、このような状況等に鑑み、こどもに係る自殺対策が社会全体で取り組むことを基本として行わなければならないこと等を基本理念に明記するとともに、こど

もの自殺の防止等について学校の責務を明らかにするほか、基本的施策を拡充し、地方公共団体がこどもの自殺の防止等について必要な情報の交換及び協議を行う協議会を設置することができることが盛り込まれています。

については、本法の概要について、下記のとおりお伝えいたしますので、御了知いただくとともに、都道府県知事におかれましては、貴管内市町村、関係機関・団体及び住民に対して、指定都市市長におかれましては関係機関・団体及び住民に対して、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれましては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれましては所轄の私立学校（私立専修学校及び私立各種学校を含む。）に対して、附属学校を置く各国立大学におかれましては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれましては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 法律の概要

1 基本理念の追加

自殺対策の社会的取組について関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働によることを明記するとともに、基本理念として次の事項を加える。

- (1) 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。
- (2) こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

（第2条第2項、第6項、第7項関係）

2 国の責務に係る規定の改正

こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣

は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない旨を追加する。(第3条第2項関係)

3 学校の責務

学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。(第5条関係)

4 心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等に係る規定の改正

学校は、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努めるほか、精神保健に関する知識の向上に努めるものとするを追加する。(第17条第3項関係)

5 医療提供体制の整備に係る規定の改正

医療提供体制の整備に関し必要な施策の例示として、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保を追加する。(第18条関係)

6 自殺発生回避のための体制の整備等に係る規定の改正

(1) 自殺発生回避のための体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならないこととする。
(第19条第2項関係)

(2) 国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。(第19条第3項関係)

7 自殺未遂者等の支援に係る規定の改正

自殺未遂者等への支援に関し、その継続的な支援について明記する。(第20条関係)

8 自殺者の親族等の支援に係る規定の改正

自殺者の親族等への支援に関し、その生活上の不安等の緩和の観点からも行うことを明記するとともに、総合的な支援について規定する。(第21条関係)

9 協議会

- (1) 地方公共団体は、第19条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第20条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会を置くことができることとする。
- (2) (1)により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において(3)によりこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置に関し協議を行うときは、あらかじめ、協議会を構成する者に、当該協議を行う事項を通知するものとし、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならないこととする。
- (3) 協議会は、(1)の施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとする。
- (4) 協議会は、(3)の情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとする。
- (5) 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府県は、こどもの自殺の防止等に関し、協議会を構成する者の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができることとする。
- (6) 協議会を構成する者又は当該者であった者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。
- (7) (6)に違反した者に対する罰則を設ける。

(第23条～第25条関係)

10 検討

自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況、自殺対策等に関する最新の知見その他社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。(附則第2条関係)

11 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、4、9及び(2)は、令和8年4月1日から施行する。(改正法附則第1項関係)
- (2) こども家庭庁の所掌事務としてこどもに係る自殺対策を規定する等の改正を

行う。(改正法附則第2項～第4項関係)

第2 その他

- (1) 地方公共団体における事務の用に供するため、本法の概要資料(参考1)、自殺対策基本法の新旧対照表(参考2)及び改正後の条文(参考3)を添付するので、本通知と併せて参考にされたい。
- (2) 本法の施行に関して留意すべき事項等については、必要に応じて、関係省庁より追って個別に通知する予定である。

以上

改正自殺対策基本法条文

自殺対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 協議会（第二十三条—第二十五条）
- 第五章 自殺総合対策会議等（第二十六条—第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により、社会的な取組として推進されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。
- 6 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。
- 7 こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条第一項及び第五条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第三条の二 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校の責務)

第五条 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。

(国民の理解)

第六条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十六条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、及び困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発を行うとともに、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれが

ある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定により整備する体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならない。

3 国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切かつ継続的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響、その生活上の不安等が緩和されるよう、当該親族等への総合的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議会

（協議会の設置等）

第二十三条 地方公共団体は、第十九条及び第二十条の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。）、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会（次項及び次条において「協議会」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において次条第一項の規定によりこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置に関し協議を行うときは、あらかじめ、協議会を構成する者に、当該協議を行う事項を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

（協議会の事務等）

第二十四条 協議会は、前条第一項に規定する施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの自

殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府県は、こどもの自殺の防止等に関し、協議会を構成する者の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。
- 4 次の各号に掲げる協議会を構成する者の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又は当該者であった者
- 5 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(罰則)

第二十五条 前条第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十六条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十七条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十八条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況、自殺対策等に関する最新の知見その他社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。

計画策定の背景（社会情勢の変化）

- H22年に自殺対策計画を策定し、自殺者数・自殺死亡率は着実に減少。コロナ禍が始まったR2年以降は増加に転じ、R3年は男女ともに自殺者数が増加。
【自殺者数】H22年 331人（最多）→ R1年 179人（最少）→ R3年 209人
【自殺死亡率】H22年 23.0 → R1年 12.2 → R3年 14.4 ※人口10万人当たりの自殺者数
 - 背景には、長引くコロナ禍による人との関わり合いや雇用情勢をはじめとした様々な環境の変化の影響が考えられ、自殺を誘発するリスク因子が増大していることが懸念。
 - 日本全体でも、自殺者数は同様に増加し、特に子どもや女性の増加が顕著。この状況を受け、令和4年に見直された国の「自殺総合対策大綱」では、自殺者数の増加要因として、コロナ禍の影響により人との関わり方や働き方に変化が生じるなど、自殺リスクとなる問題の深刻化を指摘するとともに、今後取り組み組むべき施策として、女性や子ども・若者に対する対策の強化が新たに位置付けられた。
- ⇒ こうした状況を踏まえ、**次期計画では、これまでの取組を踏襲しつつ、コロナ禍を踏まえた国の大綱で新たに示された項目のうち、本市の自殺者数増加の背景に関連する以下の施策を中心に、既存の取組を充実させ、また新たな取組を進めることとした。**

- 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- 2 女性に対する支援の強化
- 3 総合的な自殺対策の更なる推進・強化（孤独・孤立対策との連携、職場におけるメンタルヘルス対策など）

第3次計画の概要

基本理念

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民一人ひとりが、かけがえない「いのち」を大切にできることと生きる力を育むとともに、人と人とのつながりがつながら、ともに支え合うまち・京都をつくりたい

子ども・若者、女性への対策、孤独孤立対策等を追加！！

計画の目標

令和9年に、自殺死亡率が令和3年から10%以上減少した13.0（自殺者数は188人）以下

【令和3年の状況】
○自殺者数：209人 ※ いずれも、厚生労働省
○自殺死亡率：14.4 「人口動態統計（確定値）」より引用。

取組方針

- 【取組方針1】市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり【事前予防】
 - (1) 自殺予防の大切さの啓発
 - ・ICT（インターネットやSNS等）を活用した正しい知識と支援情報の周知【新規★】
 - (3) 自殺を防ぐ地域力の向上
 - ・子どもに関するPTAや地域との連携【充実◎】
- 【取組方針2】適切な相談支援と医療につなげる体制づくり【危機対応】
 - (1) 地域における相談体制の整備
 - ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進【充実◎】
 - ・様々な悩みを抱える女性への支援【新規★】
 - ・性的少数者への支援【新規★】
 - ・ひきこもりへの相談支援【充実◎】
 - ・孤独・孤立対策の推進【新規★】
 - ・感染症等の新たな課題に対する支援【新規★】
 - (4) 自殺未遂者及び自殺ハイリスク者への支援
 - ・依存症への対策【新規★】
 - ・自殺未遂者への支援【新規★】

【取組方針3】自死遺族等への支援【事後対応】

- (1) 自死遺族等の苦痛を和らげる支援体制の整備
- ・自殺未遂者への支援【新規★】(再掲)

【取組方針4】ライフステージに合わせた支援

- (1) ライフステージ別の支援の推進

＜子ども・若者世代＞

- ・学校生活やこころの悩み等に関する教育相談体制の充実【充実◎】
- ・子ども・若者の健やかな成長のための支援施策の推進【充実◎】
- ・学生の居場所づくりの支援【充実◎】

＜働く・子育て世代＞

- ・妊娠から産後の切れ目のない支援【新規★】
- ＜シニア・シルバー世代＞
- ・高齢者の社会参加への促進支援【充実◎】

【取組方針5】学生・寺社のまちという京都らしい力を生かしたこころ安らぐまちづくり

- (1) 学生のこころの相談体制の整備及び居場所づくりの支援
- ・学生の居場所づくりの支援【充実◎】(再掲)

**新規★（8つ）
充実◎（7つ）
の項目を抜粋**

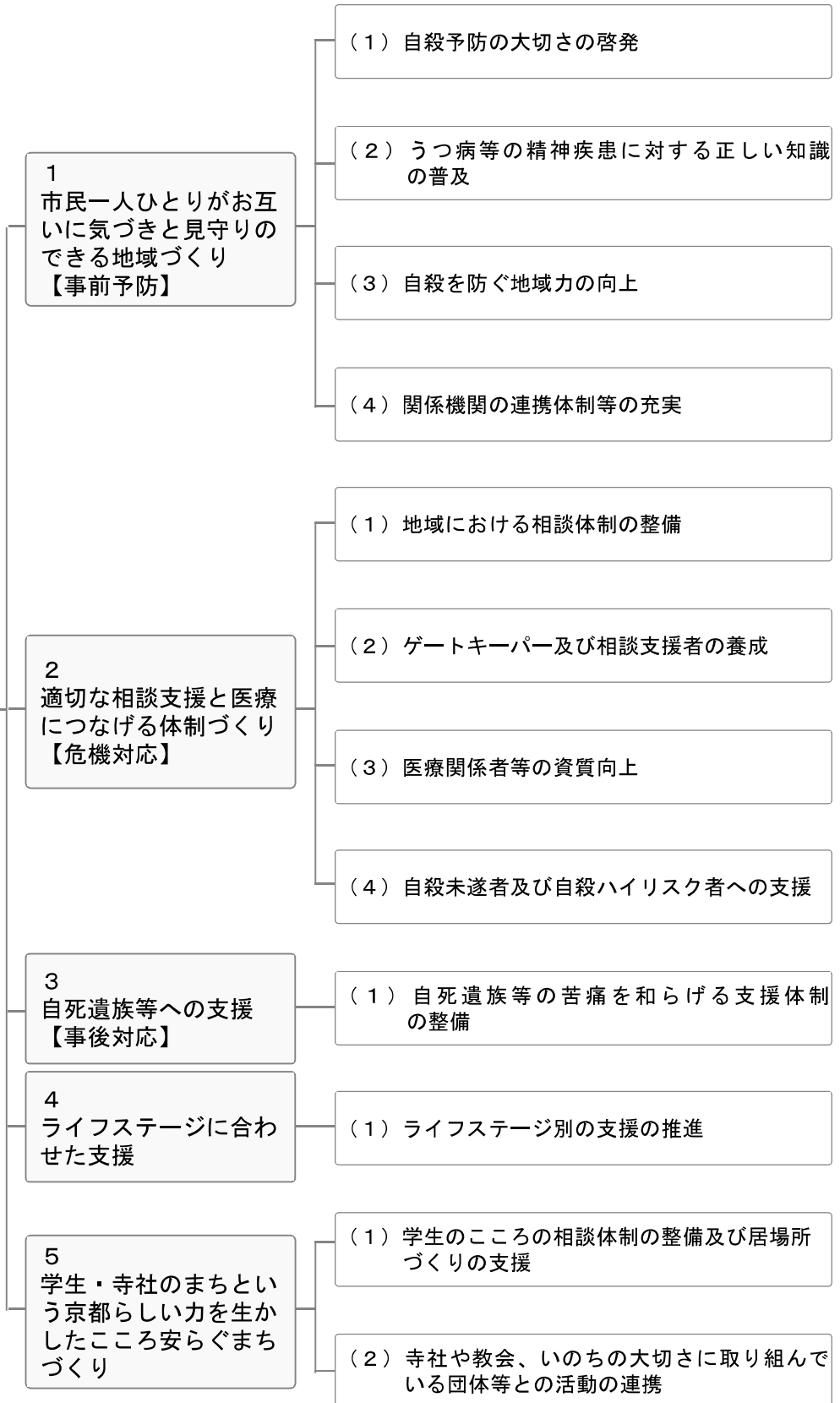
3 計画の体系

[基本理念]

[取組方針]

[施策]

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民一人ひとりが、かけがえのない「いのち」を大切にすることができ、人と人とのつながりが、ともに支え合うまち・京都をつくりまします。



4 具体的な取組

5つの取組方針の下、本計画では以下の取組内容を展開します。

取組方針 1 市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり【事前予防】

(1) 自殺予防の大切さの啓発

事業・取組	主な内容
① 自殺について市民への普及啓発	ア 自殺やこころの健康に対する正しい理解の普及啓発を目的とした講演会やシンポジウムなどを開催する。 イ 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。
② 自殺予防週間（9/10～16）及び自殺対策強化月間（3/1～31）の中での集中的な啓発活動	ア 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。（再掲） イ いのちの大切さや自死された方・遺族の方に思いをめぐらす機会にするとともに、関係機関・団体の活動や相談窓口の啓発を目的としたイベントなどを開催する。
③ ICT（インターネットやSNS等）を活用した正しい知識と支援情報の周知【新規】	ア 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。（再掲）

(2) うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及

事業・取組	主な内容
① うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及	ア 講演会を開催し、うつ病等のこころの病に対する正しい知識の普及を行う。 イ 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。（再掲）
② アルコール問題に対する正しい知識の普及	ア 講演会を開催し、アルコール問題に対する正しい知識の普及を行う。 イ 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。（再掲） ウ アルコール関連問題啓発週間（11/10～16）における普及啓発活動を行う。
③ 長時間労働等に関する勤労者のこころの健康の啓発	ア 研修会やイベントなどを開催し、勤労者のメンタルヘルスに対する正しい知識の普及啓発活動を行う。
④ 産後うつ病に対する正しい知識の普及	ア 母子手帳交付時の妊婦全数面接や産後の全戸訪問等を通して、産後うつ病に対する正しい知識の普及を図る。
⑤ 思春期健康教育の充実	ア 思春期・青年期にある若者等を対象に講演会や思春期健康教育を実施する。

(3) 自殺を防ぐ地域力の向上

事業・取組	主な内容
① 地域力を生かした市民と共汗による 気づきと見守りの地域づくり	ア 市民ボランティアやゲートキーパーなどの育成・養成 や活躍を通して地域力の向上を図る。 イ 住民が気軽に集え、交流できる居場所づくりとそこ での声掛けや見守りを行う。
② こころのふれあいネットワーク活動 を生かした地域づくり	ア 各区役所・支所と地域の関係機関・団体等による ネットワークを生かし、こころの健康や自殺予防に関す る啓発を行う。
③ 誰もが気軽に利用できる居場所 づくり	ア 住民が気軽に集え、交流できる居場所づくりとそこ での声掛けや見守りを行う。(再掲)
④ 子どもに関するPTAや地域との 連携【充実】	ア いのちや人権に関する学習会等を開催する。 イ PTA 連絡協議会と連携し、「親と子のこころのほっと ライン」などを通じて、子どもの年齢に関係なく、 身近に相談できる相手がいらない親や子どもたちの幅広い 相談を行う。【新規】
⑤ 高齢者への見守りの推進	ア 高齢者が地域で安心して暮らせるよう見守りや支え合 いを推進する。

(4) 関係機関の連携体制等の充実

事業・取組	主な内容
① 京都市地域自殺対策推進センターを 中核とした関係機関との連携強化	ア 「京都市自殺総合対策連絡会」や「京都市自殺総合対 策庁内推進会議」の運営、自殺対策に係る各種事業や 取組を通じて関係機関・団体等との情報共有や連携の 強化を図る。
② いのちの大切さに取り組む団体活動 への連携・協力	ア いのちの大切さに取り組んでいる関係団体、寺社や 教会が取り組む自殺予防や自死遺族支援のための活動に 連携・協力を行う。

取組方針 2 適切な相談支援と医療につなげる体制づくり 【危機対応】

(1) 地域における相談体制の整備

事業・取組	主な内容
① 相談窓口の周知の徹底	ア 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。(再掲)
② 様々な相談に対応できる重層的な支援体制の充実	ア 関係機関や団体が連携し、こころの悩みや暮らしの相談等が1か所のできる相談会を実施する。 イ 自殺の危険度が高い相談者に対して、より細やかなケアや対応を行う。 ウ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴うこころの悩みに関する相談にも応じる。
③ 「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」による相談の実施	ア 「自死遺族・自殺予防こころの相談電話(きょうこころほっとでんわ)」の運用を行う。
④ 相談機関の連携の強化	ア 各相談機関が、関係機関等に相談窓口の情報提供を行うことにより、相談を希望する市民や支援を必要とする市民が、円滑に適切な窓口に繋がれるようにする。 イ 事例検討会等への参加を通して、連携の強化を図るとともに、より良い相談支援を展開できるようにする。
⑤ 各区役所・支所の自殺対策の総合的な相談支援	ア 地域の身近な相談窓口として、広くこころの健康に関する相談支援を行い、必要に応じて各制度所管課や関係機関等につなげる。
⑥ こころの健康等への相談体制の充実	ア 各区役所・支所を地域の身近な相談窓口として、広くこころの健康に関する相談支援を行うとともに、必要に応じて各制度所管課や関係機関等につなげる。
⑦ 生活や経済問題の相談体制の充実	ア 各区役所・支所や社会福祉協議会において、経済的・社会的自立に向け、就労や生活等の相談支援を行うほか、相談会の実施や就労体験の機会の提供、各種貸付等を行う。
⑧ 多重債務者等への相談体制の充実	ア 弁護士や司法書士による法律相談を実施する。 イ 消費生活総合センターにおいて、消費生活専門相談員による助言や弁護士への橋渡しを行う。
⑨ 失業者に対する雇用機会の創出	ア 求職者に対して、企業での実践的な就労体験の機会を提供し、就労に向けた支援を行う。
⑩ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進【充実】	ア 京都産業保健総合支援センター等との連携の下、研修会やイベントなどを開催し、職場におけるメンタルヘルスに対する正しい知識の普及啓発を行う。【新規】 イ 経営難に直面した中小企業からの相談に応じる。 ウ 中小企業からの労務・衛生面に関する相談に応じる。【新規】 エ 中小企業の魅力の発信や企業と学生の交流の場の提供、就職後のフォローアップなど、次世代を担う人材の確保や就労定着に向けた取組を行う。 オ 市内の精神科医やこころの健康増進センターと連携し支援を行う。【新規】

<p>⑪ 様々な悩みを抱える女性への支援 【新規】</p>	<p>ア ウィングス京都（京都市男女共同参画センター）において、家庭問題等やDVに関する相談支援や、孤独・孤立で不安や困難を抱える女性の居場所づくりを行う。 【新規】</p> <p>イ 京都市DV相談支援センターにおいて、女性被害者からのDVに関する相談支援を行う。</p> <p>ウ にんしんホッとナビなどを通じ、不妊・不育症、思いがけない妊娠等の妊娠・出産に関する様々な悩みについて、相談窓口を設置し、相談支援を行う。【新規】</p> <p>エ 母子手帳交付時の妊婦全数面接や産後の全戸訪問等を通して、産後うつ病に対する正しい知識の普及を図る。 （再掲）</p>
<p>⑫ 家庭問題等の相談とDV被害者への支援</p>	<p>ア ウィングス京都（京都市男女共同参画センター）において、性別に関わらず、家庭問題等やDVに関する相談支援を行う。また、孤独・孤立により、不安や困難を抱える女性の居場所づくりを行う。【新規】</p> <p>イ 京都市DV相談支援センターにおいて、女性被害者からのDVに関する相談支援を行う。（再掲）</p>
<p>⑬ 性的少数者への支援【新規】</p>	<p>ア 性的少数者の方々やその周囲の人たちが、気軽に集まって交流できる居場所づくりや相談支援を行う。 【新規】</p> <p>イ 性の多様性への理解促進のための啓発を通じて、性的少数者が相談しやすい環境づくりを行う。【新規】</p>
<p>⑭ ひきこもりへの相談支援【充実】</p>	<p>ア 「よりそい・つなぐ」相談窓口と各区役所・支所保健福祉センターで構成されるひきこもり地域支援センターをはじめ、関係機関・団体等において連携を図りながら、ひきこもり支援に係る総合的な支援を進める。 【新規】</p> <p>イ ひきこもり支援に携わる方を対象に、ひきこもりに関する研修会や正しい知識の啓発を行う。</p>
<p>⑮ 孤独・孤立対策の推進【新規】</p>	<p>ア 「孤独・孤立」状態にある人が適切な支援を受けられるよう、相談窓口に関する情報発信を行うと共に、関係機関・団体同士で相互連携・情報共有を図り、重層的な支援体制を構築する。【新規】</p> <p>イ 「よりそい・つなぐ」相談窓口と各区役所・支所保健福祉センターで構成されるひきこもり地域支援センターをはじめ、関係機関・団体等において連携を図りながら、ひきこもり支援に係る総合的な支援を進める。 （再掲）</p> <p>ウ 「地域あんしん支援員」などを通じて、社会的孤立等の状態にあり、福祉的な支援が必要にもかかわらず、支援につながっていない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携し、適切な支援に結び付ける。【新規】</p> <p>エ ウィングス京都（京都市男女共同参画センター）において、孤独・孤立により、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談支援や居場所づくりを行う。 （再掲）</p>
<p>⑯ 自助グループや支援団体への支援</p>	<p>ア 自助グループや支援団体の活動を支援するため、会場の提供を行う。</p>
<p>⑰ 外国人のためのメンタルヘルスの推進</p>	<p>ア 専門家による外国人を対象としたこころの悩みに関するカウンセリングを行う。</p>
<p>⑱ 大規模災害における被災者のこころのケア、生活再建の推進</p>	<p>ア 大規模災害時の被災者のこころのケアを中長期的にわたり行えるよう、国・府・民間団体等との連携を推進する。</p>

<p>⑱ 感染症等の新たな課題に対する支援 【新規】</p>	<p>ア 新型コロナウイルス感染症をはじめ、これまでに経験したことがない状況等が発生した際には、こころの健康に与える影響を踏まえ、必要な支援体制を整備する。 【新規】</p>
--	---

(2) ゲートキーパー及び相談支援者の養成

事業・取組	主な内容
<p>① ゲートキーパーの養成研修</p>	<p>ア 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができるよう、行政機関職員や地域の関係機関、市民等を対象にゲートキーパー養成研修を行う。</p>
<p>② 相談業務を担当する職員や相談員への研修</p>	<p>ア 相談業務を担当する職員に対し、相談技術や自殺予防についての研修を行う。</p>
<p>③ 自殺対策従事者へのこころのケアの推進</p>	<p>ア 相談業務担当者及び自殺対策従事者自身のこころの健康を維持するために効果的な支援を行う。</p>

(3) 医療関係者等の資質向上

事業・取組	主な内容
<p>① 医薬品及び毒物・劇物の適正な取扱い指導と薬物乱用防止の啓発</p>	<p>ア 睡眠薬や精神安定剤等の医薬品の適正な取扱いを確保するため、医療機関や薬局等に対する指導を行う。 イ 覚せい剤や大麻、違法ドラッグ等の薬物乱用防止に関する啓発に取り組む。</p>
<p>② かかりつけ医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p>	<p>ア 産業医や職場の労務担当者等を対象に研修会を開催し、うつ病の早期受診と適切な対応の知識の普及を推進する。 イ 地域における一般科医や産業医と精神科医の連携を深めるための交流会を開催する。</p>
<p>③ 精神科医療・保健・福祉体制の充実</p>	<p>ア 精神保健に関する知識を普及・啓発し、早期受診につなげる。 イ 各福祉サービスの利用を促進するとともに、自立支援医療制度による治療の継続や医療費負担の軽減を図る。</p>
<p>④ 精神科救急医療システムの充実</p>	<p>ア 自殺未遂者等の身体的治療を要する精神疾患患者への医療が円滑に提供できるよう、一般科医療と精神科医療の連携体制の構築を推進する。</p>

(4) 自殺未遂者及び自殺ハイリスク者への支援

事業・取組	主な内容
<p>① 健康問題等のある自殺ハイリスク者の自殺の防止</p>	<p>ア 自殺の危険度が高い相談者に対して、より細やかなケアや対応を行う。(再掲) イ 死にたい気持ちを抱えた方への居場所づくりを行う。 ウ インターネット上における自殺予告に対し、安否確認や相談窓口等の情報提供を行う。</p>
<p>② 救急医療機関や関係機関との連携による支援体制の構築</p>	<p>ア 自殺未遂者及びその家族に関わる機会が多い警察や医療機関に対して、研修や相談窓口等の情報提供を通して連携を図る。</p>

③ 医療関係者に向けた自殺対策の研修	ア 自殺未遂者や自殺の危険度が高い方に関わる医療関係者等を対象に研修を行う。
④ 依存症への対策【新規】	<p>ア 様々な媒体を用いた情報発信や講演会の開催等により、依存症に関する正しい知識の普及啓発を行う。【新規】</p> <p>イ 依存症の方及びその家族等に対する相談支援を行う。【新規】</p> <p>ウ 依存症専門医療機関の選定・周知を行い、依存症に対応可能な医療機関の体制整備を推進する。【新規】</p> <p>エ 依存症対策を総合的に推進するため、関係機関・団体との連携を図る。【新規】</p>
⑤ 自殺未遂者への支援【新規】	<p>ア 過去に自殺を凶った経験のある方が集い、交流できる居場所づくりに取り組む。【新規】</p> <p>イ 自殺未遂者及びその家族に関わる機会が多い医療機関や警察に対して、相談窓口や精神科病院等の情報提供を行う。【新規】</p>

取組方針 3 自死遺族等への支援【事後対応】

(1) 自死遺族等の苦痛を和らげる支援体制の整備

事業・取組	主な内容
① 自死遺族等に対する支援体制の拡充	<p>ア 電話による相談支援やカウンセリング、相談会や交流会等の開催を通して、自死遺族や専門家等によるこころのケアを行う。</p> <p>イ 自死遺族及びその支援者や突然大切な人を失った方等を対象に、自身のこころとからだのケア等に関する研修会の開催や、グリーフケアに関するリーフレットの配布による周知・啓発を行う。</p>
② 児童・生徒に対するケア	ア カウンセリングの実施や当該学校等への専門職の派遣を行い、在校生や教職員のこころのケアにあたる。
③ 職場や大学等でのケア	ア カウンセリングの実施や職場等への専門職の派遣を行い、こころのケアにあたる。
④ 自殺未遂者への支援（再掲）	<p>ア 過去に自殺を凶った経験のある方が集い、交流できる居場所づくりに取り組む。（再掲）</p> <p>イ 自殺未遂者及びその家族に関わる機会が多い医療機関や警察に対して、相談窓口や精神科病院等の情報提供を行う。（再掲）</p>

取組方針 4 ライフステージに合わせた支援

(1) ライフステージ別の支援の推進

事業・取組	主な内容
① 学校教育における実践	ア 道徳教育等の学校教育活動を通して、いのちの大切さ等について学ぶための取組を行う。
② 学校生活やこころの悩み等に関する教育相談体制の充実【充実】	ア 児童・生徒やその保護者が相談できる体制を推進する。 イ 児童・生徒が相談しやすいように、メールや SNS などの ICT を活用した相談体制を推進する。【新規】 ウ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を行い、児童生徒のこころのケアや様々な環境への働き掛けを行う。 エ 児童・生徒にアンケート調査を実施し、学級や子ども自身に関わる状況の把握と早期の対応を行う。 オ 児童生徒登校支援連絡会議等を通じて学校・保護者・関係機関等の連携を図る。
③ 学校における健康観察による早期対応	ア 日々の健康観察のほか、児童・生徒にアンケート調査を実施し、こころとからだの状況の把握と早期の対応を行う。
④ 子ども・若者の健やかな成長のための支援施策の推進【充実】	ア 子ども・若者総合相談窓口をはじめとした、学校生活やこころの悩み等に関する相談対応や、様々な媒体を用いた相談窓口等の啓発、民間団体等における活動の支援等を行う。 イ 家庭でのルール作りやフィルタリングの設定等の支援など、インターネットや SNS に起因する子ども・若者のトラブルを回避するための取組を行う。【新規】 ウ 生活保護世帯等の子どもを対象とした学習会を開催するとともに、学習支援を通して日常的・社会的な能力の習得に向けた援助を行い、生活保護世帯等の自立支援を推進する。
⑤ ニート状態にある青少年への相談支援	ア 子ども・若者総合相談窓口をはじめとした、ニートやこころの悩み等に関する相談対応や、民間団体等における活動の支援等を行う。 イ 京都若者サポートステーションにおいて、職に就いていない49歳以下の方及びその家族を対象に、臨床心理士やキャリアコンサルタントへの相談、職業体験等による就労支援を行う。
⑥ 青少年の相談事業等の推進	ア こども相談24時間ホットラインや各相談機関等における相談支援体制を推進する。 イ 民間の団体が行う活動を支援するため、補助金の交付を行う。
⑦ 大学と協働した学生支援のネットワーク構築	ア 大学生を対象に、ゲートキーパーやいのちの大切さに関する講義を行う。

子ども・若者世代

子ども・若者世代

<p>⑧ 学生の居場所づくりの支援【充実】</p>	<p>ア 「京都学生祭典」への参画の促進や青少年活動センターにおける活動、学生団体による大学生のためのコミュニティ“Miles”の運営等を通して、学生の居場所づくりに資する取組を行う。</p> <p>イ 学生の居場所づくりに取り組む学生団体と協働の下、身近な者に相談できる環境づくりに取り組む。【新規】</p>
<p>⑨ 若者の職業的自立を支援する体制の整備</p>	<p>ア 京都若者サポートステーションにおいて、若年無業者等を対象としたところの相談やキャリア相談、職業体験等による就労支援を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、職業的自立に向けた支援を進める。</p>
<p>⑩ 就職活動や就労支援の充実</p>	<p>ア 京都市わかもの就職支援センターを拠点に、企業の魅力の発信や企業と学生の交流の場の提供、就職後のフォローアップ等を行い、学生等の市内中小企業への就職・定着に向けた取組を行う。</p>

働く・子育て世代

事業・取組	主な内容
<p>① 妊娠期からの切れ目のない支援【新規】</p>	<p>ア 母子手帳交付時の妊婦全数面接や産後の全戸訪問等を通して、産後うつ病に対する正しい知識の普及を図る。(再掲)</p> <p>イ にんしんホッとナビなどを通じ、不妊・不育症、思いがけない妊娠等の妊娠・出産に関する様々な悩みについて、相談窓口を設置し、相談支援を行う。(再掲)</p>
<p>② 子育ての悩みや虐待等に関する相談</p>	<p>ア 家庭訪問や電話相談をはじめ、各種事業や関係機関・団体等の取組を通じて、子育ての悩みや虐待等に関する相談支援を行う。</p> <p>イ 社会福祉協議会において、経済的・社会的自立に向け、各種貸付を行う。</p> <p>ウ 医療的ケアを必要とする子どもやその家族を支援する医療従事者や子育てに携わる支援者等の育成を行い、様々な相談に対応する。</p> <p>エ 様々な媒体や講演会等の機会を活用し、子育てや児童虐待防止、相談窓口等に関する情報発信や啓発を行う。</p>
<p>③ 勤労者のメンタルヘルスの推進</p>	<p>ア 様々な媒体や講演会等の機会を活用し、テレワークの適切な運用をはじめとした長時間労働の防止やハラスメント、勤労者のメンタルヘルスに関する普及啓発に取り組む。</p> <p>イ ストレスチェック制度を利用した面接指導や、関係機関の連携により開催する総合相談会での産業カウンセラー等による相談、京都産業保健総合支援センターにおける専門職による相談を行う。</p> <p>ウ 事業所等がメンタルヘルス対策に取り組むうえで生じる様々な問題や悩みについて、京都産業保健総合支援センターを拠点とした、専門スタッフによる相談対応を実施する。</p> <p>エ 研修会等の開催や講師派遣を行い、産業医や衛生管理者等、産業保健に携わる人材の育成を図る。</p>

事業・取組	主な内容
① 地域包括支援センターの活動への支援	ア 地域包括支援センターにおいて、一人暮らしの高齢者の全戸訪問事業を実施するとともに、介護や健康、生活等に関する相談支援を行う。 イ 地域包括支援センター職員等への研修を開催し、相談支援の質の向上を図る。
② 高齢在宅介護者への支援	ア 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において、高齢者やその家族からの様々な相談や心配ごとに対応し、必要に応じて適切なサービスや制度、関係機関につなげる。
③ 高齢者の社会参加への促進支援【充実】	ア 高齢者が地域で安心して暮らせるよう見守りや支え合いを推進する。(再掲) イ 民生委員、老人福祉員や一人暮らしお年寄り見守りサポーターなど、地域と連携しながら、高齢者が安心して日常生活を営むことができるよう取り組む。【新規】

取組方針5 学生・寺社のまちという京都らしい力を生かした こころ安らぐまちづくり

(1) 学生のこころの相談体制の整備及び居場所づくりの支援

事業・取組	主な内容
① 青少年の相談事業等の推進 (再掲)	ア こども相談24時間ホットラインや各相談機関等における相談支援体制を推進する。(再掲) イ 民間の団体が行う活動を支援するため、補助金の交付を行う。(再掲)
② 大学と協働した学生支援のネットワーク構築 (再掲)	ア 大学生を対象に、ゲートキーパーやいのちの大切さに関する講義を行う。(再掲)
③ 学生の居場所づくりの支援 (再掲)	ア 「京都学生祭典」への参画の促進や青少年活動センターにおける活動、学生団体による大学生のためのコミュニティ“Miles”の運営等を通して、学生の居場所づくりに資する取組を行う。(再掲) イ 学生の居場所づくりに取り組む学生団体と協働の下、身近な者に相談できる環境づくりに取り組む。(再掲)

(2) 寺社や教会、いのちの大切さに取り組んでいる団体等との活動の連携

事業・取組	主な内容
① いのちの大切さに取り組む団体活動への連携・協力 (再掲)	ア いのちの大切さに取り組んでいる関係団体、寺社や教会が取り組む自殺予防や自死遺族支援のための活動に連携・協力を行う。(再掲)

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
取組方針1 市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり(事前予防)								
(1)自殺予防の大切さの啓発								
取組①自殺について市民への普及啓発								
1(1)①	自殺について市民への普及啓発	○ストレスマウンテン京都市版の配信 ○ゲートキーパーの役割について、わかりやすくマンガで解説し、研修等で活用 ○様々な媒体による情報発信 ○ホームページ・フェイスブックや、各関係機関へパンフレット等啓発物の配布等による自殺対策に関する啓発活動を実施。 ・検索連動型広告 ・フェイスブック ・LINE公式アカウント 等	○閲覧数2,250件 ○ゲートキーパー研修や啓発イベント、講演会等様々な機会に配布した。 ○様々な媒体による情報発信 ・各区役所にて9月と3月に啓発動画放映 ・ホームページ、フェイスブック(随時更新) ・ストレスマウンテン京都市版の配信(常時) ・インターネット広告 ・LINEのメッセージ配信 ・TikTok広告 ・公式アプリKYO-DENTからの配信 ・普及啓発チラシの配布などの活用により啓発活動を実施。	○閲覧数1,675件(R7.11月末時点) ○ゲートキーパー研修や啓発イベント、講演会等様々な機会に配布する。 ○様々な媒体による情報発信 ・各区役所にて9月と3月に啓発動画放映 ・ホームページ、フェイスブック(随時更新) ・ストレスマウンテン京都市版の配信 ・インターネット広告 ・LINEのメッセージ配信、LINE広告 ・TikTok広告 ・公式アプリKYO-DENTからの配信 ・「こころの相談窓口」リーフレット ・普及啓発チラシの配布などの活用により啓発活動を実施。	○様々な機会を利用し、周知を行うとともに、配信を継続する。 ○引き続き、ゲートキーパー研修や啓発イベント、講演会等様々な機会に配布する。 ○様々な媒体による情報発信 ・各区役所にて9月と3月に動画放映 ・ホームページ、フェイスブック ・インターネットの検索連動型広告 ・LINE ・TikTok広告 ・KYO-DENT ・「こころの相談窓口」リーフレット などの活用により啓発活動を実施する予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
1(1)①	研修会・シンポジウム等の開催	・自死についての正確な情報を発信するためのシンポジウムの開催 ・研修会への出向 ・依頼に応じた講師出向	■外部出講 7月・佛光寺「僧伽に学ぶ研修会」第1回 8月・佛光寺「僧伽に学ぶ研修会」第2回 ・福祉ボランティア協会 ボランティア入門説明会 9月・日本産業カウンセラー協会(オンライン) ・京都府自殺対策推進協議会 ・ひろしまSotto研修 10月・佛光寺「僧伽に学ぶ研修会」第3回 11月・心の相談員(真言宗) 12月・ハローライフ研修 1月・岐阜いのちの電話 ・京田辺市ゲートキーパー養成研修会 2月・舞鶴市ゲートキーパー研修会 3月・司法書士相談会 ・浄土真宗本願寺派 滋賀教区第3ブロック講演 ・京都市自殺総合対策連絡会 ・話の聞き方研修会(京田辺)	■外部出向 9月・産業カウンセリング ・テラエナジー 10月・自殺対策推進協議会 11月・京都司法書士会 ・八木中学校 ■内部相談員研修 電話相談ふり返り12回、メール相談ふり返り12回、ロール研修16回 ■研修開催 「聴き方のお稽古」開催	未定	継続	庁外	京都府自死・自殺相談センター
1(1)①	自殺対策シンポジウムの開催	一般府民の自殺予防、こころの健康増進を目的としたシンポジウム「いのちに寄り添う」を開催	自殺対策としての弁護士相談と臨床心理士相談の実践について知ってもらうことができた。 日時:令和7年2月11日(火・祝)14時～16時 形式:ハイブリッド形式(キャンパスプラザ京都2階第1会議室/Zoomウェビナー) 対象:一般府民 参加:79名(会場7名/オンライン72名)	自殺対策として、近年増加している、子ども若者の自死予防に向けて、子ども若者に寄り添う視点のもと、子ども若者の居場所や人とのつながりの重要性について、自死防止の観点から、京都府民・京都府民の方とともに考えていく。 日時:令和8年2月11日(水・祝)14時～16時 形式:ハイブリッド形式(キャンパスプラザ京都2階第1会議室/Zoomウェビナー) 対象:一般府民	自殺対策として、人に寄り添う視点のもと、自死防止の観点から、京都府民・京都市民の方とともに考えていく。	継続	庁外	京都府臨床心理士会
1(1)①	市民全般を対象とした公開講演会の企画・実施	「人と出会い関わる」ということを広めて、少しでも生きて行きやすい社会になることを願って 年2回企画実施	10月6日(日)天台宗道心寺の住職で落語家の露の団姫氏を迎え、生と死について落語と講演をいただき、落語では笑いを交えながらも、日頃考えない死について考えてもらった。ウイングス京都:参加者149名	10月13日アンガーマネージメントのオレンジCAPO理事長の島田妙子氏に「いのちと向き合うために～私たちにできる事」自分の幼少期の虐待の経験をもとにセルフケアの大事さなどをお話いただいた。ウイングス京都:参加者122名	令和8年度も同様に年度内に1度開催予定。現在、講師を選定中。	継続	庁外	京都いのちの電話

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
1(1)①	遺族交流会、講演、対談、コンサート	自殺者、遺族への差別、偏見、誤解、無理解の払しょくのため、年1回「響きあう音とこころ」を実施。原則として、毎年12月の第1土曜日、10時～12時 遺族交流会（遺族のみ）、13時30分～16時 講演と対談、コンサート（誰でも参加可能）	12月7日（土） 場所：ハートピア京都3階大ホール 午前：10時15分～11時半 遺族交流会（遺族のみ）参加者9名 午後：13時半～16時 コンサートと講演会（どなたでも）参加者60名 ○講演：「悲しむに時があり、悲しむことを手放すにときがあり」 講師：大柴譲治氏（日本福音ルーテル大阪教会 牧師） ○コンサート：尺八&トーク 安田智博氏	12月6日（土） 場所：ハートピア京都3階大ホール 午前：10時15分～11時半 遺族交流会（遺族のみ）参加者8名 午後：13時半～16時 コンサートと講演会（どなたでも）参加者65名 ○講演：「私と遺族会 ―遺族会の活動を通して考えたこと」 講師：黒川 雅代子氏（龍谷大学短期大学部教授・遺族会ミトラ代表） ○コンサート：サクセス&ピアノ演奏「～輝くメモディー～」 サクセス& ピアノユニット ティーモ	12月6日（土） 午前：10時15分～ 遺族交流会（遺族のみ） 午後：13時半～ コンサートと講演会（どなたでも） 場所：ハートピア京都3階大ホール	継続	庁外	こころのカフェきょうと
1(1)①	自殺予防としての啓発活動、自殺未遂者・自殺念慮者に対する相談やカウンセリング活動、関係者への相談	カウンセリング、心理療法等において、自傷行為、自殺企図等の自殺関連行動に対するケア、支援を実施。	実施済	実施済	実施予定	継続	庁外	京都府臨床心理士会
1(1)①	ポスター掲出による啓発	ポスター掲出による啓発	関西の鉄道事業者共同で作成したポスター及び、厚生労働省から依頼されたポスターを地下鉄全駅に掲出	関西の鉄道事業者共同で作成したポスター（4/1～8/27）及び、厚生労働省から依頼されたポスター（9/3～9/16）を地下鉄全駅に掲出	関西の鉄道事業者共同で作成したポスター及び、厚生労働省から依頼されたポスターを地下鉄全駅に掲出予定	継続	京都市交通局	高速鉄道部運輸課
取組②自殺予防週間（9/10～16）及び自殺対策強化月間（3/1～31）の中での集中的な啓発活動								
1(1)②	自殺予防週間（9/10～16）及び自殺対策強化月間（3/1～31）の中での集中的な啓発活動	○きょう いのち ほっとブック事業 9月の自殺予防週間に合わせて、市内図書館で、自殺対策やゲートキーパーに関するパネル展示やパンフレットの配架等の啓発、「こころやいのちの大切さ」に関する図書や自殺予防・自死遺族支援に関する図書を展示している。 ○市役所玄関前パネル展の開催 自殺対策やゲートキーパーに関するパネル展示やパンフレットの配架等。 ○様々な媒体による情報発信（再掲） ホームページ・フェイスブックや、各関係機関へパンフレット等啓発物の配布等による自殺対策に関する啓発活動を実施。 ・検索連動型広告 ・フェイスブック ・LINE公式アカウント 等	○市内20図書館で9月に開催した。 ○令和6年9月9日～17日に、市役所分庁舎1階ロビーの展示スペースにおいて、パネル展示及びリーフレット等の配架を行った。 ○様々な媒体による情報発信 ・各区役所にて9月と3月に啓発動画放映 ・ホームページ、フェイスブック（随時更新） ・ストレスマウンテン京都市版の配信（常時） ・インターネット広告 ・LINEのメッセージ配信 ・TikTok広告 ・公式アプリKYO-DENTからの配信 ・普及啓発チラシの配布 などの活用により啓発活動を実施。	○市内20図書館で9月に開催した。 ○令和7年9月8日～17日に、市役所分庁舎2階ロビーの展示スペースにおいて、パネル展示及びリーフレット等の配架を行った。 令和7年9月8日～12日に、市役所本庁舎地下連絡通路の展示スペースにおいて、パネル展示を行った。 ○様々な媒体による情報発信 ・各区役所にて9月と3月に啓発動画放映 ・ホームページ、フェイスブック（随時更新） ・ストレスマウンテン京都市版の配信 ・インターネット広告 ・LINEのメッセージ配信、LINE広告 ・TikTok広告 ・公式アプリKYO-DENTからの配信 ・「こころの相談窓口」リーフレット ・普及啓発チラシの配布 などの活用により啓発活動を実施。	○市内の図書館で9月に開催予定。 ○自殺予防週間付近で分庁舎1回ロビーの展示スペースにおいて、パネル展示及びリーフレット等の配架を行う。 ○様々な媒体による情報発信 ・各区役所にて9月と3月に動画放映 ・ホームページ、フェイスブック ・インターネットの検索連動型広告 ・LINE ・TikTok広告 ・KYO-DENT ・「こころの相談窓口」リーフレット などの活用により啓発活動を実施する予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
1(1)②	啓発イベント「ライフイン灯きょうと」	自殺予防週間にあわせて、こころのカフェきょうと・京都自死・自殺相談センター・学生団体SMILE・京都府との5者共催で取り組むイベント。	「ライフイン灯きょうと2024」を開催（令和6年9月6日）こころのカフェきょうと・京都自死・自殺相談センター・京都府4者の取組としてゼスト御池河原町広場において、各団体の取組紹介や遺族の思いの発信などを実施。また、自殺対策への気持ちを表明するために市役所前広場にてLEDキャンドルの点灯を行った。	「ライフイン灯きょうと2025」を開催（令和7年9月5日）こころのカフェきょうと・京都自死・自殺相談センター・京都府5者の取組としてゼスト御池河原町広場において、各団体の取組紹介や遺族の思いの発信などを実施。また、市役所本庁舎のライトアップを実施した。	取り組み内容、方法について検討していく。	継続	京都市保健福祉局 庁外	こころの健康増進センター 障害保健福祉推進室 こころのカフェきょうと 京都自死・自殺相談センター 学生団体SMILE

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
取組③ICT(インターネットやSNS等)を活用した正しい知識と支援情報の周知【新規】								
1(1)③	【再掲】様々な媒体による情報発信	○様々な媒体による情報発信(再掲) ホームページ、フェイスブックや、各関係機関へパンフレット等啓発物の配布等による自殺対策に関する啓発活動を実施。 ・検索連動型広告 ・フェイスブック ・LINE公式アカウント 等 ○ストレスマウンテン京都市版の配信	○様々な媒体による情報発信 ・各区役所にて9月と3月に啓発動画放映 ・ホームページ、フェイスブック(随時更新) ・ストレスマウンテン京都市版の配信(常時) ・インターネット広告 ・LINEのメッセージ配信 ・TikTok広告 ・公式アプリKYO-DENTからの配信 ・普及啓発チラシの配布などの活用により啓発活動を実施。 ○閲覧数2,250件	○様々な媒体による情報発信 ・各区役所にて9月と3月に啓発動画放映 ・ホームページ、フェイスブック(随時更新) ・ストレスマウンテン京都市版の配信 ・インターネット広告 ・LINEのメッセージ配信、LINE広告 ・TikTok広告 ・公式アプリKYO-DENTからの配信 ・「こころの相談窓口」リーフレット ・普及啓発チラシの配布などの活用により啓発活動を実施。 ○閲覧数1,675件(R7.11月末時点)	○様々な媒体による情報発信 ・各区役所にて9月と3月に動画放映 ・ホームページ、フェイスブック ・インターネットの検索連動型広告 ・LINE ・TikTok広告 ・KYO-DENT ・「こころの相談窓口」リーフレットなどの活用により啓発活動を実施する予定。 ○様々な機会を利用し、周知を行うとともに、配信を継続する。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
(2)うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及								
取組①うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及								
1(2)①	市民を対象とした講演会の開催	こころの健康講座	令和6年8月29日 ラポール京都 ゲートキーパー養成研修兼こころの健康講座「守りたい大切ないのち 私たちができること」実施。71名参加	令和8年1月9日 ラポール京都 依存症市民講座兼こころの健康講座「知っておきたい大切ないのち 私たちができること～家族・友人・地域にできる支援～」実施予定	実施予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
取組②アルコール問題に対する正しい知識の普及								
1(2)②	市民を対象とした講演会の開催	・アルコールと健康を考えるセミナー ・お酒を読もう	・令和6年11月2日 キャンパスプラザ京都 アルコールと健康を考えるセミナー「知ることからはじめよう～お酒とのつきあいかた～」154名参加 ・市内18図書館で11月中に実施。	・令和7年11月8日 ラポール京都 アルコールと健康を考えるセミナー「知ることからはじめよう～お酒とのつきあいかた～」123名参加 ・市内17図書館で11月中に実施。	実施予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
取組③長時間労働等に関する勤労者のこころの健康の啓発								
1(2)③	勤労者のこころの健康の啓発	衛生管理者、労務担当者等を対象とした研修会の開催 メンタルヘルスに関する各種研修会を開催	・17回開催済 ・年間を通して開催 ・施設内会場や共催団体の会場で開催	・15回開催済、5回開催予定 ・年間を通して開催 ・施設内会場や共催団体の会場で開催	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
1(2)③	メンタルヘルスに関する研修会の開催	・うつ病の早期受診と適切な対応の知識の普及 ・勤労者(①産業医、看護職、衛生管理者、労務担当者、②産業医、③かかりつけ医・産業医、④衛生管理者、労務担当者等)へメンタルヘルスに関わる研修会を開催	・31回開催 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	・31回開催済、6回開催予定 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
取組④産後うつ病に対する正しい知識の普及								
1(2)④	妊婦相談事業	母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師が面接を行い、産後うつ病等、妊娠出産・育児に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	実施者数:8,022人	引き続き、母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師が面接を行い、産後うつ病等、妊娠出産・育児に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行っている。	引き続き、母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師が面接を行い、産後うつ病等、妊娠出産・育児に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1(2)④	こんにちはプレママ事業	初妊婦及び継続支援が必要な妊婦の家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や妊娠・出産に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	訪問件数:実3,289件、延3,404件	初妊婦及び継続支援が必要な妊婦の家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や妊娠・出産に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行っている。	引き続き、初妊婦及び継続支援が必要な妊婦の家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、母子の健康管理や妊娠・出産に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。また、上記以外の妊婦に対し、妊娠8か月頃を目途に郵送するアンケートにより面談の希望の有無を把握し、希望者に対し面談を行う。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1(2)④	新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	訪問件数:延7,924件	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行っている。	引き続き、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
取組⑤思春期健康教育の充実								
1(2)⑤	市民を対象とした講演会の開催	思春期・青年期のこころの健康について考える講演会 若者の薬物問題について考える講演会	令和7年1月22日 ラポール京都 依存症市民講座「やめたくてもやめられない依存症って？」98名参加	令和8年1月9日 ラポール京都 依存症市民講座「知っておきたいギャンブル等依存症のこと～家族・友人・地域にできる支援～」実施予定	未定	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
1(2)⑤	命の誕生から命の大切さに関する知識の普及啓発	自分の命、次世代をつなぐ命を大切に、生涯を通じて健康を保持できるライフプランをより良く考えるための材料として、医学的・科学的に正しい知識を身につけられるよう、学校保健・地域保健等が連携し、性と妊娠に関する教育を実施。	思春期健康教育 実施回数:36回 参加者数:3,436名	自分の命、次世代をつなぐ命を大切に、生涯を通じて健康を保持できるライフプランをより良く考えるための材料として、医学的・科学的に正しい知識を身につけられるよう、学校保健・地域保健等が連携し、性と妊娠に関する教育を実施している。	引き続き、自分の命、次世代をつなぐ命を大切に、生涯を通じて健康を保持できるライフプランをより良く考えるための材料として、医学的・科学的に正しい知識を身につけられるよう、学校保健・地域保健等が連携し、性と妊娠に関する教育を実施する。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
(3)自殺を防ぐ地域力の向上								
取組①地域力を生かした市民と共汗による気づきと見守りの地域づくり								
1(3)①	市民全般を対象とした傾聴講座の企画・実施	簡単な応答実習を体験していただき「聴く」ことを実感として学んでいただき、いのちの電話の活動を肌で感じていただく。	2月11日、2月24日、3月8日の3回行い傾聴のやり方について研修し、実際に簡単なロープレを行い傾聴の難しさを感じていただいた。ウイングス京都:参加27名	2月11日、2月23日、3月7日の3回行い傾聴のやり方について研修し、実際に簡単なロープレを行い傾聴の難しさを感じていただく。ウイングス京都	年度末に3回行い傾聴のやり方について研修し、実際に簡単なロープレを行い傾聴の難しさを感じていただく。ウイングス京都の電話の活動を知ってもらう。参加者に相談員説明会の案内を行う。	継続	庁外	京都いのちの電話
1(3)①	身近な地域での見守り活動、居場所づくり、相談対応の取組	社会的な孤立を防ぐことを目的に、学区社会福祉協議会等、地域福祉組織による、身近な地域での見守り活動、居場所づくり、そこに寄せられる相談への対応。	継続して実施	継続して実施	継続して実施する	継続	庁外	京都市社会福祉協議会
1(3)①	消費者被害防止等のための市民ボランティアの募集	消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、地域に密着した消費者啓発の核となる「京(みやこ)・くらしのサポーター」を募集し、日常生活の中での目配り、気配りなど、地域の高齢者等の見守りを行っていく。	・京(みやこ)・くらしのサポーター:22名(令和7年3月末時点) ・広報紙等の配布回数:6回(参加者延べ84名) ・情報交換会の開催:1回	・京(みやこ)・くらしのサポーター:21名(令和7年12月末時点) ・広報紙等の配布回数:5回(参加者延べ59名) ・情報交換会の開催:1回	・京(みやこ)・くらしのサポーターと協働して地域に密着した啓発活動を行う。	継続	京都市文化市民局	消費生活総合センター
取組②こころのふれあいネットワーク活動を生かした地域づくり								
1(3)②	こころのふれあいネットワークにおける活動	・こころのふれあいネットワーク活動を生かした地域づくりを行う。講演会への参加、作品展の受付等 ・自殺予防に関する啓発等の実施	・こころのふれあいネットワーク活動として、こころの健康に関する講演会や自殺対策をテーマとした研修会の実施、作品展にあわせてゲートキーパーのパネル展示等を行う。(各区における取組) ・講演会や作品展等でゲートキーパーのパネル展示等を実施。	・こころのふれあいネットワーク活動として、こころの健康に関する講演会や自殺対策をテーマとした研修会の実施、作品展にあわせてゲートキーパーのパネル展示等を行う。(各区における取組) ・講演会や作品展等でゲートキーパーのパネル展示等を実施。	・こころのふれあいネットワーク活動として、こころの健康に関する講演会や自殺対策をテーマとした研修会の実施、作品展にあわせてゲートキーパーのパネル展示等を行う。(各区における取組予定) ・講演会や作品展等でゲートキーパーのパネル展示等を実施予定。	継続	京都市保健福祉局	各区保健福祉センター こころの健康増進センター
取組③誰もが気軽に利用できる居場所づくり								
1(3)③	こころのふれあい交流サロンの活動	地域において、こころの病を抱える当事者と地域住民の交流を図り、居場所づくりとする。 平成26年度から機能強化型サロンを2箇所設置し、既存の11箇所のうち7箇所に相談員を派遣し日常生活等への相談実施(月2回)	サロン利用者数19,576人 派遣相談員による相談件数171件	サロン利用者数9,622人 派遣相談員による相談件数103件 ※令和7年9月末時点	引き続き実施する。	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
取組④子どもに関するPTAや地域との連携【充実】								
1(3)④	人権学習会	一人一人の人権が尊重され、かけがえのない「いのち」が輝く社会の実現と、子どもたちの健やかな育ちを目指すPTAの願いを市民に理解してもらうことを目的に、人権学習会を実施。	昨年度に引き続き、動画配信による人権学習会を京都市PTA連絡協議会が実施。12月2日(月)に「発達障害・不登校」をテーマに講演を事前収録し、令和7年1月22日(水)から1年間、YouTubeで公開し、啓発を行った。	引き続き、動画配信による人権学習会を京都市PTA連絡協議会が実施。12月5日(金)に「障害を持つ子どもの子育て」をテーマに講演を事前収録し、令和8年1月から1年間、YouTubeで公開予定。	人権学習会を実施予定(実施時期検討中)。	継続	京都市教育委員会	生涯学習部学校地域協働推進担当
1(3)④	親と子のこころのほっとライン	子育ての悩み、友人関係や身体に関する悩みなど、様々な悩みに直面しながら、身近に相談できる相手がいない「親」や「子ども」たちの幅広い相談について、様々な研修等を受けているボランティアの相談員が、子どもの年齢に関係なくワンストップで対応する。	相談件数:1,152件	子育ての悩み、友人関係や身体に関する悩みなど、様々な悩みに直面しながら、身近に相談できる相手がいない「親」や「子ども」たちの幅広い相談について、様々な研修等を受けているボランティアの相談員が、子どもの年齢に関係なくワンストップで対応している。	引き続き、子育ての悩み、友人関係や身体に関する悩みなど、様々な悩みに直面しながら、身近に相談できる相手がいない「親」や「子ども」たちの幅広い相談について、様々な研修等を受けているボランティアの相談員が、子どもの年齢に関係なくワンストップで対応する。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	育成推進課
取組⑤高齢者への見守りの推進								
1(3)⑤	友愛運動を実施	・「話し相手」を基本とした独居訪問を実施 ・買い物の手助けなどの仲間同士の支えあいなどクラブ単位で実施	各区老連にて実施済。	各区老連にて実施済。	各区老連にて実施	継続	庁外	京都市老人クラブ連合会

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プランNo.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
1(3)⑤	老人福祉員の活動	市長から委嘱された老人福祉員が、主にひとり暮らしの高齢者等を訪問し、安否の確認、話し相手、関係行政機関・団体との連絡を行い、地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるように支援する。	・ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手となること等を通じて、高齢者の地域生活の支援を行った。(以下の数値は令和6年11月調査結果) 把握しているひとり暮らし高齢者数45,302人 訪問しているひとり暮らし高齢者数31,680人 訪問率69.9% 老人福祉員ひとり当たりの月平均訪問回数30回	ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手となること等を通じて、高齢者の地域生活の支援を行っている。	ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手となること等を通じて、全市で1,472人(定数)の老人福祉員が高齢者の地域生活の支援を行う。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
1(3)⑤	一人暮らしお年寄り見守りサポーター	地域の一人暮らしのお年寄りなどへの目配りや、支援が必要と思われるお年寄りについて地域包括支援センターに連絡・相談を行っていただくサポーターを養成することにより、既存の地域ネットワークの更なる充実と、高齢者が安心して健やかに暮らすことのできる環境整備を進める。	サポーター向けの研修会を市内複数の地域包括支援センターにて開催した。	サポーター向けの研修会を市内複数の地域包括支援センターにて開催中。	サポーター向けの研修会を市内複数の地域包括支援センターにて実施する。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
(4)関係機関の連携体制等の充実								
取組①京都市地域自殺対策推進センターを中核とした関係機関との連携強化								
1(4)①	京都市自殺総合対策連絡会の開催	自殺対策について、関係機関との連携を図るため、会議を開催している。	令和7年3月25日開催	令和8年3月24日開催	開催予定(開催時期等未定)	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
1(4)①	京都市自殺総合対策庁内推進会議の開催	庁内関係部局が連携し、自殺対策を総合的に推進するため、会議を開催している。	令和7年2月14日開催	令和8年3月12日開催	開催予定(開催時期等未定)	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
取組②いのちの大切さに取り組む団体活動への連携・協力								
1(4)②	京都いのちの電話相談員養成確保事業補助	自殺予防を目的として、相談者の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域生活において営むことができるよう支援するために必要な知識・技術を、相談員が習得することを支援する。また、電話相談員の通勤費の一部を補助し、相談員の確保を支援する。(令和7年度から補助対象を拡充(研修受講費及び相談員通勤費の一部を追加))	補助金を交付した。	令和7年度から、補助対象を養成研修運営費に加え、研修受講費と相談員通勤費の一部に拡充した。 【補助実績(上半期分)】 ・研修運営費 ・研修受講費(1年次16名、2年次10名) ・相談員交通費(75名)	引き続き、京都いのちの電話の活動への支援を行う。	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
1(4)②	こころのカフェきょうと(自死遺族サポートチーム)への支援	例会(分かち合いの会)の案内 こころのカフェきょうと「フリースペース」への支援	フリースペース22回開催。 参加者139名。スタッフ含め総数延184名参加	フリースペース12回開催予定。	引き続き、会の案内とこころのカフェきょうと「フリースペース」への支援を行う。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
1(4)②	メール相談補助	京都自死・自殺相談センターが実施するメール相談事業へ補助を実施	補助金を交付した。 (京都自死・自殺相談センターにおけるメール総受信件数:2,428件)	補助金を交付する。 (京都自死・自殺相談センターにおけるメール総受信件数:1,310件※令和7年11月末時点)	引き続き補助金を交付する。	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
1(4)②	京都府くらしとこころの総合相談会への相談員派遣	京都府が実施する総合相談会への相談員派遣	参加	参加	京都府から依頼があれば随時対応	継続	庁外	京都司法書士会 京都府臨床心理士会
1(4)②	京のいのち支え隊(京都府)への参加	府内の相談・支援機関が連携し、情報共有を進め、より良い相談体制の構築を図る等の活動を通じて、「オール京都」体制での寄り添い支援を図る。	11月22日開催の総会に参加した。	参加予定(2月6日)	京都府から依頼があれば随時対応	継続	京都市保健福祉局 庁外	こころの健康増進センター こころのカフェきょうと 京都司法書士会 京都弁護士会 京都府臨床心理士会
1(4)②	京都府自殺対策専門的支援事業(臨床心理士派遣事業)への協力	民間企業、団体からの研修依頼等に対して、臨床心理士を派遣 ・従業員等を対象としたメンタルヘルスケア研修 ・管理監督者を対象としたスーパービジョンやコンサルテーション ・自殺予防対策研修 等	1件	0件	京都府から依頼があれば随時対応	継続	庁外	京都府臨床心理士会

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
1(4)②	自殺対策担当理事の設置	自殺対策担当理事を設置し、各機関、団体等との連携を促進 ①京都市自殺総合対策連絡会への参画 ②京都府自殺対策推進協議会及び計画部会への参画 ③日本臨床心理士会との連携	①京都市自殺総合対策連絡会への参画 ②京都府自殺対策推進協議会への参画 ③日本臨床心理士会との連携	①京都市自殺総合対策連絡会への参画 ②京都府自殺対策推進協議会への参画 ③日本臨床心理士会との連携	自殺対策担当理事を設置し、各機関、団体等との連携を促進 ①京都市自殺総合対策連絡会への参画 ②京都府自殺対策推進協議会及び計画部会への参画 ③日本臨床心理士会との連携	継続	庁外	京都府臨床心理士会
1(4)②	自殺対策委員会の設置	委員会を設置し、各種団体等との連携を図る。	参加	参加	参加予定	継続	庁外	京都司法書士会
1(4)②	自死遺族サポーター養成研修(京都府)への参加	—	なし	なし	京都府からの実施案内があれば参加する	継続	庁外	京都司法書士会
1(4)②	他団体とのネットワークの構築	ライフリンク・全国自死遺族総合支援センター・自死対策民間団体ネットワーク いのち支える自殺対策推進センター 関西遺族会ネットワーク	ライフリンク、いのち支える自殺対策推進センター、全国自死遺族総合支援センター、関西遺族会ネットワークの会議・研修に参加。	ライフリンク、いのち支える自殺対策推進センター、全国自死遺族総合支援センター、関西遺族会ネットワークの会議・研修に参加	ライフリンク、いのち支える自殺対策推進センター、全国自死遺族総合支援センター、関西遺族会ネットワークの会議・研修に参加予定	継続	庁外	こころのカフェきょうと
1(4)②	行政・取組団体へのスタッフ派遣、実習受入れ	実習受入れ	依頼なし。実施せず。	京都市の精神保健福祉相談員養成研修の講師としてスタッフ派遣。1回。	現在のところ予定なし。依頼があれば随時検討	継続	庁外	こころのカフェきょうと

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
取組方針2 適切な相談支援と医療につなげる体制づくり(危機対応)								
(1)地域における相談体制の整備								
取組①相談窓口の周知の徹底								
2(1)①	【再掲】様々な媒体による情報発信	○ホームページ・フェイスブックや、各関係機関へパンフレット等啓発物の配布等による自殺対策に関する啓発活動を実施。 ・検索連動型広告 ・フェイスブック ・LINE公式アカウント 等 ○ストレスマウンテン京都市版の配信	・各区役所にて9月と3月に啓発動画放映 ・ホームページ、フェイスブック(随時更新) ・ストレスマウンテン京都市版の配信(常時) ・インターネット広告 ・LINEのメッセージ配信 ・TikTok広告 ・公式アプリKYO-DENTからの配信 ・普及啓発チラシの配布などの活用により啓発活動を実施。	・各区役所にて9月と3月に啓発動画放映 ・ホームページ、フェイスブック(随時更新) ・ストレスマウンテン京都市版の配信 ・インターネット広告 ・LINEのメッセージ配信、LINE広告 ・TikTok広告 ・公式アプリKYO-DENTからの配信 ・「こころの相談窓口」リーフレット ・普及啓発チラシの配布などの活用により啓発活動を実施。	・各区役所にて9月と3月に動画放映 ・ホームページ、フェイスブック ・インターネットの検索連動型広告 ・LINE ・TikTok広告 ・KYO-DENT ・「こころの相談窓口」リーフレットなどの活用により啓発活動を実施する予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
取組②様々な相談に対応できる重層的な支援体制の充実								
2(1)②	きょうほっとあした〜くらしとこころの総合相談会～	自殺総合対策連絡会の参加団体と連携し、弁護士・司法書士・心理士・保健師・産業カウンセラー・僧侶・自死遺族等の専門家による相談会を年間15回実施。 ※H30～学生、初回相談者の予約優先制度を導入。	平日相談7回、土曜相談2回開催。 来所人数98人(内オンライン相談6人) 相談延件数130件(内オンライン相談延7件)	平日相談7回、土曜相談2回開催。	平日相談7回、土曜相談2回開催予定。引き続き、自殺予防のためのワンストップ支援としての役割を担う。対面相談とオンライン相談のどちらかを選べる形で実施する。	継続	京都市保健福祉局 庁外	こころの健康増進センター こころのカフェきょうと 京都司法書士会 京都弁護士会 京都府臨床心理士会
2(1)②	こころくらしの法律相談会	NPO法人京都自死・自殺相談センターと司法書士が連携し、こころの悩みや身近な法律問題を抱えている方々への法律相談会を開催する。	令和7年3月1日(土)に実施 面談、電話合計11名の相談があった	令和8年3月に実施予定	継続して実施	継続	庁外	京都司法書士会 京都自死・自殺相談センター
2(1)②	自殺予防に係る専門家による個別支援	自死遺族・自殺予防こころの相談電話(きょうこころ・ほっとでんわ)で把握した専門的な支援を要する悩みを持つ市民に対し、専門相談窓口(弁護士、司法書士、産業カウンセラー、自死遺族等)へのつなぎ支援を行う体制を確保する。	継続して実施した。 令和6年度実績0件	継続して実施 令和7年度実績0件(令和7年度11月末時点)	継続して実施	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター
2(1)②	メール、手紙、面談での相談	随時対応(窓口非公開)	メール相談事業におけるメール総受信件数:3,681件	メール相談事業におけるメール総受信件数:2,065件(令和7年11月末現在)	継続して実施	継続	庁外	京都自死・自殺相談センター
2(1)②	いのちの電話	・24時間年中無休の電話相談の実施 ・フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」を毎月10日に実施	電話事業を継続して実施した。 送受信件数 17,907件(無言を除く)	電話事業を継続して実施。	・24時間年中無休の電話相談の実施 ・フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」を毎月10日に実施	継続	庁外	京都いのちの電話
2(1)②	自殺念慮者を対象とした深夜の電話相談窓口	毎週金・土曜日19:00～翌1:00 ①精神的な支援 ②自死の危険度が高い際の緊急出動 ③必要に応じた付き添い支援	毎週金・土曜日19:00～翌1:00	毎週金・土曜日19:00～翌1:00	毎週金・土曜日19:00～翌1:00	継続	庁外	京都自死・自殺相談センター
2(1)②	【再掲】自殺予防としての啓発活動、自殺未遂者・自殺念慮者に対する相談やカウンセリング活動、関係者への相談	カウンセリング、心理療法等において、自傷行為、自殺企図等の自殺関連行動に対するケア、支援を実施。	カウンセリング、心理療法等において、自傷行為、自殺企図等の自殺関連行動に対するケア、支援を実施。	カウンセリング、心理療法等において、自傷行為、自殺企図等の自殺関連行動に対するケア、支援を実施。	カウンセリング、心理療法等において、自傷行為、自殺企図等の自殺関連行動に対するケア、支援を実施予定。	継続	庁外	京都府臨床心理士会
2(1)②	ケアラーに対する包括的な支援体制の構築	ケアラーの相談を包括的に受け止め、分野横断的に支援施策等の状況を提供し、必要な支援につないでいく。 また、当該窓口においては、当事者や支援者が作る居場所やピアサポートにケアラーをつなぐ、ケアラー(元ケアラー)の活躍の場を見出す、ケアラー支援に関する情報発信、情報収集や調査・研究を行う等の取組も実施し、ケアラー支援の一層の充実を図る。	-	-	開始時期や実施体制等の内容は調整中。	新規	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
取組③「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」による相談の実施								
2(1)③	自死遺族・自殺予防こころの相談電話(きょう・こころ・ほっとでんわ)	自死遺族の孤立を防ぎ、悩みを抱えている人の思いに耳を傾け、相談者の不安を軽減するための電話相談窓口の設置	相談件数11,904件 内訳:自死遺族相談68件、自殺予防2,116件、その他9,720件	令和7年度から相談時間を平日9時～16時に変更して電話相談を実施。	引き続き、平日9時～16時に電話相談を実施。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
取組④相談機関の連携の強化								
2(1)④	自殺が疑われる行方不明届出受理時の対応	関係警察署への手配及び迅速な捜索活動の実施	○京都市内の行方不明者受理件数(令和6年中)1800件(前年比-20件) うち自殺企図者としての受理件数(令和6年中)189件(前年比+12件) ○届出人等への調査(聴取)にて、行方不明者の立ち回り先等が判明した際は、関係警察署への手配及び迅速な捜索活動を実施する。 ○発見した自殺企図者及びその家族に対し、必要に応じて相談(カウンセリング)可能な関係機関等を教示する。	○京都市内の行方不明者受理件数(令和7年10月末現在) 1456件(前年比-50件) うち自殺企図者としての受理件数165件(前年比+4件) ○届出人等への調査(聴取)にて、行方不明者の立ち回り先等が判明した際は、関係警察署への手配及び迅速な捜索活動を実施する。 ○発見した自殺企図者及びその家族に対し、必要に応じて相談(カウンセリング)可能な関係機関等を教示する。	○届出人等への調査(聴取)にて、行方不明者の立ち回り先等が判明した際は、関係警察署への手配及び迅速な捜索活動を実施する。 ○発見した自殺企図者及びその家族に対し、必要に応じて相談(カウンセリング)可能な関係機関等を教示する。	継続	庁外	京都府警察本部
2(1)④	医療機関等におけるパンフレットの配布	警察や医療機関において、自殺未遂者及びその家族へ相談窓口等のパンフレットを配布	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付予定	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
2(1)④	京都市自殺ストップセンターとの連携	継続相談の対応(こころの健康増進センター及び保健福祉センター)	事例検討会の開催なし。	必要な事例についてはこころの健康増進センター及び保健福祉センター、京都市自殺ストップセンター等において共有する。	必要な事例についてはこころの健康増進センター及び保健福祉センター、京都市自殺ストップセンター等において共有する。	継続	京都市保健福祉局 庁外	こころの健康増進センター 京都弁護士会
取組⑤各区役所・支所の自殺対策の総合的な相談支援								
2(1)⑤	区役所・支所保健福祉センター(障害保健福祉課)での相談支援	こころの健康や悩み、精神保健福祉に関する相談を受け、悩みを抱えた方へ寄り添う支援の充実を行う。	相談員による精神保健福祉相談日 延相談件数:716件 精神保健福祉に関する相談(精神保健福祉相談員・保健師) 面接延件数:5,350件 電話相談延件数:16,548件 訪問延件数:2,482件	引き続き、精神保健福祉相談員及び保健師による精神保健福祉に関する相談支援を行う。	引き続き、精神保健福祉相談員及び保健師による精神保健福祉に関する相談支援を行う。	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター
取組⑥こころの健康等への相談体制の充実								
2(1)⑥	【再掲】区役所・支所保健福祉センター(障害保健福祉課)での相談支援	こころの健康や悩み、精神保健福祉に関する相談を受け、悩みを抱えた方へ寄り添う支援の充実を行う。	相談員による精神保健福祉相談日 延相談件数:716件 精神保健福祉に関する相談(精神保健福祉相談員・保健師) 面接延件数:5,350件 電話相談延件数:16,548件 訪問延件数:2,482件	引き続き、精神保健福祉相談員及び保健師による精神保健福祉に関する相談支援を行う。	引き続き、精神保健福祉相談員及び保健師による精神保健福祉に関する相談支援を行う。	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
2(1)⑥	医療、教育、福祉、産業等の各領域におけるカウンセリング活動	日々のカウンセリング活動には、さまざまな相談がある。不登校、いじめ、うつ病、離婚、恋愛問題、就職、転職など人生のあらゆる悩みの背後に自殺と深く関わっている。それらのカウンセリングにおいて、自殺の可能性をいち早く見抜き、それを未然に防止するための活動をしている。 ①医療分野：精神科、神経科、小児科、内科等でのカウンセリング。患者だけではなく、保護者面接による自殺予防活動を実施 ②福祉分野：施設での人間関係、虐待、発達障害等の問題に関するカウンセリングを通じた自殺予防活動を実施 ③教育分野：幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学に至るまでスクールカウンセラー、大学学生相談室による日々のカウンセリング活動を通じて、自殺念慮をいち早くキャッチして自殺予防活動を実施 ④産業分野：産業カウンセリング等において、就活、新入社員、昇進、転職、定年などの節目時期に危機に状態での自殺発生を事前に予防するための活動を実施	継続して実施した。	継続して実施する。	取り組み内容に記載の通り取り組んでいく予定。	継続	庁外	京都府臨床心理士会
取組⑦生活や経済問題の相談体制の充実								
2(1)⑦	区役所・支所保健福祉センター(生活福祉課)での相談支援	生活保護や住居を喪失された方への支援をはじめ、子ども、ひとり親家庭、障害のある方、高齢者の方々に対する福祉施策や介護保険等について相談支援を行う。	相談件数：12,857件	相談件数：8,514件(11月末時点)	昨年度に引き続き、丁寧な相談支援を実施していく。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
2(1)⑦	ホームレス無料法律相談	法律相談を京都市中央保護所において月1回実施(京都弁護士会に委託)	相談者数：11名	区役所・支所等で実施している無料法律相談やその他の法律相談で代替することとし、本事業は廃止	廃止	終了	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
2(1)⑦	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業	新規相談総件数：1,028件(電話相談を含む)	新規相談総件数：760件(11月末時点)(電話相談を含む)	昨年度に引き続き、丁寧な相談支援を実施していく。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
2(1)⑦	福祉資金・教育支援資金	各区社会福祉協議会において、高齢、障害者及び低所得者の世帯に対して日常生活を営む上で、一時的に必要な経費の貸付に関する受付の相談を行っている。	継続して実施	継続して実施	継続して実施予定	継続	庁外	京都市社会福祉協議会
2(1)⑦	総合支援資金	各区社会福祉協議会において、失業や収入減少により生活基盤が脆弱になった世帯に対して、再建のために必要な生活費等の貸付に関する受付の相談を行っている。	継続して実施	継続して実施	継続して実施予定	継続	庁外	京都市社会福祉協議会
2(1)⑦	住居確保給付金支給事業	離職により住宅を失った、またはそのおそれの高い一定水準以下の低所得者に有期で家賃相当額を支給し、面接による就労支援を行う。	新規支給決定件数：124件	新規支給決定件数：84件(11月末時点)	昨年度に引き続き、家賃相当額の支給と面接による丁寧な就労支援を実施していく	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
2(1)⑦	地域あんしん支援員設置事業	既存の制度や地域だけでは対応が難しい制度の狭間等の問題や、福祉サービスの支援を拒否されるなどの問題を抱えている方に対して寄り添い、関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける。	125世帯に対し支援を実施(令和6年度)	118世帯に対し支援を実施(令和7年度※令和7年11月末時点)	引き続き、地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組む。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
2(1)⑦	こころくらしの法律相談会	NPO法人京都自死・自殺相談センターと司法書士が連携し、こころの悩みや身近な法律問題を抱えている方々への法律相談会を開催する。	令和7年3月1日(土)に実施 面談、電話合計11名の相談があった	令和8年3月に実施予定	継続して実施	継続	庁外	京都司法書士会 京都自死・自殺相談センター
2(1)⑦	京都くらしとこころの法律相談窓口	京都弁護士会による電話相談(毎週月曜16時～18時)	毎週月曜16時～18時 京都くらしとこころの法律相談窓口 令和6年度相談件数 54件	毎週月曜16時～18時 京都くらしとこころの法律相談窓口 実施中 令和7年12月31日現在56件	令和7年度と同様に実施予定	継続	庁外	京都弁護士会

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
2(1)⑦	【再掲】ケアラーに対する包括的な支援体制の構築	ケアラーの相談を包括的に受け止め、分野横断的に支援施策等の状況を提供し、必要な支援についでいく。 また、当該窓口においては、当事者や支援者が作る居場所やピアサポートにケアラーをつなぐ、ケアラー（元ケアラー）の活躍の場を見出す、ケアラー支援に関する情報発信、情報収集や調査・研究を行う等の取組も実施し、ケアラー支援の一層の充実を図る。	-	-	開始時期や実施体制等の内容は調整中。	新規	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
取組⑧多重債務者等への相談体制の充実								
2(1)⑧	法律相談	初回無料の多重債務相談のほか、離婚問題、DV、遺言相続、交通事故、犯罪被害者支援等、あらゆる法律問題について法律相談を実施している。実施場所は、京都弁護士会館、京都駅前法律相談センター及び京都府下各法律相談センター（木津川市、京田辺市、南丹市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市）のほか、自治体と連携して、市役所・区役所等、多数用意している。 なお有料で実施している法律相談についても、一定要件を満たす場合には、民事法律扶助制度の利用が可能であり、その場合には相談者は費用の負担を要しない。	会館内相談 6445件 会館外センター相談 1896件	令和7年12月31日現在 会館内相談 5131件 会館外センター相談 1754件	令和7年度と同様に実施予定	継続	庁外	京都弁護士会
2(1)⑧	出張相談の実施	—	なし	なし	依頼があれば対応	継続	庁外	京都司法書士会
2(1)⑧	多重債務専用ダイヤル	消費生活総合センターにおいて、消費生活専門相談員が、相談者の債務状況について事情を聴取し、具体的な解決方法等について助言したうえで、弁護士等の専門機関へ確実に取り次ぐ。	・相談件数 242件	・相談件数 161件（令和7年11月末時点）	消費生活総合センターにおいて、消費生活専門相談員が、相談者の債務状況について事情を聴取し、具体的な解決方法等について助言したうえで、弁護士等の専門機関へ確実に取り次ぐ。 実施時期：毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	継続	京都市文化市民局	消費生活総合センター
2(1)⑧	弁護士による多重債務特別相談	受任を前提にじっくりと相談できる窓口を確保するため、多重債務問題を専門とする弁護士による特別相談を実施する。	・相談件数 27件	・相談件数 20件（令和7年12月末時点）	受任を前提にじっくりと相談できる窓口を確保するため、多重債務問題を専門とする弁護士による特別相談を実施する。 実施時期及び定員：毎月第1、第3、第5水曜日の夜間（午後6時～7時半）（各2名）。	継続	京都市文化市民局	消費生活総合センター
取組⑨失業者に対する雇用機会の創出								
2(1)⑨	失業者に対する雇用機会の創出	採用力向上セミナーや企業と大学の求人情報交換会を通じた若者の就職支援を後押しする事業を実施	実施した。	実施する。	実施予定。	継続	庁外	京都商工会議所
取組⑩職場におけるメンタルヘルス対策の推進【充実】								
2(1)⑩	中小企業に対する支援	・経営安定特別相談により経営危機に陥った中小企業からの相談対応	実施した。	実施する。	実施予定。	継続	庁外	京都商工会議所
2(1)⑩	京都中小企業担い手確保・定着支援事業の実施	中小企業の成長を支える担い手の確保を図るため、平成28年4月にキャンパスプラザ京都に設置した「京都市わかもの就職支援センター」を拠点に、中小企業情報WEBサイトによる学生に向けた情報発信や、大学への出張セミナー、京都企業を取材しその魅力を発信するインターンシップ事業などのほか、セミナーの開催など、定着支援の取組を実施する。	・個別カウンセリング利用者数 延べ288名 ・学生と企業の交流会 参加学生数 延べ1,827名 ・京のまち企業訪問サイトの掲載企業数 4,079社（令和6年度末時点） ・「京の企業「働き方改革」自己診断制度」活用企業数 3,862社（令和6年度末時点）	継続して実施する。	継続して実施する。	継続	京都市産業観光局	産業企画室
2(1)⑩	【再掲】メンタルヘルスに関する研修会の開催	・うつ病の早期受診と適切な対応の知識の普及 ・勤労者（①産業医、看護職、衛生管理者、労務担当者、②産業医、③かかりつけ医・産業医、④衛生管理者、労務担当者等）へメンタルヘルスに関わる研修会を開催	・31回開催 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	・31回開催済、6回開催予定 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
2(1)⑩	かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会の実施	【産業医研修会の開催】 産業医を対象としたメンタルヘルスに関わる研修会を開催	・14回開催 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	・16回開催済、1回開催予定 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
		医師会と連携し研修会を開催	南部：9月26日(木)府医師会館23名 北部：9月28日(土)舞鶴医師会館18名	南部：12月11日(木)府医師会館43名 北部：9月27日(土)舞鶴医師会館22名	南部：12月10日(木)府医師会館で開催予定 北部：9月26日(土)舞鶴医師会館	継続	京都市保健福祉局 庁外	こころの健康増進センター 京都府医師会
2(1)⑩	市内の精神科医やこころの健康増進センターと連携した支援	京都産業保健総合支援センターが、必要に応じて市内の医療機関やこころの健康増進センターと連携した支援を行う。	必要に応じて連携をとっている。	必要に応じて連携をとっている。	必要に応じて連携をとる。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
取組⑩様々な悩みを抱える女性への支援【新規】								
2(1)⑪	ウイングス京都での相談事業	一般相談・専門相談(女性への暴力相談・法律相談(女性対象)・男性のための相談、男性のためのDV電話相談)を継続して実施する。	・一般相談件数 1,569件 ・専門相談件数 362件	・一般相談件数 1,088件 ・専門相談件数 222件 (令和7年11月末時点)	一般相談・専門相談(女性への暴力相談・法律相談(女性対象)・男性のための相談、男性のための電話相談)を継続して実施する。	継続	京都市文化市民局	共生社会推進室
2(1)⑪	京都市DV相談支援センターでの相談及びDV被害者支援事業	相談援助(又は相談機関の紹介)、カウンセリング、緊急ホットライン、被害者の自立生活促進のための情報提供や援助、保護命令制度や保護施設の利用についての情報提供や援助等を実施する。	相談件数 6,647件	相談件数 4,267件(令和7年11月末時点)	相談援助(又は相談機関の紹介)、カウンセリング、緊急ホットライン、被害者の自立生活促進のための情報提供や援助、保護命令制度や保護施設の利用についての情報提供や援助等を実施する。	継続	京都市文化市民局	共生社会推進室
2(1)⑪	つながる相談室	長引くコロナ禍で孤独やしんどさを感じている女性に寄り添う「つながる相談室」を設置。資格を持った相談員が話を聞き、必要なサポートと一緒に考える。	相談件数 140件	相談件数 62件(令和7年11月末時点)	ウイングス京都「女性のための相談」と統合し、一般相談・専門相談(女性への暴力相談・法律相談)を実施する。	終了	京都市文化市民局	共生社会推進室
2(1)⑪	つながるスペース	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、孤独・孤立で不安や困難・課題を抱える女性に寄り添い、社会とのつながりを回復することを目的に、不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業を実施。居場所づくりの実施(ピアサポート)の一環として、「つながるスペース」を開催	令和6年12月1日(日)実施 参加者数 22名	令和7年9月7日(日)実施 参加者数 41名	孤独・孤立で不安や困難・課題を抱える女性に寄り添い、社会とのつながりの回復を目的として、相談支援等を行うとともに、女性が日々の悩みを語り合える居場所の提供を継続して実施する。	継続	京都市文化市民局	共生社会推進室
2(1)⑪	困難な問題を抱える女性に対する支援事業	京都市女性のための相談支援センター「みんと」において、様々な困難を抱える女性に対し包括的な支援を実施する。	相談件数 724件	相談件数 1,001件(令和7年11月末時点)	様々な困難な問題を抱える女性に対し、相談援助(又は相談機関の紹介)、カウンセリング、弁護士・精神科医による相談、緊急時における安全確保に向けた支援、福祉施策の情報提供、住居・就労等の自立支援等を実施する。	継続	京都市文化市民局	共生社会推進室
2(1)⑪	SNS等での相談支援事業(みんはぐ)	思いがけない妊娠や出産、子育てに関する不安や悩みに対し、SNS等を活用した相談支援や必要な情報提供等を行う。	相談件数(妊娠・出産・子育て等に関する相談) 1,037件	令和7年7月からは京都府と共同で「きょうと妊娠から子育てSNS相談」及び「きょうと妊娠SOS」の2つの相談窓口を設置した。、子育てに関する不安や悩み、不妊や不育に関する相談、思いがけない妊娠や出産に対し、SNS等を活用した相談支援や必要な情報提供等を実施。	引き続き京都府と共同で「きょうと妊娠から子育てSNS相談」及び「きょうと妊娠SOS」の2つの相談窓口を設置した。、子育てに関する不安や悩み、不妊や不育に関する相談、思いがけない妊娠や出産に対し、SNS等を活用した相談支援や必要な情報提供等を実施。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課
取組⑫家庭問題等の相談とDV被害者への支援								
2(1)⑫	【再掲】法律相談	初回無料の多重債務相談のほか、離婚問題、DV、遺言相続、交通事故、犯罪被害者支援等、あらゆる法律問題について法律相談を実施している。実施場所は、京都弁護士会館、京都駅前法律相談センター及び京都府下各法律相談センター(木津川市、京田辺市、南丹市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市)のほか、自治体と連携して、市役所・区役所等、多数用意している。なお有料で実施している法律相談についても、一定要件を満たす場合には、民事法律扶助制度の利用が可能であり、その場合には相談者は費用の負担を要しない。	会館内相談 6445件 会館外センター相談 1896件	令和7年12月31日現在 会館内相談 5131件 会館外センター相談 1754件	令和7年度と同様に実施予定	継続	庁外	京都弁護士会

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
2(1)⑫	【再掲】ウイングス京都での相談事業	一般相談・専門相談(女性への暴力相談・法律相談(女性対象)・男性のための相談、男性のためのDV電話相談)を継続して実施する。	・一般相談件数 1569件 ・専門相談件数 362件	・一般相談件数 1,088件 ・専門相談件数 222件 (令和7年11月末時点)	一般相談・専門相談(女性への暴力相談・法律相談(女性対象)・男性のための相談、男性のための電話相談)を継続して実施する。	継続	京都市文化市民局	共生社会推進室
2(1)⑬	京都市DV相談支援センターでの相談及びDV被害者支援事業	相談援助(又は相談機関の紹介)、カウンセリング、緊急ホットライン、被害者の自立生活促進のための情報提供や援助、保護命令制度や保護施設の利用についての情報提供や援助等を実施する。	相談件数 6,647件	相談件数 4,267件(令和7年11月末時点)	相談援助(又は相談機関の紹介)、カウンセリング、緊急ホットライン、被害者の自立生活促進のための情報提供や援助、保護命令制度や保護施設の利用についての情報提供や援助等を実施する。	継続	京都市文化市民局	共生社会推進室
2(1)⑭	家庭問題等生活上の相談	面接・電話等による相談受理・対応等の助言。必要により関係機関等の教示等。	○相談者やその家族に対する助言・指導及び関係所属への手配による必要な措置を実施 ○より専門的な関係機関における相談窓口を教示	○相談者やその家族に対する助言・指導及び関係所属への手配による必要な措置を実施 ○より専門的な関係機関における相談窓口を教示	継続して実施する。	継続	庁外	京都府警察本部
取組⑬性的少数者への支援【新規】								
2(1)⑮	LGBT等コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」及び個別相談会の開催	LGBT等の性的少数者の方やそうかもしれないと感じている方、その周囲の方等が、気軽に集まってお話ししながら、人とながかり、交流していただけるコミュニティスペース「京都まあぶるスペース」を開催する。 また、同日に、悩み事などについて相談できる専門の相談員による「個別相談会」を開催する。	LGBT等コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」及び個別相談会を、京都市男女共同参画推進協会と連携して実施。 <京都市開催日(年4回)※> 6月15日(土)、8月24日(土)、11月17日(日)、1月19日(日) ※亀岡市、向日市及び長岡京市との共催で、市外でも開催(計年8回)。	LGBT等コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」及び個別相談会を、京都市男女共同参画推進協会と連携して実施。 <京都市開催日(年4回)※> 6月29日(日)、8月23日(土)、11月29日(土)、12月13日(土) ※亀岡市、向日市及び長岡京市との共催で、市外でも開催(計年8回)。	LGBT等コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」及び個別相談会を、京都市男女共同参画推進協会と連携して実施。(予定) <京都市開催日(年4回程度を予定)>開催日は未定。	継続	京都市文化市民局	共生社会推進室
2(1)⑯	性の多様性の理解を促進する取組	LGBT等の当事者団体や企業等と連携し、性の多様性の理解を促進する取組を実施する。	○ パネル展示や窓口、イベント等で各リーフレットを配架 ・ 市民向け啓発リーフレット「「性の多様性」ってなに?」、「知る・表明する・行動するデータと事例で「アライ」がわかる」、「LGBTについて知っていますか?」 ・ 企業向けパンフレット「Diversity LGBTの視点から考えるこれからの職場づくり」 ・ 思春期の子どもを持つ保護者向け啓発リーフレット「LGBTQについて知っていますか?」 ○ 大丸京都店及びLGBT等の当事者団体と連携したプライド月間(6月)における取組 ・ 性の多様性に関する啓発パネル等の展示 ・ 施設をレインボーカラーにライトアップ ・ 商店街におけるレインボーフラッグの掲出 等	○ パネル展示や窓口、イベント等で各リーフレットを配架 ・ 市民向け啓発リーフレット「「性の多様性」ってなに?」、「知る・表明する・行動するデータと事例で「アライ」がわかる」、「LGBTについて知っていますか?」 ・ 企業向けパンフレット「Diversity LGBTの視点から考えるこれからの職場づくり」 ・ 思春期の子どもを持つ保護者向け啓発リーフレット「LGBTQについて知っていますか?」 ○ 大丸京都店及びLGBT等の当事者団体と連携したプライド月間(6月)における取組 ・ 性の多様性に関するアート作品・啓発パネル等の展示 ・ 施設をレインボーカラーにライトアップ ・ 商店街におけるレインボーフラッグの掲出 等	引き続き、パネル展示や窓口等、様々な場面において各リーフレットを配架し、啓発を行う予定。プライド月間の啓発活動についても実施予定。	継続	京都市文化市民局	共生社会推進室
取組⑭ひきこもりへの相談支援【充実】								
2(1)⑰	子ども若者総合支援事業	中央青少年活動センター内に子ども・若者総合相談窓口を設置し、ニート、不登校等、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者の社会参加、社会的自立に向け、総合的な支援に取り組んでいる。	【子ども・若者総合相談窓口の運営】 相談件数 503件	社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、中央青少年活動センター内の子ども・若者総合相談窓口の運営を通じて、必要な情報提供、助言、適切な関係機関の紹介等の支援を行っている。	社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、中央青少年活動センター内の子ども・若者総合相談窓口の運営を通じて、必要な情報提供、助言、適切な関係機関の紹介等の支援を行う。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	育成推進課

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
2(1)⑭	ひきこもり支援	ひきこもりに対する地域社会の理解を醸成しながら、社会全体で「気づき」「つなぎ」「支える」、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を行う。	<p>○ 各区役所・支所保健福祉センターを中核とした全年齢対象の支援体制を構築し、各支援機関との協働により、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を推進中 【実績(令和6年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よりそい・つなぎ」相談窓口(京都市ひきこもり相談窓口)新規相談ケース数 369件 ・よりそい支援員による支援実施ケース数 89ケース <p>○ ひきこもり支援ネットワーク構築の場として、行政区レベルの各区役所・支所ひきこもり支援調整会議、全市レベルの寄り添い支援係長会議に加え、行政だけでなく、関係機関も含めたひきこもり支援ネットワーク構築の場として「ひきこもり支援ミーティング」を実施(12月)</p> <p>○ 状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的とした「京都市ひきこもり支援事業補助金」を運用 【実績(令和6年度)】採択件数:6件</p> <p>○ ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりについての理解を深めるとともに同じ悩みを持つ家族同士で思いを共有する「家族向け研修会及び家族交流会」を計3回開催(延べ参加者数113名)</p>	<p>○ 各区役所・支所保健福祉センターを中核とした全年齢対象の支援体制を構築し、各支援機関との協働により、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を推進中 【実績(令和7年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よりそい・つなぎ」相談窓口(京都市ひきこもり相談窓口)新規相談ケース数 358件(令和7年11月末時点) ・よりそい支援員による支援実施ケース数 98ケース(令和7年11月末時点) <p>○ ひきこもり支援ネットワーク構築の場として、行政区レベルの各区役所・支所ひきこもり支援調整会議、全市レベルの寄り添い支援係長会議に加え、行政だけでなく、関係機関も含めたひきこもり支援ネットワーク構築の場として「ひきこもり支援ミーティング」を実施(12月)</p> <p>○ 状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的とした「京都市ひきこもり支援事業補助金」を運用 【実績(令和7年度)】採択件数:6件</p> <p>○ ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりについての理解を深めるとともに同じ悩みを持つ家族同士で思いを共有する「家族向け研修会及び家族交流会」を計3回開催予定</p>	引き続き、各区役所・支所保健福祉センターを軸として、支援が必要な方に寄り添った包括的な支援を実施するとともに、ひきこもり支援につながる社会資源の拡充やネットワークの構築に取り組む。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
2(1)⑮	[再掲]地域あんしん支援員設置事業	既存の制度や地域だけでは対応が難しい制度の狭間等の問題や、福祉サービスの支援を拒否されるなどの問題を抱えている方に対して寄り添い、関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける。	125世帯に対し支援を実施(令和6年度)	118世帯に対し支援を実施(令和7年度※令和7年11月末時点)	引き続き、地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組む。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
取組⑮孤独・孤立対策の推進【新規】								
2(1)⑯	孤独・孤立対策強化事業	孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対し、多様な関係機関や団体、また地域がしっかりと連携しながら、様々な制度や支援施策であたたかく包み込み、地域の住民が安心して暮らすことができる社会の実現に取り組む。	<p>○連携協定締結団体数:127団体</p> <p>○「京都市版お悩みハンドブック」に支援団体情報掲載(支援団体データベース)機能を追加し、支援団体同士、支援団体と当事者等がつながるためのツールとして活用を開始するなど、国のモデル事業の採択を受け、先駆的な取組を実施。</p> <p>○5月の強化月間において京都市情報館、公式SNSでの周知や、本庁舎、各区役所・支所等でのポスター掲示など啓発を実施。</p>	孤独・孤立対策推進法施行(令和6年4月1日付)により地方公共団体の責務とされた孤独・孤立対策に関する理解の促進、人材の養成、官民連携の取組を推進中。	引き続き、孤独・孤立対策に関する理解の促進、人材の養成、官民連携の取組を推進する。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
2(1)⑰	[再掲]ひきこもり支援	ひきこもりに対する地域社会の理解を醸成しながら、社会全体で「気づき」「つなぎ」「支える」、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を行う。	<p>○ 各区役所・支所保健福祉センターを中核とした全年齢対象の支援体制を構築し、各支援機関との協働により、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を推進中 【実績(令和6年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よりそい・つなぎ」相談窓口(京都市ひきこもり相談窓口)新規相談ケース数 369件 ・よりそい支援員による支援実施ケース数 89ケース <p>○ ひきこもり支援ネットワーク構築の場として、行政区レベルの各区役所・支所ひきこもり支援調整会議、全市レベルの寄り添い支援係長会議に加え、行政だけでなく、関係機関も含めたひきこもり支援ネットワーク構築の場として「ひきこもり支援ミーティング」を実施(12月)</p> <p>○ 状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的とした「京都市ひきこもり支援事業補助金」を運用 【実績(令和6年度)】採択件数:6件</p> <p>○ ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりについての理解を深めるとともに同じ悩みを持つ家族同士で思いを共有する「家族向け研修会及び家族交流会」を計3回開催(延べ参加者数113名)</p>	<p>○ 各区役所・支所保健福祉センターを中核とした全年齢対象の支援体制を構築し、各支援機関との協働により、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を推進中 【実績(令和7年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よりそい・つなぎ」相談窓口(京都市ひきこもり相談窓口)新規相談ケース数 358件(令和7年11月末時点) ・よりそい支援員による支援実施ケース数 98ケース(令和7年11月末時点) <p>○ ひきこもり支援ネットワーク構築の場として、行政区レベルの各区役所・支所ひきこもり支援調整会議、全市レベルの寄り添い支援係長会議に加え、行政だけでなく、関係機関も含めたひきこもり支援ネットワーク構築の場として「ひきこもり支援ミーティング」を実施(12月)</p> <p>○ 状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的とした「京都市ひきこもり支援事業補助金」を運用 【実績(令和7年度)】採択件数:6件</p> <p>○ ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりについての理解を深めるとともに同じ悩みを持つ家族同士で思いを共有する「家族向け研修会及び家族交流会」を計3回開催予定</p>	引き続き、各区役所・支所保健福祉センターを軸として、支援が必要な方に寄り添った包括的な支援を実施するとともに、ひきこもり支援につながる社会資源の拡充やネットワークの構築に取り組む。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
2(1)⑮	【再掲】地域あんしん支援員設置事業	既存の制度や地域だけでは対応が難しい制度の狭間等の問題や、福祉サービスの支援を拒否されるなどの問題を抱えている方に対して寄り添い、関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける。	125世帯に対し支援を実施(令和6年度)	118世帯に対し支援を実施(令和7年度※令和7年11月末時点)	引き続き、地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組む。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
2(1)⑯	【再掲】ウイングス京都での相談事業	一般相談・専門相談(女性への暴力相談・法律相談(女性対象)・男性のための相談、男性のためのDV電話相談)を継続して実施する。	・一般相談件数 1,569件 ・専門相談件数 362件	・一般相談件数 1,088件 ・専門相談件数 222件 (令和7年11月末時点)	一般相談・専門相談(女性への暴力相談・法律相談(女性対象)・男性のための相談、男性のための電話相談)を継続して実施する。	継続	京都市文化市民局	共生社会推進室
取組⑯自助グループや支援団体への支援								
2(1)⑰	アルコール・薬物依存症者対策の推進	自助グループの支援	断酒会(家族会含む)、GA等に会場を提供。	断酒会(家族会含む)、GA等に会場を提供。	断酒会(家族会含む)、GA等に会場を提供し、支援を継続する。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
取組⑰外国人のためのメンタルヘルスの推進								
2(1)⑱	外国人のためのカウンセリング・デイ	京都市国際交流会館において、外国人を対象に年4回程度実施。臨床心理士などによる、言葉が通じない、周囲に相談できる友人が少ないなどの悩みの相談対応。	・日時:6月15日(土)、9月21日(土)、12月21日(土)、2月15日(土) ・時間:13時～17時 ・場所:京都市国際交流会館	・日時:6月7日(土)、9月20日(土)、12月21日(日)、2月22日(日) ・時間:13時～17時 ・場所:京都市国際交流会館	・日時:6月6日(土)、9月20日(日)、12月19日(土)、2月21日(日) ・時間:13時～17時 ・場所:京都市国際交流会館	継続	京都市総合企画局	国際都市共創推進室 国際担当
取組⑱大規模災害における被災者のこころのケア、生活再建の推進								
2(1)⑳	大規模災害に備えた関係機関等との連携の推進	大規模災害時の被災者のこころのケアを中長期的にわたり行えるよう、国・府・民間団体等との連携を推進する。	日々の業務の中で、関係機関等との連携の推進を図った。	日々の業務の中で、関係機関等との連携の推進を図っている。	日々の業務の中で、関係機関等との連携の推進を図る。	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
取組㉑感染症等の新たな課題に対する支援【新規】								
2(1)㉒	京都市新型コロナウイルス等対策行動計画に基づく取組	新型コロナウイルス等対策特別措置法の対象となる新型コロナウイルス等のまん延に備え、京都市新型コロナウイルス等対策行動計画を整備している。	-	京都市新型コロナウイルス等対策行動計画について、政府及び京都府行動計画の改定を踏まえ、令和7年度に改定予定。	新型コロナウイルス等対策特別措置法の対象となる新型コロナウイルス等のまん延に備え、京都市新型コロナウイルス等対策行動計画を整備。感染症危機時には、新型コロナウイルス等により生じ得る心身への影響を考慮し、自殺対策を含む必要な施策を講じる。	新規	京都市保健福祉局	医療衛生企画課
2(1)㉓	【再掲】自死遺族・自殺予防こころの相談電話(きょうこころ・ほっとでんわ)	自死遺族の孤立を防ぎ、悩みを抱えている人の思いに耳を傾け、相談者の不安を軽減するための電話相談窓口の設置	コロナ禍からの自殺リスクの高まりに対応するため、令和2年8月から受付時間を24時間体制に拡充して実施した。 相談件数11,904件 内訳:自死遺族相談68件、自殺予防2,116件、その他9,720件	(令和7年度から相談時間を平日9時～16時に変更して電話相談を実施。)	(引き続き、平日9時～16時に電話相談を実施。)	終了	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
(2)ゲートキーパー及び相談支援者の養成								
取組①ゲートキーパーの養成研修								
2(2)①	地域での身近な相談者へのゲートキーパー研修の実施	一般市民をはじめ社会福祉施設・団体職員、民生児童委員、保育士、地域包括支援センター職員等に対する研修	・新規採用保健師等研修(4月4日30名) ・障害者保健福祉業務・新任職員研修(5月9日83名オンライン開催) ・新任精神保健福祉相談員研修(5月30日13名) ・消防学校研修(6月27日105名) ・新任部長研修(6月38名オンライン開催) ・若者のこころに寄り添う支援者への研修会(8月9日73名) ・市民向けゲートキーパー養成研修(8月29日71名) ・かかりつけ医療産業医等うつ病対応力向上研修(9月26日23名) ・G-Pネット(10月17日16名) ・精神保健福祉相談員養成研修(1月10日15名) ・自殺ハイリスク者等支援者研修(12月12日29名) ・市政出前トーク「こころの健康づくりを進めるために」(1月30日21名)	・新規採用保健師研修(4月4日31名) ・障害者保健福祉業務・新任職員研修(5月14日51名) ・新任精神保健福祉相談員研修(6月4日16名) ・若者のこころに寄り添う支援者への研修会(8月7日71名) ・市民向けゲートキーパー養成研修(9月2日113名) ・自殺ハイリスク者等支援者研修(11月7日179回線) ・かかりつけ医療産業医等うつ病対応力向上研修(12月11日43名) ・学生向けゲートキーパー養成研修(12月16日92名) ・精神保健福祉相談員養成研修(1月13日) ・学生向けゲートキーパー養成研修(1月16日) ・教育委員会向けゲートキーパー養成研修(2月9日)	様々機会を活用し、研修を実施予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
2(2)②	支援者向けゲートキーパーのバッジの配布	自殺対策を担う支援者であることを意識して相談支援を実施するため。	ゲートキーパー研修受講者に配布した。	ゲートキーパー研修受講者に配布した。	ゲートキーパー研修受講者に配布し、自殺対策を担う支援者である意識を促す。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
2(2)①	若者と自殺ーいのちのリレー講座ーへの委員派遣(大学生を対象とした研修)	単位互換であるいのちのリレー講座「ゲートキーパー入門」や学生団体などに研修を実施。	実施なし。	実施なし。	未定	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
		いのちのリレー講座においては、自死・自殺に関してトークリレー形式により多角的かつ実践的な講義が行われる。					庁外	京都司法書士会
2(2)①	ゲートキーパー周知強化事業の実施	令和7年度から、ゲートキーパーについての知識を得ることに対するインセンティブの付与、効果的な広報のためのチラシ等媒体の作成・配布等を、民間事業者からの企画提案を得て実施(公募型プロポーザルで業者選定。業者委託により事業実施)し、自殺対策に関心のない層も取り込んだ、ゲートキーパーの周知の強化を図っている。	-	本市ホームページ「京都市情報館」において紹介する、ゲートキーパーの知識を得ることができる教材動画の閲覧をすれば、プレゼント抽選に応募でき、抽選により当選者にはプレゼントが贈呈される仕組みの事業を実施した。 <事業実績> ○応募者数:260件 ※応募者のうち、教材動画に係るクイズに正解した225名を、ゲートキーパー養成研修受講者に計上 ※事業期間中の教材動画の再生回数は、約985回 ○12種類、180人分のプレゼントについて、全て京都市内の企業や事業所等からの協賛によりご提供いただいた。	実施予定。詳細は検討中	新規	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
取組②相談業務を担当する職員への研修								
2(2)②	京都いのちの電話相談員養成事業	1年次 5月開講 臨床心理士等専門スタッフによる講義と演習 2年次 インターン実習、グループ実習	1年次基礎力アップのために8回の応答実習を開催した。 進級者数:8人(1年次)、認定者数:10人(2年次)	1年次基礎力アップのために8回の応答実習を開催した。 1年次11名、2年次9名を養成中	1年次基礎力アップのために8回の応答実習を開催する。 1年次募集中、2年次11名を養成予定	継続	庁外	京都いのちの電話
2(2)②	看護職への研修会の開催	《平成29年度テーマ》 ・老年期におけるエンド・オブ・ライフケア ・心のケア・一般病棟、在宅で対応する精神症状のある患者の理解とケア ・「ストレスからの脱出テクニック」 ・うつとうつ病を学び、アンガーマネジメントで良い人間関係を築こう ・人間の苦しみと言語の関係を解き明かす～ケアとしての聴く力とは～ ・「地位で子どもと家族が笑顔で暮らせるためにPart II」	看護職対象の研修会の実施 ・予測不能な時代を生き抜くレジリエンス～しなやかな心の作り方(10月8日オンライン開催受講者19名) ・看護管理者が学ぶ心理的安全性の重要性と活用(オンライン開催12月3日受講者58名) ・看護職のための周産期メンタルヘルスケア～根拠に基づく正しい判断と支援～(オンデマンド研修受講者10名) ・がん看護～がん患者のセルフケア支援を学ぼう(オンライン開催12月6日受講者20名)	看護職対象の研修会の実施 ・看護におけるレジリエンスを身につけよう～健やかな自分・幸せな人生のために～(10月19日オンライン開催 受講者30名) ・看護職のための周産期メンタルヘルスケア(7月31日オンライン開催 受講者2名) ・看護管理者が学ぶ心理的安全性の重要性と活用(9月13日看護協会研修センター 受講者31名) ・認知症患者の意思決定支援(9月25日オンライン開催受講者49名) ・ELNEC～J高齢者カリキュラム(京都府看護協会研修センター10月4日・5日受講者47名)	看護職対象の研修会の実施 ・看護におけるレジリエンスを身につけよう～穏やかな自分・幸せな人生のために ・認知症患者の意思決定支援 ・ELNEC～J高齢者カリキュラム	継続	庁外	京都府看護協会
2(2)②	自殺予防研修の実施	臨床心理士を対象とした自殺予防に関する研修 ゲートキーパー講師養成研修 等	実施無し	実施無し	取り組み内容に記載の通り取り組んでいく予定。	継続	庁外	京都府臨床心理士会
2(2)②	相談センターのボランティア養成講座の開催	年1回(前期4か月、後期8か月)	年1回(前期2か月、後期4か月)	年1回(前期2か月、後期4か月)	年1回(前期2か月、後期4か月)	継続	庁外	京都自死・自殺相談センター
2(2)②	スクールカウンセラーに対する研修	自殺対策ーいのちの授業について	スクールカウンセラーに、いのちの授業に関する資料を配布した。	スクールカウンセラーに、いのちの授業に関する資料を配布する際に、事業について理解を深める資料を作成し添付した。	取り組み内容に記載の通り取り組んでいく予定。	継続	庁外	京都府臨床心理士会
2(2)②	司法書士向け研修会の実施	-	なし	令和7年11月5日(水)に実施	未定	継続	庁外	京都司法書士会
2(2)②	メンタルヘルスに関する研修会の開催	・うつ病の早期受診と適切な対応の知識の普及 ・勤労者(①産業医、看護職、衛生管理者、労務担当者、②産業医、③かかりつけ医・産業医、④衛生管理者、労務担当者等)へメンタルヘルスに関わる研修会を開催	・31回開催 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	・31回開催済、6回開催予定 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
2(2)②	メンタルヘルスに関する研修会の開催	弁護士には、依頼者が自殺に及ぶ危険性を念頭において適切に対応することが求められていることを自覚し、自殺予防に関する知識と対応能力を高めるため、メンタルヘルス研修を実施している。また弁護士や法律事務所事務員自身の精神的健康を保つためのメンタルヘルス研修も実施している。	実施なし	実施予定なし	実施未定	継続	庁外	京都弁護士会
2(2)②	研修会	居場所を失った子供たちの現状と支援を考える研修会の実施。京いのち支え隊の連携機関に開放した研修会。連携機関との顔の見える関係を築く。	なし	なし	未定	継続	庁外	京都司法書士会
取組③自殺対策従事者へのこころのケアの推進								
2(2)③	地域での身近な相談者へのゲートキーパー研修の実施	社会福祉施設・団体職員、民生児童委員、保育士、地域包括支援センター職員等に対する研修	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用保健師等研修(4月4日30名) 障害者保健福祉業務・新任職員研修(5月9日83名オンライン開催) 新任精神保健福祉相談員研修(5月30日13名) 消防学校研修(6月27日105名) 新任部長研修(6月38名オンライン開催) 若者のこころに寄り添う支援者への研修会(8月9日73名) かかりつけ産業医等うつ病対応力向上研修(9月26日23名) G-Pネット(10月17日16名) 精神保健福祉相談員養成研修(1月10日15名) 自殺ハイリスク者等支援者研修(12月12日29名) 市政出前トーク「こころの健康づくりを進めるために」(1月30日21名) 	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用保健師研修(4月4日31名) 障害者保健福祉業務・新任職員研修(5月14日51名) 新任精神保健福祉相談員研修(6月4日16名) 若者のこころに寄り添う支援者への研修会(8月7日71名) 自殺ハイリスク者等支援者研修(11月7日179回線) かかりつけ産業医等うつ病対応力向上研修(12月11日43名) 学生向けゲートキーパー養成研修(12月16日92名) 精神保健福祉相談員養成研修(1月13日) 学生向けゲートキーパー養成研修(1月16日) 教育委員会向けゲートキーパー養成研修(2月9日) 	様々機会を活用し、研修を実施予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
2(2)③	【再掲】メンタルヘルスに関する研修会の開催	弁護士には、依頼者が自殺に及ぶ危険性を念頭において適切に対応することが求められていることを自覚し、自殺予防に関する知識と対応能力を高めるため、メンタルヘルス研修を実施している。また弁護士や法律事務所事務員自身の精神的健康を保つためのメンタルヘルス研修も実施している。	実施なし	実施予定なし	実施未定	継続	庁外	京都弁護士会
(3)医療関係者等の資質向上								
取組①医薬品及び薬物・劇薬の適正な取扱い指導と薬物乱用防止の啓発								
2(3)①	医薬品及び薬物・劇薬の適正な取扱い指導と薬物乱用防止の啓発	薬物乱用防止講習会等の開催、薬物乱用事犯・毒劇物法違反の取締活動については通年実施	<p>○京都府内の薬物乱用防止教室の実施状況(令和6年中)</p> <p>1,532回実施、97,183人受講 (前年比 -288回 -8,667人)</p> <p>(内訳)</p> <p>小学校 837回 29,930人 (前年比 -142回 -6,001人)</p> <p>中学校 523回 31,559人 (前年比 -126回 -5,284人)</p> <p>高等学校 153回 33,831人 (前年比 -23回 +3,020人)</p> <p>専門学校 0回 0人 (前年比 0回 0人)</p> <p>大学等 4回 780人 (前年比 0回 -310人)</p> <p>社会人 15回 1,043人 (前年比 +3回 -92人)</p> <p>※ 統計期間については年単位で計上</p>	<p>○京都府内の薬物乱用防止教室の実施状況(令和7年11月末)</p> <p>2,236回実施、124,449人受講 (前年同期比 +899回 +36,247人)</p> <p>(内訳)</p> <p>小学校 1,342回 44,532人 (前年同期比 +629回 +18,119人)</p> <p>中学校 712回 46,326人 (前年同期比 +249回 +17,549人)</p> <p>高等学校 172回 32,189人 (前年同期比 +30回 +1,000人)</p> <p>専門学校 0回 0人 (前年同期比 0回 0人)</p> <p>大学等 2回 288人 (前年同期比 -2回 -492人)</p> <p>社会人 8回 1,114人 (前年同期比 -7回 +71人)</p> <p>※ 統計期間については年単位で計上</p>	○京都府内において、引き続き、学校や社会人等への薬物乱用防止教室を実施する。	継続	庁外	京都府警察本部

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
2(3)①	医薬品及び毒物・劇薬の適正な取扱い指導と薬物乱用防止の啓発	広報啓発活動	○FacebookやYouTube、デジタルサイネージ等の媒体を活用した薬物乱用防止広報啓発活動 ○京都府発行の広報誌「府民だより」への薬物乱用防止啓発記事の掲載等による広報啓発活動 ○プロバスケットボールチーム京都ハンナリーズと協働して大麻乱用防止に向けた動画を作成し、デジタルサイネージ等の媒体を活用した広報啓発活動	○FacebookやYouTube、デジタルサイネージ等の媒体を活用した薬物乱用防止広報啓発活動 ○京都府発行の広報誌「府民だより」への薬物乱用防止啓発記事の掲載等による広報啓発活動 ○プロバスケットボールチーム京都ハンナリーズと協働して大麻乱用防止に向けた動画を作成し、デジタルサイネージ等の媒体を活用した広報啓発活動	○FacebookやYouTube、デジタルサイネージ等の媒体を活用した薬物乱用防止広報啓発活動 ○京都府発行の広報誌「府民だより」への薬物乱用防止啓発記事の掲載等による広報啓発活動 ○プロバスケットボールチーム京都ハンナリーズと協働して大麻乱用防止に向けた動画を作成し、デジタルサイネージ等の媒体を活用した広報啓発活動	継続	庁外	京都府警察本部
2(3)①	医薬品及び毒物・劇薬の適正な取扱い指導と薬物乱用防止の啓発	・京都市域(市警察部)各警察署の薬物乱用事犯・毒劇物法違反・危険ドラッグ等の取締り状況(平成29年12月末:麻薬特例法での計上は除く) ※ 統計期間については年単位で計上	○京都府内での薬物事犯取締り状況(令和6年中) 覚醒剤 215件 136人(前年比 +1件 +1人) 大麻 279件 221人(前年比 +27件 +15人) 麻薬 46件 20人(前年比 +33件 +11人) 毒劇物 2件 2人(前年比 -1件 0人) 医薬機器等 3件 3人(前年比 +2件 +3人)	○京都府内での薬物事犯取締り状況(令和7年11月末) 覚醒剤 182件 108人(前年同期比 -7件 -12人) 大麻 264件 203人(前年同期比 +29件 +2人) 麻薬 32件 12人(前年同期比 -10件 -5人) 毒劇物 1件 1人(前年比 -1件 -1人) 医薬機器等 1件 1人(前年比 +2件 +3人)	京都府内において、引き続き違法薬物の取締りを推進する。	継続	庁外	京都府警察本部
2(3)①	医薬品及び毒物・劇薬の適正な取扱い指導と薬物乱用防止の啓発	医療機関、薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業者等に対する指導を行うとともに、覚せい剤や大麻、違法ドラッグ等の薬物乱用防止の啓発	○立入検査件数 薬局 372件 医薬品販売業 150件 毒物劇物販売業者等 101件 ○薬物乱用防止啓発ポスター配布数 1,906枚 ※本市全局、事業所、教育機関(小中高大)及び関係団体に配布 ○薬物乱用防止啓発動画を作成し、SNS等で広告配信(youtube:41,730回再生/93日間) (Instagram:395,312回再生/93日間) ○薬物乱用防止指導員等の市民団体等が、講演会や啓発活動を行う際の薬物情報の提供、薬物乱用防止啓発資料の貸出・提供(31件実施) ○薬物乱用防止教室の講師派遣(3件実施)	○立入検査件数 薬局 140件 医薬品販売業 76件 毒物劇物販売業者等 133件 ○薬物乱用防止啓発ポスター配布数 1,883枚 ※本市全局、事業所、教育機関(小中高大)及び関係団体に配布 ○薬物乱用防止啓発動画を作成し、SNSにて広告配信 (YouTube:150,899回再生/94日間) (Instagram:94,110回再生/94日間) (TikTok:331,509回再生/94日間) ○薬物乱用防止啓発動画を作成し、映画館にて広告配信 (MOVIX京都:7600人動員、120回上映/14日間) (TOHOシネマズ二条:5500人動員、105回上映/14日間) ○昨年度作成の大麻乱用防止啓発動画を河原町OPAのデジタルサイネージにて配信(放映回数8736回/7日間) ○薬物乱用防止指導員等の市民団体等が、講演会や啓発活動を行う際の薬物情報の提供、薬物乱用防止啓発資料の貸出・提供(24件実施) ○薬物乱用防止教室の講師派遣(1件実施)	薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業者等に対して医薬品及び毒物・劇薬の適正な取扱いの指導を行う。ポスターや動画広告を活用し薬物乱用防止の啓発を積極的に実施する。	継続	京都市保健福祉局	医療衛生企画課
取組②かかりつけ医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上								
2(3)②	【再掲】かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会の実施	【産業医研修会の開催】 産業医を対象としたメンタルヘルスに関する研修会を開催 医師会と連携し研修会を開催	・14回開催 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催 南部:9月26日(木)府医師会館23名 北部:9月28日(土)舞鶴医師会館18名	・16回開催済、1回開催予定 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催 南部:12月11日(木)府医師会館43名 北部:9月27日(土)舞鶴医師会館22名	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
2(3)②	一般科医と精神科医のネットワーク交流会(G-Pネット)の実施	①京都復職支援ネットワーク事業研修会の開催 ②精神科医(主治医)と産業医、人事労務担当者等との連携を図るための「メンタルヘルス事例検討会」を開催 地域における一般医と精神科医の連携を深めるための交流会の実施	①開催なし ②開催なし 10月17日下京西部医師会と共催16名	①開催なし ②9/4開催 実施なし。	②については継続して実施予定。 6月27日右京医師会と共催予定	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
						継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
2(3)②	【再掲】メンタルヘルスに関する研修会の開催	・うつ病の早期受診と適切な対応の知識の普及 ・勤労者(①産業医、看護職、衛生管理者、労務担当者、②産業医、③かかりつけ医・産業医、④衛生管理者、労務担当者等)へメンタルヘルスに関わる研修会を開催	・31回開催 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	・31回開催済、6回開催予定 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
取組③精神科医療・保健・福祉体制の充実								
2(3)③	【再掲】メンタルヘルスに関する研修会の開催	・うつ病の早期受診と適切な対応の知識の普及 ・勤労者(①産業医、看護職、衛生管理者、労務担当者、②産業医、③かかりつけ医・産業医、④衛生管理者、労務担当者等)へメンタルヘルスに関わる研修会を開催	・31回開催 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	・31回開催済、6回開催予定 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
2(3)③	各福祉サービスの利用促進、自立支援医療(精神通院医療)制度による治療の継続や医療費負担の軽減	各福祉サービスの利用を促進するとともに、自立支援医療(精神通院医療)制度による治療の継続や医療費負担の軽減を図る。	実施	実施	実施予定	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室、こころの健康増進センター
取組④精神科救急医療システムの充実								
2(3)④	精神科救急医療システムの充実	京都府と協働して実施している「京都府南部精神科救急医療システム」の一環として、自殺未遂者等の身体合併症のある精神疾患患者への対応がスムーズにできるような連携体制の構築について、市内の精神科病院の現状把握等を行いながら検討している。	精神科救急情報センターにおける実績 相談実件数:1,851件(うち、電話相談対応:1,521件、医療機関紹介:308件)	精神科救急情報センターにおける実績 相談実件数:1,489件(うち、電話相談対応:1,198件、医療機関紹介:277件)※令和7年11月末実績	引き続き精神科救急情報センターにおいて相談対応を実施。	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
(4)自殺未遂者及び自殺ハイリスク者への支援								
取組①健康問題等のある自殺ハイリスク者の自殺の防止								
2(4)①	【再掲】自殺予防としての啓発活動、自殺未遂者・自殺念慮者に対する相談やカウンセリング活動、関係者への相談	カウンセリング、心理療法等において、自傷行為、自殺企図等の自殺関連行動に対するケア、支援を実施。	カウンセリング、心理療法等において、自傷行為、自殺企図等の自殺関連行動に対するケア、支援を実施。	カウンセリング、心理療法等において、自傷行為、自殺企図等の自殺関連行動に対するケア、支援を実施。	カウンセリング、心理療法等において、自傷行為、自殺企図等の自殺関連行動に対するケア、支援を実施予定。	継続	庁外	京都府臨床心理士会
2(4)①	難病患者に対する療養生活の支援	難病により、日常生活に支障がある在宅の難病患者やその家族が抱える療養生活上の悩みについて個別の相談、必要な情報提供を行うために保健師や訪問相談員が訪問相談を行い、在宅療養生活を支援する。	難病に関する相談 訪問延件数:185件 電話延件数:606件 面接延件数:450件	訪問、電話、面接による難病に関する相談支援を実施する。	引き続き、訪問、電話、面接による難病に関する相談支援を行う。	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
2(4)①	自死念慮者むけの居場所づくり事業	—	おでんの会 16回開催 参加者各回15名程度 ごころシネマ 12回開催 参加者各回8名程度	おでんの会 16回開催 参加者各回15名程度 ごころシネマ 12回開催 参加者各回8名程度	おでんの会 16回開催 参加者各回15名程度 ごころシネマ 12回開催 参加者各回8名程度	継続	庁外	京都自死・自殺相談センター
2(4)①	インターネット上の自殺予告に関する対処	プロバイダ等への緊急照会等を行い、関係部署と連携して、発信者の安否確認等を実施	○事案を認知した本部、警察署からプロバイダ等へ緊急照会を実施し、同照会結果から安否確認を実施した。 ○安否確認時に発信者等へ各行政機関の自殺防止相談窓口の教示、親族等への監護依頼を実施した。	○事案を認知した本部、警察署からプロバイダ等へ緊急照会を実施し、同照会結果から安否確認を実施している。 ○安否確認時に発信者等へ各行政機関の自殺防止相談窓口の教示、親族等への監護依頼を実施している。	継続して実施する。	継続	庁外	京都府警察本部
取組②救急医療機関や関係機関との連携による支援体制の構築								
2(4)②	【再掲】医療機関等におけるパンフレットの配布	警察や医療機関において、自殺未遂者及びその家族へ相談窓口等のパンフレットを配布	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付予定	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
2(4)②	自死遺族支援の理解を深めるための研修会の実施	(相談機関、地域役員等)	・ゲートキーパー研修の内容に盛り込み、パンフレットの配布・自死遺族の会の紹介を実施。 ・自殺ハイリスク者等支援研修会「死別の悲しみのプロセスとその支援に必要なこと～遺族と支援者をまもるために～」(12月12日29名)	・ゲートキーパー研修の内容に盛り込み、パンフレットの配布・自死遺族の会の紹介を実施。 ・精神保健福祉相談員養成研修(1月13日)	引き続き、ゲートキーパー研修等の機会に自死遺族支援の内容も盛り込み伝える。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
取組③医療関係者に向けた自殺対策の研修								
2(4)③	【再掲】医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援	医療従事者等、自殺未遂者や自殺のハイリスク者にかかわる支援職に対し研修を実施する。	自殺ハイリスク者等支援研修会「死別の悲しみのプロセスとその支援に必要なこと～遺族と支援者をまもるために～」(12月12日29名)	自殺ハイリスク者等支援研修会「市販薬ODの理解と援助～子ども若者の自殺予防のために～」(11月7日オンライン開催179回線アーカイブ配信中)	ハイリスク者支援として、医療機関と連携し、研修を実施予定	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
取組④依存症への対策【新規】								
2(4)④	依存症への対策	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な媒体を用いた情報発信や講演会の開催等により、依存症に関する正しい知識の普及啓発を行う。 ・【再掲】アルコールと健康を考えるセミナー ・【再掲】お酒を読もう ・依存症市民講座 ○依存症の方及びその家族等に対する相談支援を行う。 ・相談専用電話 ・依存症外来 ○依存症対策を総合的に推進するため、関係機関・団体との連携を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】令和6年11月2日 キャンパスプラザ京都アルコールと健康を考えるセミナー「知ることからはじめよう～お酒とのつきあいかた～」154名参加 ・【再掲】市内18図書館で11月中に実施。 ・【再掲】令和7年12月2日 ラポール京都依存症市民講座「やめたたくてもやめられない依存症って？」98名参加 ・相談専用電話延相談件数5,186件 ・来所相談(相談員による相談)(区分:アルコール、薬物、ギャンブル)延相談件数58件 ・来所相談(医師による相談・診察)(外来種別:アルコール外来、薬物依存症・ギャンブル等依存症外来)延件数57件 ・依存症者支援実務者連絡会議 第1回令和6年10月17日 24名参加 第2回令和7年2月5日 19名参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】令和7年11月8日 ラポール京都アルコールと健康を考えるセミナー「知ることからはじめよう～お酒とのつきあいかた～」123名参加 ・【再掲】市内17図書館で11月中に実施。 ・【再掲】令和8年1月9日 ラポール京都依存症市民講座「知っておきたいギャンブル等依存症のこと～家族・友人・地域にできる支援～」実施予定 ・相談専用電話 ・来所相談 ・依存症者支援実務者連絡会議 第1回令和7年9月24日 第2回令和8年1月29日 	実施予定	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
2(4)④	依存症専門医療機関の選定・周知	依存症患者が地域で適切な医療を受けられるよう、国の定める基準により、アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症に関する治療を行う依存症専門医療機関の選定、周知を行う。	京都府と連携し、府内5医療機関を指定している。京都市のホームページに、専門医療機関の選定状況を掲載し、市民へ周知した。	京都府と連携し、府内5医療機関を指定している。京都市のホームページに、専門医療機関の選定状況を掲載し、市民へ周知する。	京都府と連携し、新規の指定申請があれば随時対応する。引き続き、京都市のホームページにおいて、専門医療機関の選定状況を掲載し、市民への周知を実施する。	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
取組⑤自殺未遂者への支援【新規】								
2(4)⑤	【再掲】医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援	医療従事者等、自殺未遂者や自殺のハイリスク者にかかわる支援職に対し研修を実施する。	自殺ハイリスク者等支援研修会「死別の悲しみのプロセスとその支援に必要なこと～遺族と支援者をまもるために～」(12月12日29名)	自殺ハイリスク者等支援研修会「市販薬ODの理解と援助～子ども若者の自殺予防のために～」(11月7日オンライン開催179回線アーカイブ配信中)	ハイリスク者支援として、医療機関と連携し、研修を実施予定	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
2(4)⑤	医療、教育、福祉、産業等の各領域におけるカウンセリング活動	日々のカウンセリング活動には、さまざまな相談がある。不登校、いじめ、うつ病、離婚、恋愛問題、就職、転職など人生のあらゆる悩みの背後に自殺と深く関わっている。それらのカウンセリングにおいて、自殺の可能性をいち早く見抜き、それを未然に防止するための活動をしている。特に、医療や教育領域については、カウンセリングによる自殺予防活動に取り組んでいる。	実施済	実施する	取り組み内容に記載の通り取り組んでいく予定。	継続	庁外	京都府臨床心理士会
2(4)⑤	【再掲】医療機関等におけるパンフレットの配布	警察や医療機関において、自殺未遂者及びその家族へ相談窓口等のパンフレットを配布	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付予定	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
2(4)⑤	【再掲】自死念慮者むけの居場所づくり事業	—	おでんの会 16回開催 参加者各回15名程度 ごころシネマ 12回開催 参加者各回8名程度	おでんの会 16回開催 参加者各回15名程度 ごころシネマ 12回開催 参加者各回8名程度	おでんの会 16回開催 参加者各回15名程度 ごころシネマ 12回開催 参加者各回8名程度	継続	庁外	京都自死・自殺相談センター

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プランNo.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
取組方針3 自死遺族等への支援(事後対応)								
(1)自死遺族等の苦痛を和らげる支援体制の整備								
取組①自死遺族に対する支援体制の充実								
3(1)①	【再掲】きょう ほんとう あした〜くらしとこころの総合相談会～	自殺総合対策連絡会の参加団体と連携し、弁護士・司法書士・心理士・保健師・産業カウンセラー・僧侶・自死遺族等の専門家による相談会を年間15回実施。 ※H30～学生、初回相談者の予約優先制度を導入。	平日相談7回、土曜相談2回開催。 来所人数98人(内オンライン相談6人) 相談延件数130件(内オンライン相談延7件)	平日相談7回、土曜相談2回開催。	平日相談7回、土曜相談2回開催予定。引き続き、自殺予防のためのワンストップ支援としての役割を担う。対面相談とオンライン相談のどちらかを選べる形で実施する。	継続	京都市保健福祉局 庁外	こころの健康増進センター こころのカフェきょうと 京都司法書士会 京都弁護士会 京都府臨床心理士会
3(1)①	【再掲】自死遺族・自殺予防こころの相談電話(きょう・こころ・ほんとうでんわ)	自死遺族の孤立を防ぎ、悩みを抱えている人の思いに耳を傾け、相談者の不安を軽減するための電話相談窓口の設置	相談件数11,904件 内訳：自死遺族相談68件、自殺予防2,116件、その他9,720件	令和7年度から相談時間を平日9時～16時に変更して電話相談を実施。	引き続き、平日9時～16時に電話相談を実施。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
3(1)①	大切な人を自死で亡くした方を対象とした個別面談の開催	毎月水曜日開催 15:00～18:00 ①当事者が自死について安心して話すことの出来る個別面談の場を提供 ②グリーフに関する情報提供	9回開催(参加者の0名のため3回中止) 参加者各回2名程度	毎月水曜日開催 15:00～18:00	12回開催 参加者最大8名	継続	庁外	京都自死・自殺相談センター
3(1)①	家族や友人などの自死遺族関係者に対する相談支援、カウンセリング活動	—	実施済	実施する	実施予定	継続	庁外	京都府臨床心理士会
3(1)①	参加遺族や遺族スタッフの自死直後の危機介入と関係団体へのつなぎ	—	年1～2件	なし	年5件ほど見込む	継続	庁外	こころのカフェきょうと
3(1)①	自死遺族を対象にした面接相談・電話相談、必要に応じた付添支援	—	年10件ほど	5件ほど実施	年10件程見込む	継続	庁外	こころのカフェきょうと
3(1)①	自死遺族の語り合いの場の開催	・分かち合いの会「こころのカフェきょうと」の開催(毎月第2土曜日 ※4月、12月を除く) 自死遺族が2時間程度の時間、数名のグループに分かれて悲しみを語り、分かち合う。 ・フリースペース「こころのカフェ」の開催(毎月第1・3木曜日 ※祝祭日を除く) くつろいだ雰囲気ですぐ自死遺族の方が気持ちを語り合える場所。	分かち合いの会「こころのカフェきょうと」の開催(毎月第2土曜日 ※4月、12月を除く)年10回 自死遺族が2時間程度の時間、数名のグループに分かれて悲しみを語り、分かち合う。 ・フリースペース「こころのカフェ」の開催(毎月第1・3木曜日 ※祝祭日を除く)年22回 くつろいだ雰囲気ですぐ自死遺族の方が気持ちを語り合う。	分かち合いの会「こころのカフェきょうと」の開催(毎月第2土曜日 ※4月、12月を除く)年10回を予定 自死遺族が2時間程度の時間、数名のグループに分かれて悲しみを語り、分かち合う。 ・フリースペース「こころのカフェ」の開催(毎月第4木曜日 ※祝祭日を除く)年12回を予定 くつろいだ雰囲気ですぐ自死遺族の方が気持ちを語り合う。	分かち合いの会「こころのカフェきょうと」の開催(毎月第2土曜日 ※4月、12月を除く)年10回を予定 自死遺族が2時間程度の時間、数名のグループに分かれて悲しみを語り、分かち合う。 ・フリースペース「こころのカフェ」の開催(毎月第4木曜日 ※祝祭日を除く)年12回を予定 くつろいだ雰囲気ですぐ自死遺族の方が気持ちを語り合う。	継続	庁外	こころのカフェきょうと
3(1)①	【再掲】遺族交流会、講演、対談、コンサート	自殺者、遺族への差別、偏見、誤解、無理解の払しょくのため、年1回「響きあう音とこころ」を実施。 原則として、毎年12月の第1土曜日、10時～12時遺族交流会(遺族のみ)、13時30分～16時 講演と対談、コンサート(誰でも参加可能)	12月7日(土) 場所：ハートピア京都3階大ホール 午前：10時15分～11時半 遺族交流会(遺族のみ)参加者9名 午後：13時半～16時 コンサートと講演会(どなたでも)参加者60名 ○講演：「悲しむに時があり、悲しむことを手放すにときがあり」 講師：大柴譲治氏(日本福音ルーテル大阪教会牧師) ○コンサート：尺八&トーク 安田智博氏	12月6日(土) 場所：ハートピア京都3階大ホール 午前：10時15分～11時半 遺族交流会(遺族のみ)参加者8名 午後：13時半～16時 コンサートと講演会(どなたでも)参加者65名 ○講演：「私と遺族会 ―遺族会の活動を通して考えたこと」 講師：黒川 雅代子氏(龍谷大学短期大学部教授・遺族会ミトラ代表) ○コンサート：サクセス&ピアノ演奏「～輝くメモディー～」 サクセス&ピアノユニット ティーモ	12月6日(土) 午前：10時15分～ 遺族交流会(遺族のみ) 午後：13時半～ コンサートと講演会(どなたでも) 場所：ハートピア京都3階大ホール	継続	庁外	こころのカフェきょうと

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プランNo.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
3(1)①	各地のわかちあいに学ぶ	福島震災遺族、れんげの会震災遺児 秋田官民学の取組、近畿わかり合いネットワークにおける情報交換	関西遺族会ネットワークの研修、交流会等に参加。	関西遺族会ネットワーク、全国自死遺族総合支援センターの研修、交流会等に参加。	関西遺族会ネットワーク、全国自死遺族総合支援センターの研修、交流会等に参加予定。	継続	庁外	こころのカフェきょうと
3(1)①	自殺・自死遺族に関わる無料法律相談会の開催	希死念慮者の悩みや法律問題に困っている自死遺族の悩みを伺い、法的救済についてのアドバイス等を行う。	毎週月曜16時～18時 京都くらしとこころの法律相談窓口 令和6年度相談件数 54件	毎週月曜16時～18時 京都くらしとこころの法律相談窓口 実施中 令和7年12月31日現在56件	令和7年度と同様に実施予定	継続	庁外	京都弁護士会
3(1)①	勉強会、研修会の実施	国の自殺対策の勉強会	関西遺族会ネットワークの研修会に参加 日時：2024年9月29日	全国自死遺族総合支援センターの研修会・交流会に参加予定(オンライン、日時未定) 関西遺族会ネットワークの研修会に参加 日時：2025年6月29日、2026年1月31日(予定)	全国自死遺族総合支援センター、関西遺族会ネットワークの研修に参加予定	継続	庁外	こころのカフェきょうと
3(1)①	自死遺族について	委員会からの活動	継続実施	継続実施	継続実施	継続	庁外	京都司法書士会
3(1)①	グリーフケアに関するリーフレットの作成	大切な人を亡くされた遺族が抱えるストレスやグリーフ(悲嘆)について、心身への影響や回復のプロセス、回復を支援する相談機関や集いの場を紹介するリーフレットを作成し、区役所・支所やこころの健康増進センター等の本市関連施設、市内医療機関、高齢者施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)、京都市中央斎場、市内葬儀などに配布	リーフレットを区役所・支所やこころの健康増進センター等の本市関連施設、市内医療機関に配布した。	リーフレットを区役所・支所やこころの健康増進センター等の本市関連施設、市内医療機関に配布した。	リーフレットを区役所・支所やこころの健康増進センター等の本市関連施設、市内医療機関に配布予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター 障害保健福祉推進室
取組②児童・生徒に対するケア								
3(1)②	【再掲】家族や友人などの自死遺族関係者に対する相談支援、カウンセリング活動	—	実施済	実施する	実施予定	継続	庁外	京都府臨床心理士会
3(1)②	教育領域における危機介入、ポストベンションの実施	緊急支援委員会を設置し、自殺関連事象を含む有事において、チームを結成し当該学校等への派遣を実施	自死事象含む緊急支援、延べ人数16人、延べ日数35日	未集計	取り組み内容に記載の通り取り組んでいく予定。	継続	庁外	京都府臨床心理士会
取組③職場や大学等でのケア								
3(1)③	【再掲】家族や友人などの自死遺族関係者に対する相談支援、カウンセリング活動	—	実施済	実施する	実施予定	継続	庁外	京都府臨床心理士会
3(1)③	【再掲】教育領域における危機介入、ポストベンションの実施	緊急支援委員会を設置し、自殺関連事象を含む有事において、チームを結成し当該学校等への派遣を実施	自死事象含む緊急支援、延べ人数16人、延べ日数35日	未集計	取り組み内容に記載の通り取り組んでいく予定。	継続	庁外	京都府臨床心理士会
取組④自殺未遂者への支援(再掲)								
3(1)④	【再掲】医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援	医療従事者等、自殺未遂者や自殺のハイリスク者にかかわる支援職に対し研修を実施する。	自殺ハイリスク者等支援研修会「死別の悲しみのプロセスとその支援に必要なこと～遺族と支援者をまもるために～」(12月12日29名)	自殺ハイリスク者等支援研修会「市販薬ODの理解と援助～子ども若者の自殺予防のために～」(11月7日オンライン開催179回線アーカイブ配信中)	ハイリスク者支援として、医療機関と連携し、研修を実施予定	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
3(1)④	【再掲】医療、教育、福祉、産業等の各領域におけるカウンセリング活動	日々のカウンセリング活動には、さまざまな相談がある。不登校、いじめ、うつ病、離婚、恋愛問題、就職、転職など人生のあらゆる悩みの背後に自殺と深く関わっている。それらのカウンセリングにおいて、自殺の可能性をいち早く見抜き、それを未然に防止するための活動をしている。特に、医療や教育領域については、カウンセリングによる自殺予防活動に取り組んでいる。	実施済	実施する	取り組み内容に記載の通り取り組んでいく予定。	継続	庁外	京都府臨床心理士会
3(1)④	【再掲】医療機関等におけるパンフレットの配布	警察や医療機関において、自殺未遂者及びその家族へ相談窓口等のパンフレットを配布	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付	警察・一般病院・精神科病院に相談窓口リーフレットや総合相談会資料等を送付予定	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
取組方針4 ライフステージに合わせた支援								
(1)ライフステージ別の支援の推進								
【子ども・若者世代】								
取組①学校教育における実践								
4(1)【子若】①	学校教育における実践	人権教育や道徳教育を中心に、学校教育活動を通して命の大切さや生きること(人生)の素晴らしさや喜びを学ぶ。	人権・道徳教育、生徒指導を中心に、一人一人を大切に取る取組を進めた。クラスマネジメントシートやアンケートの活用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等で、丁寧な対応をした。 (職員のスキルアップ) 文部科学省主催令和6年度「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」近畿ブロックに京都市校長会より2名参加した。	人権・道徳教育、生徒指導を中心に、一人一人を大切に取る取組を進めている。クラスマネジメントシートやアンケートの活用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や関係機関との連携等で、組織的に丁寧に対応している。 (職員のスキルアップ) 文部科学省主催令和7年7月10日「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」近畿ブロックに京都市校長会より2名参加した。	人権・道徳教育、生徒指導を中心に、一人一人を大切に取る取組を進める。クラスマネジメントシートやアンケートの活用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や関係機関との連携等で、組織的に丁寧に対応している。 (職員のスキルアップ) 文部科学省主催令和8年度「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」近畿ブロックに京都市校長会より2名参加予定。	継続	庁外	京都市小学校長会
4(1)【子若】①	臨床心理士による教育領域での自殺予防教育プログラム「いのちの授業」の作成	小中学校における自殺予防教育の実施	当会で作成した資料を基に、学校のニーズに応じた形で「いのちの授業」を実施する。1件の実施。	当会で作成した資料を基に、学校のニーズに応じた形で「いのちの授業」を実施する。	当会で作成した資料を基に、学校のニーズに応じた形で「いのちの授業」を実施する。	継続	庁外	京都府臨床心理士会
取組②学校生活やこころの悩み等に関する教育相談体制の充実【充実】								
4(1)【子若】②	児童生徒登校支援連携会議	児童生徒登校支援連携会議を開催し不登校児童生徒への支援等に関し、家庭・学校・関係機関・行政の連携を深める。 また、「不登校フォーラム」の開催や「京都市不登校の子ども支援サイト」の運営により啓発を行う。	今後のあり方見直しのため、会議・不登校フォーラム共に実施は見送った。	学習会や保護者同士の座談会を通じて、市立小学校、中学校、義務教育学校に在籍する不登校児童生徒の保護者を支援する保護者の会「With One」を10月から1回実施している。(計6回、午前・午後実施)	保護者の会「With One」の取組を継続する。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課・教育相談総合センター
4(1)【子若】②	生徒への教育相談活動	クラスマネジメントシートやアンケートを実施し、児童の心の状況の早期発見・早期対応に力を入れている。	人権、道徳、生徒指導を中心に、一人一人を大切に取る取組を進めた。クラスマネジメントシートやアンケートの活用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等で、丁寧な対応をした。	人権、道徳教育、生徒指導を中心に、一人一人を大切に取る取組を進めている。クラスマネジメントシートやアンケートの活用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や外部機関との連携等で、丁寧に対応している。	人権、道徳教育、生徒指導を中心に、一人一人を大切に取る取組を継続して進める。クラスマネジメントシートやアンケートの活用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、外部機関との連携等で、引き続き丁寧に対応していく。	継続	庁外	京都市小学校長会
4(1)【子若】②	生徒への教育相談活動	・年2回の教育相談アンケートとそれに基づく教育相談を実施し、早期発見・早期対応に力を入れている。 ・年2～3回のクラスマネジメントシートアンケートの実施 ・年2回のいじめアンケートの実施 ・日常的な取組として、担任や教科担任、部活動顧問が生徒の状況把握に努め、変化等があれば連携して対応している。	・市立中学校、義務教育学校で、左記取組内容に基づき実施できた。 ・定期的な教育相談やアンケートに依存することなく、各校の生徒指導委員会や補導部会、いじめ対策委員会、学年会等で、日常的に生徒の動向把握と情報交換、共有を行い、連携を密にすることによる早期対応が行っている。 ・保健室が窓口になり心のケアをする事例が多くみられる。	・市立中学校、義務教育学校において、左記取組内容に関して、概ね実施できている。 ・定期的な教育相談やアンケートに依存することなく、各校の生徒指導委員会や補導部会、いじめ対策委員会、学年会等で、日常的に生徒の動向把握と情報交換、共有を行い、連携を密にすることによる早期対応が行っている。 ・保健室が窓口になり心のケアをする事例が多くみられる。 ・SCやSSWとの連携による情報共有も行っている。	・関係機関との連携、組織的対応の強化 ・年2回の教育相談アンケートとそれに基づく教育相談を実施し、早期発見・早期対応に力を入れている。 ・年2～3回のクラスマネジメントシートアンケートの実施 ・年2回のいじめアンケートの実施 ・日常的な取組として、担任や教科担任、部活動顧問が生徒の状況把握に努め、変化等があれば連携して対応している。 ・SCやSSWとの有機的な連携の確立	継続	庁外	京都市立中学校長会
4(1)【子若】②	「京都市いじめの防止等に関する条例」施行及び「京都市いじめの防止等取組指針」の策定 全市立学校の「学校いじめの防止等基本方針」の策定	いじめに対するこれまでの取組をより一層充実させるため、いじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、並びにいじめの再発防止の取組を推進する「京都市いじめの防止等に関する条例」施行し、条例に基づき「京都市いじめの防止等取組指針」を策定。条例及び指針に基づき取組を推進。また、全市立学校で「学校いじめの防止等基本方針」を策定し、方針に基づきいじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、並びにいじめの再発防止の取組を推進。	「京都市いじめの防止等取組指針」に基づき、全市立学校で「学校いじめの防止等基本方針」を策定し、いじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止対策等に積極的に取り組んだ。	「京都市いじめの防止等取組指針」に基づき、全市立学校で「学校いじめの防止等基本方針」を策定し、いじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止対策等に積極的に取り組んでいる。	「京都市いじめの防止等取組指針」に基づき、全市立学校で「学校いじめの防止等基本方針」を策定し、いじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止対策等に積極的に取り組む。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課・教育相談総合センター
4(1)【子若】②	スクールソーシャルワーカーの配置	様々な教育課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを全市立学校等に配置している。	全中学校区及び定時制高校に配置 76校：小学校56校、中学校11校、小中学校8校、高等学校(定時制)1校に配置している。 また、派遣型のSSWを教育委員会に1名配置した。	全中学校区及び定時制高校に配置 75校：小学校52校、中学校12校、小中学校10校、高等学校(定時制)1校に配置している。 また、派遣型のSSWを教育委員会に1名配置している。	引き続き全中学校区及び定時制高校に配置予定。 また、派遣型のSSWを教育委員会に1名配置予定。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課・教育相談総合センター

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
4(1)【子若】②	スクールカウンセラー(全市立小・中・高・総合支援学校)の配置	様々な教育課題に対応するため、全市立学校に子どもたちの心理相談等に関して高度に専門的な知識・経験を有する、スクールカウンセラーを配置している。	全市立小・中・小中・高・総合支援学校、教育支援センター(5学習室)に配置。市立幼稚園(伏見区5園を巡回)に1名配置。 241校：小学校150校、中学校64校、小中学校8校、高等学校10校、総合支援学校8校・分校1校。	全市立小・中・小中・高・総合支援学校、教育支援センター(5学習室)に配置。全市立幼稚園15園に巡回(5園巡回×3グループ)形式で配置。 235校：小学校145校、中学校62校、小中学校10校、高等学校9校、総合支援学校8校・分校1校。	全市立小・中・小中・高・総合支援学校、教育支援センター(5学習室)に配置。全市立幼稚園15園に巡回(5園巡回×3グループ)形式で配置。 235校：小学校145校、中学校62校、小中学校10校、高等学校9校、総合支援学校8校・分校1校。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課・教育相談総合センター
4(1)【子若】②	生徒のこころのケア推進	・アンケート及び各校のスクールカウンセラーの取組による、早期発見・早期対応の予防に力を入れている。 ・日常の取り組みとして、HRでの担任や授業での教科担当者が生徒の状況に気を配り、変化があればすぐに対応している。 ・年2回「生活実態調査」や「心の悩み相談」を行い、学校生活の中で、嫌なことや困っていることがあるかどうかの質問項目を設けて聞き取りをしている。 ・二者面談と三者面談を年間2回ずつ行い、生徒や保護者からも聞き取りや相談を実施。 ・平成25年9月2日より「京都府私学修学支援センター」を開設し、各学校で相談できない生徒・保護者に対して、相談業務を行うようになった。	・アンケート及び各校のスクールカウンセラーの取組による、早期発見・早期対応の予防に力を入れている。 ・日常の取り組みとして、HRでの担任や授業での教科担当者が生徒の状況に気を配り、変化があればすぐに対応している。 ・連合会では、平成25年9月2日より「京都府私学修学支援センター」開設し、各学校で相談できない生徒・保護者に対して相談業務を行っている。相談件数は、電話相談を含め年間約750件となった。また、相談と並行して、学習支援等を実施。	・学校では、生徒との日常的な関わりの中での観察やアンケート等の活用により、担任だけでなく教科担当、部活顧問とスクールカウンセラーなどが連携をし、複数の視点での状況把握と情報共有を行っている。 ・児童生徒および保護者に寄り添い、対応できる力を身につけるため、教職員研修会を連合会主催で年3回実施した。 ・連合会では、平成25年9月2日より「京都府私学修学支援センター」開設し、各学校で相談できない生徒・保護者に対して相談業務を行っている。また、在籍学校との連携を図りながら学習支援や居場所支援を行っている。	・学校では、見逃しのない観察や丁寧な声掛けなどを行い信頼関係を築き、また、アンケート等の活用により安心して学べる環境づくりを進める。 ・担任だけでなく教科担当、部活顧問とスクールカウンセラーなどが連携をし、複数の視点での状況把握と情報共有を行う。 ・児童生徒および保護者に寄り添い、対応できる力を身につけるため、教職員研修会を連合会主催で実施する。 ・連合会では、平成25年9月2日より「京都府私学修学支援センター」開設し、各学校で相談できない生徒・保護者に対して相談業務を行っている。また、在籍学校との連携を図りながら学習支援や居場所支援を行う。	継続	庁外	京都府私立中学高等学校連合会
4(1)【子若】②	誹謗中傷・いじめから子どもを守る「ネット・トラブル情報デスク」	電子メールでネット上での京都市内の子どもに関わるトラブル情報を児童生徒、保護者、市民から受け付け、関係機関と連携し、問題解決に役立てる。	14件の投稿(について対応(制度上返信はしない)トラブルやいじめに関する意見・情報提供 高校5件、中学校3件、小学校3件 校種不明1件 事業と関係のない投稿1件	2件の投稿について対応(制度上返信はしない)トラブルやいじめに関する意見・情報提供 高校2件	昨年度に引き続き、ネット・トラブルに関する相談に応じる。	継続	京都市教育委員会	事務局総務部学校事務支援室
4(1)【子若】②	いじめメール相談	平成25年度から実施。京都市内に在住か京都市立学校に在籍する子ども(小学生～高校生)のいじめに関することについて、メールで相談に応じる。相談の返答は1回で、原則として一般的情報提供を行う。	令和6年度実績：29件	昨年度に引き続き、京都市内に在住か京都市立学校に在籍する子ども(小学生～高校生)のいじめに関することについて、メールで相談に応じている。	昨年度に引き続き、京都市内に在住か京都市立学校に在籍する子ども(小学生～高校生)のいじめに関することについて、メールで相談に応じる。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課・教育相談総合センター
4(1)【子若】②	子どもSNS相談@京都	平成30年度から実施。学校のこと、友だちのこと、家庭のこと、勉強のことなどの悩みに臨床心理士ら専門家がSNSを通して相談に応じる。	令和6年度活動実績：135件。	SNSを通じた相談窓口「子どもSNS 相談@京都(京都市)」を、令和7年7月29日～令和8年3月31日で実施(毎週月・水・金曜日に開設)している。	SNSを通じた相談窓口「子どもSNS 相談@京都(京都市)」を、令和7年7月29日～令和8年3月31日で実施(毎週月・水・金曜日に開設)予定。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課
取組③学校における健康観察による早期対応								
4(1)【子若】③	学校での健康観察	各校において、子どもの体調不良や欠席遅刻の状況といった日常生活の様子を通じて心身の健康状態を把握し、心の健康課題など心身の変化について早期発見・早期指導を図る。	昨年度に引き続き、各校において日常の健康観察から子どもの心身の健康状態を把握し、心の健康課題など心身の変化について早期発見・早期指導を図った。	各校において、子どもの体調不良や欠席遅刻の状況といった日常生活の様子を通じて心身の健康状態を把握し、心の健康課題など心身の変化について早期発見・早期指導を図る。	引き続き、各校において、子どもの体調不良や欠席遅刻の状況といった日常生活の様子を通じて心身の健康状態を把握し、心の健康課題など心身の変化について早期発見・早期指導を図る。	継続	京都市教育委員会	体育健康教育室
4(1)【子若】③	【再掲】生徒のこころのケア推進	・アンケート及び各校のスクールカウンセラーの取組による、早期発見・早期対応の予防に力を入れている。 ・日常の取り組みとして、HRでの担任や授業での教科担当者が生徒の状況に気を配り、変化があればすぐに対応している。 ・年2回「生活実態調査」や「心の悩み相談」を行い、学校生活の中で、嫌なことや困っていることがあるかどうかの質問項目を設けて聞き取りをしている。 ・二者面談と三者面談を年間2回ずつ行い、生徒や保護者からも聞き取りや相談を実施。 ・平成25年9月2日より「京都府私学修学支援センター」を開設し、各学校で相談できない生徒・保護者に対して、相談業務を行うようになった。	・アンケート及び各校のスクールカウンセラーの取組による、早期発見・早期対応の予防に力を入れている。 ・日常の取り組みとして、HRでの担任や授業での教科担当者が生徒の状況に気を配り、変化があればすぐに対応している。 ・連合会では、平成25年9月2日より「京都府私学修学支援センター」開設し、各学校で相談できない生徒・保護者に対して相談業務を行っている。相談件数は、電話相談を含め年間約750件となった。また、相談と並行して、学習支援等を実施。	・学校では、生徒との日常的な関わりの中での観察やアンケート等の活用により、担任だけでなく教科担当、部活顧問とスクールカウンセラーなどが連携をし、複数の視点での状況把握と情報共有を行っている。 ・児童生徒および保護者に寄り添い、対応できる力を身につけるため、教職員研修会を連合会主催で年3回実施した。 ・連合会では、平成25年9月2日より「京都府私学修学支援センター」開設し、各学校で相談できない生徒・保護者に対して相談業務を行っている。また、在籍学校との連携を図りながら学習支援や居場所支援を行っている。	・学校では、見逃しのない観察や丁寧な声掛けなどを行い信頼関係を築き、また、アンケート等の活用により安心して学べる環境づくりを進める。 ・担任だけでなく教科担当、部活顧問とスクールカウンセラーなどが連携をし、複数の視点での状況把握と情報共有を行う。 ・児童生徒および保護者に寄り添い、対応できる力を身につけるため、教職員研修会を連合会主催で実施する。 ・連合会では、平成25年9月2日より「京都府私学修学支援センター」開設し、各学校で相談できない生徒・保護者に対して相談業務を行っている。また、在籍学校との連携を図りながら学習支援や居場所支援を行う。	継続	庁外	京都府私立中学高等学校連合会

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
取組④子ども・若者の健やかな成長のための支援施策の推進【充実】								
4(1)【子若】④	【再掲】子ども若者総合支援事業	中央青少年活動センター内に子ども・若者総合相談窓口を設置し、ニート、不登校等、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者の社会参加、社会的自立に向け、総合的な支援に取り組んでいる。	【子ども・若者総合相談窓口の運営】相談件数 503件	社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、中央青少年活動センター内の子ども・若者総合相談窓口の運営を通じて、必要な情報提供、助言、適切な関係機関の紹介等の支援を行っている。	社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、中央青少年活動センター内の子ども・若者総合相談窓口の運営を通じて、必要な情報提供、助言、適切な関係機関の紹介等の支援を行う。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	育成推進課
4(1)【子若】④	ニート、ひきこもり等に関する相談支援の普及啓発	「子ども・若者育成支援強調月間」である11月を中心に、市民しんぶん等での事業紹介、区役所・支所・図書館等での総合相談窓口を紹介したチラシの配架、電光掲示板の活用等により、普及啓発に取り組んでいる。	「子ども・若者育成支援強調月間」である11月を中心に、市民しんぶん等での事業紹介や、京都市公式SNS (Twitter, Facebook, LINE) を等活用して、子ども・若者総合相談窓口の普及啓発に取り組んだ。	「子ども・若者育成支援強調月間」である11月を中心に、市民しんぶん等での事業紹介や、京都市公式SNS (Twitter, Facebook, LINE) を等活用して、子ども・若者総合相談窓口の普及啓発に取り組んでいる。	「子ども・若者育成支援強調月間」である11月を中心に、市民しんぶん等での事業紹介や、京都市公式SNS (Twitter, Facebook, LINE) を等活用して、子ども・若者総合相談窓口の普及啓発に取り組む。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	育成推進課
4(1)【子若】④	子どものスマホ利用マナーの周知啓発	子どものスマートフォン等の利用について、個人情報の安易な投稿、無料通話アプリ等を介したネットいじめやトラブル、犯罪被害などの「危険性」のほか、食事中、勉強中、お風呂や布団の中でも手放せず、生活習慣の乱れや学力低下につながる「依存性」等の課題があることを踏まえ、家庭でのルール作りやフィルタリングの設定等について啓発するなど、保護者・市民団体等とも連携のうえ、取組を推進。	・情報モラル教室 携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラムとして、延べ小学校73校、中学校2校で実施。 ・情報モラル講座 携帯情報通信機器の危険性・依存性等に関する啓発講座として、各学校・幼稚園での「家庭教育講座」やPTA研修会等において、年間31回実施。 ケータイ教室 小学校47校、中学校24校、総合支援学校3校で実施。発達段階に応じ、携帯電話を安心・安全に利用するための基本的なルール・マナーや、受発信する情報の取扱い、子どもたちをトラブル・犯罪から守るための考え方、対応等について、事例をもとに説明。 ・情報モラルオンライン教室 大学と連携し、小学校17校、中学校11校、総合支援学校1校で実施。	・情報モラル教室 携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラムとして、延べ小学校67校、中学校1校で実施予定。 ・情報モラル講座 携帯情報通信機器の危険性・依存性等に関する啓発講座として、各学校・幼稚園での「家庭教育講座」やPTA研修会等において、年間30回実施予定。 ・ケータイ教室 小学校44校、中学校19校、総合支援学校3校、高等学校1校で実施予定。発達段階に応じ、携帯電話を安心・安全に利用するための基本的なルール・マナーや、受発信する情報の取扱い、子どもたちをトラブル・犯罪から守るための考え方、対応等について、事例をもとに説明。 ・情報モラルオンライン教室 大学と連携し、小学校15校、中学校4校、総合支援学校2校で実施予定。	「京都市はぐみ憲章」の理念の下、スマホ等の危険性や依存症を正しく認識し、それらの危険から身を守る力を身に着けるため、市民ボランティア(情報モラル市民インストラクター)をはじめ、学校・事業者等と連携した子ども向けの情報モラル教室や情報モラルオンライン教室、保護者・市民向けの情報モラル講座を実施するとともに、携帯電話会社の協力のもと、子どもや教職員、保護者向けのケータイ教室を実施するなど、各地域・学校等で周知啓発活動を行う。	継続	京都市教育委員会	生涯学習部学校地域協働推進担当
4(1)【子若】④	生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援	家庭環境や学力面で高校進学に課題を抱える被保護世帯、経済的困窮等により支援を必要とするひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもに対して学習会を実施し、高校進学等を支援するとともに、学習会への参加を通じて日常的・社会的な能力の習得を手助けすることにより、被保護世帯等の自立支援を推進することを目的とし、各区・支所の拠点(学習会)において、週1～2回、1時間半から2時間程度、学生ボランティア等が学習支援を行っている。	市内18箇所において、281名に対して支援した。夏期休暇中(8月)に市内6箇所て集中学習会を実施した。	引き続き事業実施 市内18箇所において週1～2回、学習会を実施 夏期休暇中(8月)に、集中学習会を開催 中学3年生を対象に模試試験受験料の支援を実施	引き続き事業実施 市内18箇所において週1～2回、学習会を実施 夏期休暇中(8月)に、集中学習会を開催 中学3年生を対象に模試試験受験料の支援を実施	継続	京都市子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課
取組⑤ニート状態にある青少年への相談支援								
4(1)【子若】⑤	【再掲】子ども若者総合支援事業	中央青少年活動センター内に子ども・若者総合相談窓口を設置し、ニート、不登校等、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者の社会参加、社会的自立に向け、総合的な支援に取り組んでいる。	【子ども・若者総合相談窓口の運営】相談件数 503件	社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、中央青少年活動センター内の子ども・若者総合相談窓口の運営を通じて、必要な情報提供、助言、適切な関係機関の紹介等の支援を行っている。	社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、中央青少年活動センター内の子ども・若者総合相談窓口の運営を通じて、必要な情報提供、助言、適切な関係機関の紹介等の支援を行う。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	育成推進課
4(1)【子若】⑤	【再掲】ニート、ひきこもり等に関する相談支援の普及啓発	「子ども・若者育成支援強調月間」である11月を中心に、市民しんぶん等での事業紹介、区役所・支所・図書館等での総合相談窓口を紹介したチラシの配架、電光掲示板の活用等により、普及啓発に取り組んでいる。	「子ども・若者育成支援強調月間」である11月を中心に、市民しんぶん等での事業紹介や、京都市公式SNS (Twitter, Facebook, LINE) を等活用して、子ども・若者総合相談窓口の普及啓発に取り組んだ。	「子ども・若者育成支援強調月間」である11月を中心に、市民しんぶん等での事業紹介や、京都市公式SNS (Twitter, Facebook, LINE) を等活用して、子ども・若者総合相談窓口の普及啓発に取り組んでいる。	「子ども・若者育成支援強調月間」である11月を中心に、市民しんぶん等での事業紹介や、京都市公式SNS (Twitter, Facebook, LINE) を等活用して、子ども・若者総合相談窓口の普及啓発に取り組む。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	育成推進課
4(1)【子若】⑤	京都若者サポートステーションにおける職業的自立支援	若者無業者の職業的自立支援に取り組んでいる。キャリア相談やこころの相談などの相談支援、職業ふれあい事業等を実施している。	【キャリア相談やこころの相談などの相談支援】キャリア相談件数1,116件、こころの相談件数423件 【職業ふれあい事業】実施回数285回、参加者数755人	若者無業者等の職業的自立支援に取り組むとともに、キャリア相談やこころの相談などの相談支援、職業ふれあい事業等を実施している。	若者無業者等の職業的自立支援に取り組むとともに、キャリア相談やこころの相談などの相談支援、職業ふれあい事業等を実施する。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	育成推進課

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
取組⑥青少年の相談事業等の推進								
4(1)【子若】⑥	【再掲】メール相談事業	京都自死・自殺相談センターが実施するメール相談事業へ補助を実施	メール相談事業におけるメール総受信件数:3,681件	メール相談事業におけるメール総受信件数:1,449件(令和7年12月末現在)	メール相談	継続	庁外	京都自死・自殺相談センター
4(1)【子若】⑥	こども相談24時間ホットライン	子どもや子育てに関する悩みの専用電話として、「こども相談24時間ホットライン(年中無休、24時間対応) ※平成27年5月20日から相談対象の拡大に伴い名称変更」を開設している。(子ども専用の悩み事、困りごとなどの相談電話「こども専用ハートライン」は、平成29年10月1日以降、こども相談24時間ホットラインに統合。)	令和6年度実績:4,357件	昨年度に引き続き、子どもや子育てに関する悩みの相談に応じている。	昨年度に引き続き、子どもや子育てに関する悩みの相談に応じる。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課・教育相談総合センター
4(1)【子若】⑥	教育相談総合センター(こどもバトナ)、カウンセリングセンターでの来所相談	子どもの教育上の様々な課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談を行っている。	令和6年度実績:相談件数700件(うち新規279件、延べ相談人数:13,238名)	昨年度に引き続き、子どもの教育上の様々な課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが相談に応じている。	昨年度に引き続き、子どもの教育上の様々な課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが相談に応じる。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課・教育相談総合センター
4(1)【子若】⑥	青少年の相談事業等の推進	面接・電話等による相談受理。必要に応じ関係機関等への引き継ぎ等通年実施。(青少年に関するノートやひきこもりの相談等を含む)	○京都府内の少年相談受理件数(令和6年中)856件	○京都府内の少年相談受理件数(令和7年1月～10月末現在)639件	継続して実施する。	継続	庁外	京都府警察本部
4(1)【子若】⑥	青少年活動センター相談事業	ユースワーカーなどによる相談事業を7箇所の青少年活動センターで取り組んでいる。	青少年からの相談件数 867件	引き続き、ユースワーカーなどによる相談事業を7か所の青少年活動センターで取り組んでいる。	引き続き、ユースワーカーなどによる相談事業を7か所の青少年活動センターで取り組む。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	育成推進課
取組⑦大学と協働した学生支援のネットワーク構築								
4(1)【子若】⑦	大学職員向け研修	大学生と大学職員向けにゲートキーパー養成研修を実施。	実施なし。	学生向けゲートキーパー養成研修(佛教大学12月16日92名) 学生向けゲートキーパー養成研修(京都光華女子大学1月16日)	市内大学で、学生と職員向け研修実施予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
取組⑧学生の居場所づくりの支援【充実】								
4(1)【子若】⑧	「京都学生祭典」への学生参加の促進	京都学生祭典への学生の参画を促進し、大学の枠を越えた友だちづくりの促進や学生の居場所の提供を図る。	学生の参画者数(実行委員、おどり手):844人	日時:10月12日(日) 場所:平安神宮前・岡崎プロムナード一帯 学生の参画者数(実行委員、おどり手):721人	引き続き、京都学生祭典への学生の参画を促進し、大学の枠を越えた友だちづくりの促進や学生の居場所の提供を図る。	継続	京都市総合企画局	国際都市共創推進室 大学政策担当
4(1)【子若】⑧	【再掲】生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援	家庭環境や学力面で高校進学に課題を抱える被保護世帯、経済的困窮等により支援を必要とするひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもに対して学習会を実施し、高校進学等を支援するとともに、学習会への参加を通じて日常的・社会的な能力の習得を手助けすることにより、被保護世帯等の自立支援を推進することを目的とし、各区・支所の拠点(学習会)において、週1～2回、1時間半から2時間程度、学生ボランティア等が学習支援を行っている。	市内18箇所において、281名に対して支援した。 夏期休暇中(8月)に市内6箇所で集中学習会を実施した。	引き続き事業実施 市内18箇所において週1～2回、学習会を実施 夏期休暇中(8月)に、集中学習会を開催 中学3年生を対象に模試試験受験料の支援を実施	引き続き事業実施 市内18箇所において週1～2回、学習会を実施 夏期休暇中(8月)に、集中学習会を開催 中学3年生を対象に模試試験受験料の支援を実施	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4(1)【子若】⑧	大学職員向け研修	大学生と大学職員向けにゲートキーパー養成研修を実施。	実施なし。	学生向けゲートキーパー養成研修(佛教大学12月16日92名) 学生向けゲートキーパー養成研修(京都光華女子大学1月16日)	市内大学で、学生と職員向け研修実施予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
4(1)【子若】⑧	青少年活動センターにおける若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進	様々な困難を抱える若者が社会で孤立しないよう、青少年活動センター等において、ほかの若者や大人との交流を図りながら安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組んでいる。また、青少年活動センターで展開している事業をより身近な場所でも実施するため、ニーズや課題を踏まえながら、近くに青少年活動センターがない地域に出向く、アウトリーチ手法を活用した事業も推進している。	・青少年活動センターの居場所事業数:27件(令和6年度実績)	・青少年活動センターの居場所事業数:25件(令和7年11月末時点) アウトリーチでは、センターのない地域を含めた計7箇所を拠点を設置するとともに、市内のイベントや特定の地域に一定期間、キッチンカーを活用した移動型ユーススタンドを出店し、若者の居場所づくりや相談支援を実施している。	引き続き、青少年が安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組む。	継続	子ども若者はぐくみ局	育成推進課

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
取組⑨若者の職業的自立を支援する体制の整備								
4(1)【子若】⑨	【再掲】京都若者サポートステーションにおける職業的自立支援	若者無業者の職業的自立支援に取り組んでいる。キャリア相談やこころの相談などの相談支援、職業ふれあい事業等を実施している。	【キャリア相談やこころの相談などの相談支援】 キャリア相談件数1,116件、こころの相談件数423件 【職業ふれあい事業】 実施回数285回、参加者数755人	若者無業者等の職業的自立支援に取り組むとともに、キャリア相談やこころの相談などの相談支援、職業ふれあい事業等を実施している。	若者無業者等の職業的自立支援に取り組むとともに、キャリア相談やこころの相談などの相談支援、職業ふれあい事業等を実施する。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	育成推進課
4(1)【子若】⑨	【再掲】失業者に対する雇用機会の創出	採用力向上セミナーや企業と大学の求人情報交換会を通じた若者の就職支援を後押しする事業を実施	実施した。	実施する。	実施予定。	継続	庁外	京都商工会議所
取組⑩就職活動や就労支援の充実								
4(1)【子若】⑩	【再掲】京都市中小企業担い手確保・定着支援事業の実施	中小企業の成長を支える担い手の確保を図るため、平成28年4月にキャンパスプラザ京都に設置した「京都市わかもの就職支援センター」を拠点に、中小企業情報WEBサイトによる学生に向けた情報発信や、大学への出張セミナー、京都企業を取材しその魅力を発信するインターンシップ事業などのほか、セミナーの開催など、定着支援の取組を実施する。	・個別カウンセリング利用者数 延べ288名 ・学生と企業の交流会 参加学生数 延べ1,827名 ・京のまち企業訪問サイトの掲載企業数 4,079社(令和6年度末時点) ・「京の企業「働き方改革」自己診断制度」活用企業数 3,862社(令和6年度末時点)	継続して実施する。	継続して実施する。	継続	京都市産業観光局	産業企画室
【働く・子育て世代】								
取組①妊娠期からの切れ目のない支援【新規】								
4(1)【働子】①	【再掲】妊婦相談事業	母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師が面接を行い、産後うつ病等、妊娠・出産に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	実施者数: 8,022人	引き続き、母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師が面接を行い、産後うつ病等、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行っている。	引き続き、母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師が面接を行い、産後うつ病等、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課
4(1)【働子】①	【再掲】こんにちはブレマ事業	初妊婦及び継続支援が必要な妊婦の家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や妊娠・出産に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	訪問件数: 実3,289件、延3,404件	初妊婦及び継続支援が必要な妊婦の家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や妊娠・出産に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行っている。	引き続き、初妊婦及び継続支援が必要な妊婦の家庭を子どもはぐみ室及び京北出張所職員が訪問し、母子の健康管理や妊娠・出産に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。また、上記以外の妊婦に対し、妊娠8か月頃を目途に郵送するアンケートにより面談の希望の有無を把握し、希望者に対し面談を行う。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課
4(1)【働子】①	【再掲】新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	訪問件数: 延7,924件	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行っている。	引き続き、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を子どもはぐみ室及び京北出張所職員が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課
4(1)【働子】①	家庭訪問型継続的個別支援	養育支援を必要としながらも、社会的な支援が得られない状況にある妊婦や子育て家庭を早期に把握し、家庭訪問(子どもはぐみ室)による専門的な相談支援を行う。	訪問件数: 延1,643件	養育支援を必要としながらも、社会的な支援が得られない状況にある妊婦や子育て家庭を早期に把握し、家庭訪問(子どもはぐみ室)による専門的な相談支援を行う。	引き続き養育支援を必要としながらも、社会的な支援が得られない状況にある妊婦や子育て家庭を早期に把握し、家庭訪問(子どもはぐみ室)による専門的な相談支援を行う。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課
4(1)【働子】①	【再掲】SNS等での相談支援事業(みんなはぐ)	思いがけない妊娠等の妊娠・出産に関するメール相談窓口(匿名相談可)を設置し、不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	相談件数(妊娠・出産・子育て等に関する相談) 1,037件	令和7年7月からは京都府と共同で「きょうと妊娠から子育てでSNS相談」及び「きょうと妊娠SOS」の2つの相談窓口を設置した。、子育てに関する不安や悩み、不妊や不育に関する相談、思いがけない妊娠や出産に対し、SNS等を活用した相談支援や必要な情報提供等を実施。	引き続き京都府と共同で「きょうと妊娠から子育てでSNS相談」及び「きょうと妊娠SOS」の2つの相談窓口を設置した。、子育てに関する不安や悩み、不妊や不育に関する相談、思いがけない妊娠や出産に対し、SNS等を活用した相談支援や必要な情報提供等を実施。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課
取組②子育ての悩みや虐待等に関する相談								
4(1)【働子】②	【再掲】妊婦相談事業	母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師が面接を行い、産後うつ病等、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	実施者数: 8,022人	引き続き、母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師が面接を行い、産後うつ病等、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行っている。	引き続き、母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師が面接を行い、産後うつ病等、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
4(1)【働子】②	【再掲】こんにちはブレママ事業	初妊婦及び継続支援が必要な妊婦の家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や妊娠・出産に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	訪問件数：実3,289件、延3,404件	初妊婦及び継続支援が必要な妊婦の家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や妊娠・出産に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行っている。	引き続き、初妊婦及び継続支援が必要な妊婦の家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、母子の健康管理や妊娠・出産に関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。また、上記以外の妊婦に対し、妊娠8か月頃を目途に郵送するアンケートにより面談の希望の有無を把握し、希望者に対し面談を行う。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4(1)【働子】②	スマイルママ・ホット事業	産後の母親が、安心して子育てできるような病院等での一時宿泊・通所を通じて、母親の心身のケアや育児サポートを行う。(平成26年7月1日から開始)	延利用日数 ・産後ショートステイ：1,833日 ・産後デイケア：522日	出産直後の母親が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるよう、母親への心身のケアや育児サポート等の支援等を行う産後ケア事業を実施している。	令和7年度は、新たに、アウトリーチ(訪問型)を開始するとともに利用料の引き下げを行う等、さらなる制度拡充を図る。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4(1)【働子】②	【再掲】新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	訪問件数：延7,924件	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行っている。	引き続き、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行う。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4(1)【働子】②	【再掲】こども相談24時間ホットライン	子どもや子育てに関する悩みの専用電話として、「こども相談24時間ホットライン(年中無休、24時間対応 ※平成27年5月20日から相談対象の拡大に伴い名称変更)」を開設している。(子ども専用の悩み事、困りごとなどの相談電話「こども専用ハートライン」は、平成29年10月1日以降、こども相談24時間ホットラインに統合。)	令和6年度実績：4,357件	昨年度に引き続き、子どもや子育てに関する悩みの相談に応じている。	昨年度に引き続き、子どもや子育てに関する悩みの相談に応じる。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課・教育相談総合センター
4(1)【働子】②	【再掲】教育相談総合センター(こどもパトナ)、カウンセリングセンターでの来所相談	子どもの教育上の様々な課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談を行っている。	令和6年度実績：相談件数700件(うち新規279件、延べ相談人数：13,238名)	昨年度に引き続き、子どもの教育上の様々な課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが相談に応じている。	昨年度に引き続き、子どもの教育上の様々な課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが相談に応じる。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課・教育相談総合センター
4(1)【働子】②	【再掲】福祉資金・教育支援資金	各区社会福祉協議会において、高齢、障害者及び低所得者の世帯に対して日常生活を営む上で、一時的に必要な経費の貸付に関する受付の相談を行っている。	継続して実施	継続して実施	継続して実施する	継続	庁外	京都市社会福祉協議会
4(1)【働子】②	【再掲】家庭訪問型継続的個別支援	養育支援を必要としながらも、社会的な支援が得られにくい状況にある妊婦や子育て家庭を早期に把握し、家庭訪問(子どもはぐくみ室)による専門的な相談支援を行う。	訪問件数：延1,643件	養育支援を必要としながらも、社会的な支援が得られにくい状況にある妊婦や子育て家庭を早期に把握し、家庭訪問(子どもはぐくみ室)による専門的な相談支援を行う。	引き続き養育支援を必要としながらも、社会的な支援が得られにくい状況にある妊婦や子育て家庭を早期に把握し、家庭訪問(子どもはぐくみ室)による専門的な相談支援を行う。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4(1)【働子】②	ひとり親家庭支援センター運営	ひとり親家庭支援活動の拠点として、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活全般にわたる各種の相談や、自立に必要な講習会等を総合的に実施している。	【一般相談件数】 来所：233件 電話・メール：809件 【生活講習会】 実施回数：9回 参加者数：90名	引き続き母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活全般にわたる各種の相談や、自立に必要な講習会等を総合的に実施している。	引き続き母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活全般にわたる各種の相談や、自立に必要な講習会等を総合的に実施する。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4(1)【働子】②	子育て支援情報発信事業	スマホ普及率の高い子育て世代に向けたアプリにより、イベント情報や、乳幼児連れの外出時に必要な設備(授乳・おむつ替えスペース等)がある京都市関連施設などの子育て関連の情報発信を行うことで、利用者がより子育てに関する情報を得やすくなるよう図るとともに、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境を整備する。また、子育て支援施策の積極的な利用を促すことで、児童虐待の未然防止にもつながる。	「はぐくもKYOTO」、「京都はぐくみアプリby母子モ」及び子育てAIチャットボットによる情報発信を実施した。 はぐくもKYOTOページビュー数：457,465回 京都はぐくみアプリby母子モダウンロード数：2,370件 子育てAIチャットボットコール数(質問数)：2,966件	子育て支援ポータルサイト「はぐくもKYOTO」、「京都はぐくみアプリby母子モ」及び「子育てAIチャットボット」による情報発信を実施している。 <実績(令和7年11月30日時点)> はぐくもKYOTOページビュー数：356,112回 「京都はぐくみアプリby母子モ」ダウンロード数：1,328件 子育てAIチャットボットコール数(質問数)：2,222件	引き続き母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活全般にわたる各種の相談や、自立に必要な講習会等を総合的に実施する。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	育成推進課
4(1)【働子】②	親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」	子どもを育てる不安・悩み・喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、親同士が話し合い、交流するプログラム「ほっこり子育てひろば」を、学校・保健福祉センター・児童館等で実施している。交流することで、自ら気づき学ぶとともに、同じような悩みを抱く親同士や、地域で子育てを支援する者が結ばれ、喜びと共に子どもを育てていくことを目指している。	実施件数 711件 参加者 6,134人	子どもを育てる不安・悩み・喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、親同士が話し合い、交流するプログラム「ほっこり子育てひろば」を、学校・保健福祉センター・児童館等で実施している。交流することで、自ら気づき学ぶとともに、同じような悩みを抱く親同士や、地域で子育てを支援する者が結ばれ、喜びと共に子どもを育てていくことを目指している。	引き続き、子育て支援ポータルサイト「はぐくもKYOTO」、「京都はぐくみアプリby母子モ」及び「子育てAIチャットボット」にて、各種制度やイベント情報、乳幼児連れの外出時に必要な設備(授乳・おむつ替えスペース等)がある京都市関連施設などの子育て関連の情報発信を行う。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	育成推進課

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
4(1)【働子】②	地域子育て支援ステーション事業	身近な地域における子育て支援のネットワークの拠点として、市内全ての児童館・保育所(園)及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」として指定し、子育て相談や各種講座、子育て情報の収集・発信等を実施している。	身近な地域における子育て支援のネットワークの拠点として、市内全ての児童館・保育園(所)及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」として指定し、子育て相談や各種講座、子育て情報の収集・発信等を実施した。	身近な地域における子育て支援のネットワークの拠点として、市内全ての児童館・保育園(所)及び認定こども園等を「地域子育て支援ステーション」として指定し、子育て相談や各種講座、子育て情報の収集・発信等を実施する。	引き続き、子どもを育てる不安・悩み・喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、親同士が話し合い、交流するプログラム「ほっこり子育てひろば」を、学校・保健福祉センター等で実施している。交流することで、自ら気づき学ぶとともに、同じような悩みを抱く親同士や、地域で子育てを支援する者が結ばれ、喜びと共に子どもを育てていくことを目指す。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	育成推進課
4(1)【働子】②	児童館事業	児童館における、「母親クラブ」や「乳幼児クラブ」等を通じた保護者の交流の場づくりや、児童厚生員による子育て相談を実施している。	「母親クラブ」や「乳幼児クラブ」等の参加者や自由来館者で、同じ課題を抱えている保護者同士をつなぎ、共通の悩みを話し合える機会の設定やグループづくりの援助を実施した。 実施施設数：129か所	「母親クラブ」や「乳幼児クラブ」等の参加者や自由来館者で、同じ課題を抱えている保護者同士をつなぎ、共通の悩みを話し合える機会の設定やグループづくりの援助を実施している。 実施施設数：129か所	引き続き、身近な地域における子育て支援のネットワークの拠点として、市内全ての児童館・保育園(所)及び認定こども園等を「地域子育て支援ステーション」として指定し、子育て相談や各種講座、子育て情報の収集・発信等を実施する。	継続	京都市子ども若者はぐみ局	育成推進課
4(1)【働子】②	京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図っている。	令和6年4月に1か所、令和7年3月に1か所を新規開設し、計41か所において「乳幼児親子のつどいの広場」を実施した。また、令和5年度までは一部の施設で実施していた「地域支援」(関係機関及び子育て支援活動を実施する団体等と連携を図る等)事業を令和6年度から全施設で行った。	市内41箇所において「乳幼児親子のつどいの広場」を実施するとともに、「地域支援」(関係機関及び子育て支援活動を実施する団体等と連携を図る等)を行う。	引き続き、保護者の交流の場づくりや、児童館での子育て相談に取り組む。 実施施設数：129か所	継続	京都市子ども若者はぐみ局	育成推進課
4(1)【働子】②	地域での子育て支援事業	市民の方々のすこやか子育てについて様々な相談に対応する。また医療的ケアを必要とする小児をもつ家族を支援する医療者の育成を行う	医療的ケア児とその家族に伴奏する看護職対象研修事業 ・小児在宅移行支援指導者養成研修(1月30日31日受講者4名) ・小児在宅移行支援連携看護師育成研修(オンライン開催8月10日受講者67名 京都府立医科大学看護学学舎10月19日受講者54名) ・小児在宅移行支援看護連携推進研修(京都府医師会館3月8日受講者70名)	医療的ケア児とその家族に伴奏する看護職対象研修事業 ・小児在宅移行支援連携看護師育成研修(オンライン開催8月2日受講者65名 京都府立医科大学看護学学舎10月19日受講者43名) ・小児在宅移行支援看護連携推進研修(京都府医師会館3月21日予定)	引き続き、市内41箇所において「乳幼児親子のつどいの広場」を実施するとともに、「地域支援」(関係機関及び子育て支援活動を実施する団体等と連携を図る等)を行う。	継続	庁外	京都府看護協会
4(1)【働子】②	児童虐待防止啓発事業	ポスターや啓発グッズの製作、街頭啓発及び京都タワーのライトアップ事業など様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与している。	・本市オリジナルポスターの掲出(市内主要駅及び市バス・地下鉄等) ・ニデック京都タワーライトアップ(令和6年11月1日及び2日) ・本庁舎モニター等にて広報実施	・本市オリジナルポスターの掲出(市内主要駅及び市バス・地下鉄等) ・ニデック京都タワーライトアップ(令和7年11月1日及び2日) ・本庁舎モニター等にて広報実施	・本市オリジナルポスターの掲出(市内主要駅及び市バス・地下鉄等) ・ニデック京都タワーライトアップ(2日間) ・本庁舎モニター等にて広報実施	継続	京都市子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課
取組③勤労者のメンタルヘルスの推進								
4(1)【働子】③	【再掲】勤労者のこころの健康の啓発	衛生管理者、労務担当者等を対象とした研修会の開催 メンタルヘルスに関する各種研修会を開催	・17回開催済 ・年間を通して開催 ・施設内会場や共催団体の会場で開催	・15回開催済、5回開催予定 ・年間を通して開催 ・施設内会場や共催団体の会場で開催	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
4(1)【働子】③	【再掲】メンタルヘルスに関する研修会の開催	・うつ病の早期受診と適切な対応の知識の普及 ・勤労者(①産業医、看護職、衛生管理者、労務担当者、②産業医、③かかりつけ医・産業医、④衛生管理者、労務担当者等)へメンタルヘルスに関わる研修会を開催	・31回開催 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	・31回開催済、6回開催予定 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
4(1)【働子】③	【再掲】きょうほっとあした〜らしくこころの総合相談会〜	自殺総合対策連絡会の参加団体と連携し、弁護士・司法書士・心理士・保健師・産業カウンセラー・僧侶・自死遺族等の専門家による相談会を年間15回実施。 ※H30～学生、初回相談者の予約優先制度を導入。	平日相談7回、土曜相談2回開催。 来所人数98人(内オンライン相談6人) 相談延件数130件(内オンライン相談延7件)	平日相談7回、土曜相談2回開催。	平日相談7回、土曜相談2回開催予定。引き続き、自殺予防のためのワンストップ支援としての役割を担う。対面相談とオンライン相談のどちらかを選べる形で実施する。	継続	京都市保健福祉局 庁外	こころの健康増進センター こころのカフェきょうと 京都司法書士会 京都弁護士会 京都府臨床心理士会

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
4(1)【働子】③	【再掲】かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会の実施	【産業医研修会の開催】 産業医を対象としたメンタルヘルスに関する研修会を開催	・14回開催 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	・16回開催済、1回開催予定 ・年間を通して開催 ・京都府医師会館、施設内会場、共催団体の会場で開催	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
		医師会と連携し研修会を開催	南部：9月26日(木)府医師会館23名 北部：9月28日(土)舞鶴医師会館18名	南部：12月11日(木)府医師会館43名 北部：9月27日(土)舞鶴医師会館22名	南部：12月10日(木)府医師会館で開催予定 北部：9月26日(土)舞鶴医師会館	継続	京都市保健福祉局 庁外	こころの健康増進センター 京都府医師会
4(1)【働子】③	【再掲】一般科医と精神科医のネットワーク交流会(G-Pネット)の実施	①京都復職支援ネットワーク事業研修会の開催 ②精神科医(主治医)と産業医、人事労務担当者等との連携を図るための「メンタルヘルス事例検討会」を開催	①開催なし ②開催なし	①開催なし ②9/4開催	②については継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
4(1)【働子】③	京都産業保健総合支援センターの活用促進	事業場における「こころの健康づくり計画」の策定、「職場復帰支援プログラム」の作成、「ストレスチェック制度」導入に関する支援、管理監督者教育の講師派遣等、メンタルヘルス対策の取組支援、活用促進。	事業者、労働者に対して周知・活用を促進した。 令和6年度から開始した下記の取組「過労死等防止計画指導」の実施に当たり、対象企業に対し、京都産業保健総合支援センターが実施している事業を活用し、メンタルヘルス対策推進の取組を指示した。	令和6年度から開始した新たな取組を含めた内容で取組をしている。	令和6年度から開始した取組を含めた内容で令和8年度も継続して実施予定。	継続	庁外	京都労働局労働基準部健康安全課
4(1)【働子】③	メンタルヘルス対策の推進	○平成26年6月25日に公布された改正労働安全衛生法で、平成27年12月1日から義務化された「ストレスチェック制度」(労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査と面接指導の実施等)の周知。(当局ホームページに主要資料掲載中) ○全国労働衛生週間における普及啓発。 ○過労死等防止啓発月間(11月)に「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催。	事業者、労働者に対して周知・活用を促進した。 令和6年度第三四半期からは、新たな取組として、概ね3年間で過労死等(脳心臓疾患・精神障害)により労災保険給付が支給決定された事業を2件以上発生させた企業の本社に対し、「過労死等防止計画指導」を実施するため、事業主に対し労働局長名の指導文書を出し、全社的なメンタルヘルス対策の推進を含み、過労死等の再発防止対策に係る改善計画を提出させ、同計画に基づき1年以内に改善のための取組を実施するよう指導している。 指導文書発出時に、対象企業に対して概ね1か月以内に改善計画を提出するよう指示し、6か月後(中間報告)及び1年後(最終報告)、同計画に基づく取組の実績等を報告させて進捗状況を確認している。1年後の最終報告において、改善が図られていない場合は3か月間の指導期間延長を指示するとともに、改善が図られていると判断した場合は、改善の取組が定着していることを確認するため、対象企業の支店等事業場への訪問指導を実施する。	令和6年度から開始した新たな取組を含めた内容で取組をしている。	令和6年度から開始した取組を含めた内容で令和8年度も継続して実施予定。	継続	庁外	京都労働局労働基準部健康安全課
4(1)【働子】③	メンタルヘルス対策の推進	・相談窓口の開設 ・職場復帰プログラムの作成支援の実施及び事業場への訪問支援 ・事業場の管理監督者向け教育研修の実施 ・若年労働者向け教育研修の実施 ・ストレスチェック制度の導入支援、職場環境改善等に関する支援 ・各種情報提供	・職場訪問支援49件 ・依頼のあった事業場に対し、メンタルヘルス対策に関する各種支援サービスを提案している。	・職場横紋支援59件 ・依頼のあった事業場に対し、メンタルヘルス対策に関する各種支援サービスを提供している。	継続して実施予定。	継続	庁外	京都産業保健総合支援センター
4(1)【働子】③	厚生労働省のホームページ、メンタルヘルス対策の総合サイト「こころの耳」の周知・活用促進	事業者、労働者等に対して、周知・活用促進を図った。	事業者、労働者に対して周知・活用を促進した。	事業者、労働者に対して周知・活用を促進している。	継続して実施予定。	継続	庁外	京都労働局労働基準部健康安全課
4(1)【働子】③	職場のメンタルヘルス向上のためのメンタルヘルス研修講師派遣事業	こころの健康づくりや自殺予防のために、メンタルヘルスに関する知識を身につけ、よりよい職場環境づくりを推進するための研修会に臨床心理士を講師として派遣する。なお、中小企業を対象とする。	8件の派遣実施	現時点で4件の派遣実施	4～8件の派遣を予定	継続	庁外	一般社団法人京都府臨床心理士会

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
【シニア・シルバー世代】								
取組①地域包括支援センターの活動への支援								
4(1) 【シ】①	地域包括支援センターによる相談支援、職員への研修	市内61箇所に設置する地域包括支援センターにおいて、一人暮らしの高齢者の全戸訪問事業を始め、高齢者やその家族の介護に関する相談や心配ごとや悩みへの対応、健康・福祉・医療に関する相談への対応を行うほか、適切なサービスや機関、制度の利用につなげるなどの支援を行った。	令和6年度も、市内61箇所に設置する地域包括支援センターにおいて、一人暮らし高齢者への訪問活動等をはじめとする取組を通じて、高齢者やその家族の介護に関する相談や心配ごとや悩みへの対応、健康・福祉・医療に関する相談への対応を行うほか、適切なサービスや機関、制度の利用につなげるなどの支援を行った。 また、地域包括支援センター職員への研修(初任者、現任者、管理責任者)を実施し、職員の質の向上に努めた。 令和6年度研修取組状況(いずれも参集開催) ・初任者研修 実施日:令和6年5月28日・5月29日 参加者数:64名 ・管理責任者研修 実施日:令和6年9月12日・9月24日 参加者:49名 ・現任者研修 実施日:令和6年12月19日 参加者:80名	令和7年度も、市内61箇所に設置する地域包括支援センターにおいて、一人暮らし高齢者への訪問活動等をはじめとする取組を通じて、高齢者やその家族の介護に関する相談や心配ごとや悩みへの対応、健康・福祉・医療に関する相談への対応を行うほか、適切なサービスや機関、制度の利用につなげるなどの支援を行った。 また、地域包括支援センター職員への研修(初任者、現任者、管理責任者)を実施し、職員の質の向上に努めた。 令和7年度研修取組状況(いずれも参集開催) ・初任者研修 実施日:令和7年5月20日・5月21日 参加者数:68名 ・管理責任者研修 実施日:令和7年9月24日・9月29日 参加者:46名 ・現任者研修 実施日:令和7年12月24日・令和8年1月15日 参加者:86名	市内61箇所に設置する地域包括支援センターにおいて、一人暮らし高齢者への訪問活動等をはじめとする取組を通じて、高齢者やその家族の介護に関する相談や心配ごとや悩みへの対応、健康・福祉・医療に関する相談への対応を行うほか、適切なサービスや機関、制度の利用につなげるなどの支援を行う。 また、地域包括支援センター職員への研修(初任者、現任者、管理責任者)を実施し、職員の質の向上に努める。 令和8年度研修実施予定 ・初任者研修 : 5～6月頃 ・管理責任者研修 : 9月～10月頃 ・現任者研修 : 12月～1月頃	継続	京都市保健福祉局	介護ケア推進課
4(1) 【シ】①	【再掲】一人暮らしお年寄り見守りサポーター	地域の一人暮らしのお年寄りなどへの目配りや、支援が必要と思われるお年寄りについて地域包括支援センターに連絡・相談を行っていただくサポーターを養成することにより、既存の地域ネットワークの更なる充実と、高齢者が安心して健やかに暮らすことのできる環境整備を進める。	サポーター向けの研修会を市内複数の地域包括支援センターにて開催した。	サポーター向けの研修会を市内複数の地域包括支援センターにて開催中。	サポーター向けの研修会を市内複数の地域包括支援センターにて実施する。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
取組②高齢在宅介護者への支援								
4(1) 【シ】②	【再掲】地域包括支援センターによる相談支援、職員への研修	市内61箇所に設置する地域包括支援センターにおいて、一人暮らしの高齢者の全戸訪問事業を始め、高齢者やその家族の介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活に関する相談に対応するほか、適切なサービスや機関、制度の利用につなげるなどの支援を行っている。 また、定期的に地域包括支援センター職員への研修を開催し、質の向上に努めている。	令和6年度も、市内61箇所に設置する地域包括支援センターにおいて、一人暮らし高齢者への訪問活動等をはじめとする取組を通じて、高齢者やその家族の介護に関する相談や心配ごとや悩みへの対応、健康・福祉・医療に関する相談への対応を行うほか、適切なサービスや機関、制度の利用につなげるなどの支援を行った。 また、地域包括支援センター職員への研修(初任者、現任者、管理責任者)を実施し、職員の質の向上に努めた。 令和6年度研修取組状況(いずれも参集開催) ・初任者研修 実施日:令和6年5月28日・5月29日 参加者数:64名 ・管理責任者研修 実施日:令和6年9月12日・9月24日 参加者:49名 ・現任者研修 実施日:令和6年12月19日 参加者:80名	令和7年度も、市内61箇所に設置する地域包括支援センターにおいて、一人暮らし高齢者への訪問活動等をはじめとする取組を通じて、高齢者やその家族の介護に関する相談や心配ごとや悩みへの対応、健康・福祉・医療に関する相談への対応を行うほか、適切なサービスや機関、制度の利用につなげるなどの支援を行った。 また、地域包括支援センター職員への研修(初任者、現任者、管理責任者)を実施し、職員の質の向上に努めた。 令和7年度研修取組状況(いずれも参集開催) ・初任者研修 実施日:令和7年5月20日・5月21日 参加者数:68名 ・管理責任者研修 実施日:令和7年9月24日・9月29日 参加者:46名 ・現任者研修 実施日:令和7年12月24日・令和8年1月15日 参加者:86名	市内61箇所に設置する地域包括支援センターにおいて、一人暮らし高齢者への訪問活動等をはじめとする取組を通じて、高齢者やその家族の介護に関する相談や心配ごとや悩みへの対応、健康・福祉・医療に関する相談への対応を行うほか、適切なサービスや機関、制度の利用につなげるなどの支援を行う。 また、地域包括支援センター職員への研修(初任者、現任者、管理責任者)を実施し、職員の質の向上に努める。 令和8年度研修実施予定 ・初任者研修 : 5～6月頃 ・管理責任者研修 : 9月～10月頃 ・現任者研修 : 12月～1月頃	継続	京都市保健福祉局	介護ケア推進課
取組③高齢者の社会参加への促進支援【充実】								
4(1) 【シ】③	【再掲】老人福祉員の活動	市長から委嘱された老人福祉員が、主にひとり暮らしの高齢者等を訪問し、安否の確認、話し相手、関係行政機関・団体との連絡を行い、地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるように支援する。	・ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手となること等を通じて、高齢者の地域生活の支援を行った。(以下の数値は令和6年11月調査結果) 把握しているひとり暮らし高齢者数45,302人 訪問しているひとり暮らし高齢者数31,680人 訪問率69.9% 老人福祉員ひとり当たりの月平均訪問回数30回	ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手となること等を通じて、高齢者の地域生活の支援を行っている。	ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手となること等を通じて、全市で1,472人(定数)の老人福祉員が高齢者の地域生活の支援を行う。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
4(1) 【シ】③	【再掲】友愛運動を実施	・「話し相手」を基本とした独居訪問を実施 ・買い物の手助けなどの仲間同士の支えあいなどクラブ単位で実施	各区老連にて実施済。	各区老連にて実施済。	各区老連にて実施	継続	庁外	京都市老人クラブ連合会

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プラン No.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
4(1) 【シ】③	【再掲】ひきこもり支援	ひきこもりに対する地域社会の理解を醸成しながら、社会全体で「気づき」「つなぎ」「支える」、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を行う。	<p>○ 各区役所・支所保健福祉センターを中核とした全年齢対象の支援体制を構築し、各支援機関との協働により、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を推進中</p> <p>【実績(令和6年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よりせい・つなぎ」相談窓口(京都市ひきこもり相談窓口)新規相談ケース数 369件 ・よりせい支援員による支援実施ケース数 89ケース <p>○ ひきこもり支援ネットワーク構築の場として、行政区レベルの各区役所・支所ひきこもり支援調整会議、全市レベルの寄り添い支援係長会議に加え、行政だけでなく、関係機関も含めたひきこもり支援ネットワーク構築の場として「ひきこもり支援ミーティング」を実施(12月)</p> <p>○ 状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的とした「京都市ひきこもり支援事業補助金」を運用</p> <p>【実績(令和6年度)】採択件数:6件</p> <p>○ ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりについての理解を深めるとともに同じ悩みを持つ家族同士で思いを共有する「家族向け研修会及び家族交流会」を計3回開催(延べ参加者数113名)</p>	<p>○ 各区役所・支所保健福祉センターを中核とした全年齢対象の支援体制を構築し、各支援機関との協働により、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を推進中</p> <p>【実績(令和7年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よりせい・つなぎ」相談窓口(京都市ひきこもり相談窓口)新規相談ケース数 358件(令和7年11月末時点) ・よりせい支援員による支援実施ケース数 98ケース(令和7年11月末時点) <p>○ ひきこもり支援ネットワーク構築の場として、行政区レベルの各区役所・支所ひきこもり支援調整会議、全市レベルの寄り添い支援係長会議に加え、行政だけでなく、関係機関も含めたひきこもり支援ネットワーク構築の場として「ひきこもり支援ミーティング」を実施(12月)</p> <p>○ 状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的とした「京都市ひきこもり支援事業補助金」を運用</p> <p>【実績(令和7年度)】採択件数:6件</p> <p>○ ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりについての理解を深めるとともに同じ悩みを持つ家族同士で思いを共有する「家族向け研修会及び家族交流会」を計3回開催予定</p>	引き続き、各区役所・支所保健福祉センターを軸として、支援が必要な方に寄り添った包括的な支援を実施するとともに、ひきこもり支援につながる社会資源の拡充やネットワークの構築に取り組む。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
4(1) 【シ】③	【再掲】地域あんしん支援員設置事業	既存の制度や地域だけでは対応が難しい制度の狭間等の問題や、福祉サービスの支援を拒否されるなどの問題を抱えている方に対して寄り添い、関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける。	125世帯に対し支援を実施(令和6年度)	118世帯に対し支援を実施(令和7年度※令和7年11月末時点)	引き続き、地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組む。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
4(1) 【シ】③	【再掲】老人福祉員の活動	市長から委嘱された老人福祉員が、主にひとり暮らしの高齢者等を訪問し、安否の確認、話し相手、関係行政機関・団体との連絡を行い、地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるように支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手となること等を通じて、高齢者の地域生活の支援を行った。(以下の数値は令和6年11月調査結果) 把握しているひとり暮らし高齢者数45,302人 訪問しているひとり暮らし高齢者数31,680人 訪問率69.9% 老人福祉員ひとり当たりの月平均訪問回数30回 	ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手となること等を通じて、高齢者の地域生活の支援を行っている。	ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手となること等を通じて、全市で1,472人(定数)の老人福祉員が高齢者の地域生活の支援を行う。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
4(1) 【シ】③	【再掲】一人暮らしお年寄り見守りサポーター	地域の一人暮らしのお年寄りなどへの目配りや、支援が必要と思われるお年寄りについて地域包括支援センターに連絡・相談を行っていただくサポーターを養成することにより、既存の地域ネットワークの更なる充実と、高齢者が安心して健やかに暮らすことのできる環境整備を進める。	サポーター向けの研修会を市内複数の地域包括支援センターにて開催した。	サポーター向けの研修会を市内複数の地域包括支援センターにて開催中。	サポーター向けの研修会を市内複数の地域包括支援センターにて実施する。	継続	京都市保健福祉局	福祉のまちづくり推進室

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プランNo.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
取組方針5 学生・寺社のまちという京都らしい力を生かしたこころ安らぐまちづくり								
(1) 学生のこころの相談体制の整備及び居場所づくりの支援								
取組① 青少年の相談事業の推進(再掲)								
5(1)①	【再掲】メール相談事業	京都自死・自殺相談センターが実施するメール相談事業へ補助を実施	メール相談事業におけるメール総受信件数:3,681件	メール相談事業におけるメール総受信件数:1,449件(令和7年12月末現在)	メール相談	継続	庁外	京都自死・自殺相談センター
5(1)①	【再掲】こども相談24時間ホットライン	子どもや子育てに関する悩みの専用電話として、「こども相談24時間ホットライン(年中無休、24時間対応 ※平成27年5月20日から相談対象の拡大に伴い名称変更)」を開設している。(子ども専用の悩み事、困りごとなどの相談電話「こども専用ホットライン」は、平成29年10月1日以降、こども相談24時間ホットラインに統合。)	令和6年度実績:4,357件	昨年度に引き続き、子どもや子育てに関する悩みの相談に応じている。	昨年度に引き続き、子どもや子育てに関する悩みの相談に応じている。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課・教育相談総合センター
5(1)①	【再掲】教育相談総合センター(こどもバトナ)、カウンセリングセンターでの来所相談	子どもの教育上の様々な課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談を行っている。	令和6年度実績:相談件数700件(うち新規279件、延べ相談人数:13,238名)	昨年度に引き続き、子どもの教育上の様々な課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが相談に応じている。	昨年度に引き続き、子どもの教育上の様々な課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが相談に応じている。	継続	京都市教育委員会	生徒指導課・教育相談総合センター
5(1)①	【再掲】青少年の相談事業等の推進	面接・電話等による相談受理。必要に応じ関係機関等への引き継ぎ等通年実施。(青少年に関するノートやひきこもりの相談等を含む)	○京都市内の少年相談受理件数(令和6年中)856件	○京都市内の少年相談受理件数(令和7年1月～10月末現在)639件	継続して実施する。	継続	庁外	京都府警察本部
5(1)①	【再掲】青少年活動センター相談事業	ユースワーカーなどによる相談事業を7箇所の青少年活動センターで取り組んでいる。	青少年からの相談件数 867件	引き続き、ユースワーカーなどによる相談事業を7か所の青少年活動センターで取り組んでいる。	引き続き、ユースワーカーなどによる相談事業を7か所の青少年活動センターで取り組む。	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	育成推進課
取組② 大学と協働した学生支援のネットワーク構築(再掲)								
5(1)②	【再掲】大学職員向け研修	大学生と大学職員向けにゲートキーパー養成研修を実施。	実施なし。	学生向けゲートキーパー養成研修(佛教大学12月16日92名) 学生向けゲートキーパー養成研修(京都光華女子大学1月16日)	市内大学で、学生と職員向け研修実施予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
取組③ 学生の居場所づくりの支援(再掲)								
5(1)③	【再掲】「京都学生祭典」への学生参加の促進	京都学生祭典への学生の参画を促進し、大学の枠を超えた友だちづくりの促進や学生の居場所の提供を図る。	学生の参画者数(実行委員、おどり手):844人	日時:10月12日(日) 場所:平安神宮前・岡崎プロムナード一帯 学生の参画者数(実行委員、おどり手):721人	引き続き、京都学生祭典への学生の参画を促進し、大学の枠を超えた友だちづくりの促進や学生の居場所の提供を図る。	継続	京都市総合企画局	国際都市共創推進室 大学政策担当
5(1)③	【再掲】生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援	家庭環境や学力面で高校進学に課題を抱える被保護世帯、経済的困窮等により支援を必要とするひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもに対して学習会を実施し、高校進学等を支援するとともに、学習会への参加を通じて日常的・社会的な能力の習得を手助けすることにより、被保護世帯等の自立支援を推進することを目的とし、各区・支所の拠点(学習会)において、週1～2回、1時間半から2時間程度、学生ボランティア等が学習支援を行っている。	市内18箇所において、281名に対して支援した。夏期休暇中(8月)に市内6箇所で集中学習会を実施した。	引き続き事業実施 市内18箇所において週1～2回、学習会を実施 夏期休暇中(8月)に、集中学習会を開催 中学3年生を対象に模試試験受験料の支援を実施	引き続き事業実施 市内18箇所において週1～2回、学習会を実施 夏期休暇中(8月)に、集中学習会を開催 中学3年生を対象に模試試験受験料の支援を実施	継続	京都市子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
5(1)③	【再掲】大学職員向け研修	大学生と大学職員向けにゲートキーパー養成研修を実施。	実施なし。	学生向けゲートキーパー養成研修(佛教大学12月16日92名) 学生向けゲートキーパー養成研修(京都光華女子大学1月16日)	市内大学で、学生と職員向け研修実施予定。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プランNo.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
5(1)③	【再掲】青少年活動センターにおける若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進	様々な困難を抱える若者が社会で孤立しないよう、青少年活動センター等において、ほかの若者や大人との交流を図りながら安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組んでいる。また、青少年活動センターで展開している事業をより身近な場所で実施するため、ニーズや課題を踏まえながら、近くに青少年活動センターがない地域に出向く、アウトリーチ手法を活用した事業も推進している。	・青少年活動センターの居場所事業数:27件(令和6年度実績)	・青少年活動センターの居場所事業数:25件(令和7年11月末時点) アウトリーチでは、センターのない地域を含めた計7箇所を拠点を設置するとともに、市内のイベントや特定の地域に一定期間、キッチンカーを活用した移動型ユーススタンドを出店し、若者の居場所づくりや相談支援を実施している。	引き続き、青少年が安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組む。	継続	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
(2) 寺社や協会、いのちの大切さに取り組んでいる団体等との活動の連携								
取組①いのちの大切さに取り組む団体活動への連携・協力(再掲)								
5(2)①	【再掲】京都いのちの電話相談員養成確保事業補助	自殺予防を目的として、相談者の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域生活において営むことができるよう支援するために必要な知識・技術を、相談員が習得することを支援する。また、電話相談員の通勤費の一部を補助し、相談員の確保を支援する。(令和7年度から補助対象を拡充(研修受講費及び相談員通勤費の一部を追加))	補助金を交付した。	令和7年度から、補助対象を養成研修運営費に加え、研修受講費と相談員通勤費の一部に拡充した。 【補助実績(上半期分)】 ・研修運営費 ・研修受講費(1年次16名、2年次10名) ・相談員交通費(75名)	引き続き、京都いのちの電話の活動への支援を行う。	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
5(2)①	【再掲】こころのカフェきょうと(自死遺族サポートチーム)への支援	例会(分かち合いの会)の案内 こころのカフェきょうと「フリースペース」への支援	フリースペース22回開催。 参加者139名。スタッフ含め総数延184名参加	フリースペース12回開催予定。	引き続き、会の案内とこころのカフェきょうと「フリースペース」への支援を行う。	継続	京都市保健福祉局	こころの健康増進センター
5(2)①	【再掲】メール相談補助	京都自死・自殺相談センターが実施するメール相談事業へ補助を実施	補助金を交付した。 (京都自死・自殺相談センターにおけるメール総受信件数:2,428件)	補助金を交付する。 (京都自死・自殺相談センターにおけるメール総受信件数:1,310件※令和7年11月末時点)	引き続き補助金を交付する。	継続	京都市保健福祉局	障害保健福祉推進室
5(2)①	【再掲】京都府くらしとこころの総合相談会への相談員派遣	京都府が実施する総合相談会への相談員派遣	参加	参加	参加予定	継続	庁外	京都司法書士会 京都府臨床心理士会
5(2)①	【再掲】京のいのち支え隊(京都府)への参加	府内の相談・支援機関が連携し、情報共有を進め、より良い相談体制の構築を図る等の活動を通じて、「オール京都」体制での寄り添い支援を図る。	11月22日開催の総会に参加した。	参加予定(2月6日)	参加予定	継続	京都市保健福祉局 庁外	こころの健康増進センター こころのカフェきょうと 京都司法書士会 京都弁護士会 京都府臨床心理士会
5(2)①	【再掲】京都府自殺対策専門的支援事業(臨床心理士派遣事業)への協力	民間企業、団体からの研修依頼等に対して、臨床心理士を派遣 ・従業員等を対象としたメンタルヘルスクエア研修 ・管理監督者を対象としたスーパービジョンやコンサルテーション ・自殺予防対策研修等	10件の実施	現時点で5件の実施	4～8件の実施予定	継続	庁外	京都府臨床心理士会
5(2)①	【再掲】自殺対策担当理事の設置	自殺対策担当理事を設置し、各機関、団体等との連携を促進 ①京都市自殺総合対策連絡会への参画 ②京都府自殺対策推進協議会及び計画部会への参画 ③日本臨床心理士会との連携	①京都市自殺総合対策連絡会への参画 ②京都府自殺対策推進協議会及び計画部会への参画 ③日本臨床心理士会との連携	①京都市自殺総合対策連絡会への参画 ②京都府自殺対策推進協議会及び計画部会への参画 ③日本臨床心理士会との連携	①京都市自殺総合対策連絡会への参画 ②京都府自殺対策推進協議会及び計画部会への参画 ③日本臨床心理士会との連携の予定	継続	庁外	京都府臨床心理士会
5(2)①	【再掲】自殺対策委員会の設置	委員会を設置し、各種団体等との連携を図る。	なし	なし	継続して実施	継続	庁外	京都司法書士会
5(2)①	【再掲】自死遺族サポート養成研修(京都府)への参加	—	なし	なし	京都府からの案内があれば参加予定	継続	庁外	京都司法書士会

第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況

※令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の照会に対する回答を取りまとめたもの

資料3-2

プランNo.	事業名	取組内容	令和6年度取組実績	令和7年度取組状況	令和8年度取組予定	新規・継続等	所管局等	担当課等
5(2)①	【再掲】他団体とのネットワークの構築	ライフリンク・全国自死遺族総合支援センター・自死対策民間団体ネットワーク いのち支える自殺対策推進センター 関西遺族会ネットワーク	ライフリンク、いのち支える自殺対策推進センター、全国自死遺族総合支援センター、関西遺族会ネットワークの会議・研修に参加。	ライフリンク、いのち支える自殺対策推進センター、全国自死遺族総合支援センター、関西遺族会ネットワークの会議・研修に参加	ライフリンク、いのち支える自殺対策推進センター、全国自死遺族総合支援センター、関西遺族会ネットワークの会議・研修に参加予定	継続	庁外	こころのカフェきょうと
5(2)①	【再掲】行政・取組団体へのスタッフ派遣、実習受入れ	実習受入れ	依頼なし。実施せず。	京都市の精神保健福祉相談員養成研修の講師としてスタッフ派遣。1回。	現在のところ予定なし。依頼があれば随時検討	継続	庁外	こころのカフェきょうと

令和 7 年度 京都市における自殺対策の取組

1 普及啓発・教育地域づくり（事前予防 prevention）

① 普及啓発

1	啓発イベント「ライフ in 灯〈ライト〉きょうと 2025」の開催（9月5日） ゼスト御池河原町広場において、京都府・こころのカフェきょうと・京都自死自殺相談センターとの4者共催で、パネル展示や遺族の思いの発信などを行った。
2	市民を対象とした講演会 ○ゲートキーパー養成研修（9月2日開催 113名） 誰もが誰かのゲートキーパー—身近な人の悩みに気づき、相手の気持ちに寄り添える話の聴き方— ○アルコールと健康を考えるセミナー（11月8日開催 123名） 知ることからはじめよう～お酒とのつきあいかた～ ○依存症市民講座（1月9日開催 63名） 知っておきたいギャンブル等依存症のこと～家族・友人・地域にできる支援～
3	電子媒体による情報発信 ○ホームページ、フェイスブック、「ストレスマウンテン京都市版」等による啓発、行政情報放映用モニター等を活用した「自殺予防啓発ムービー」の放映、検索連動型広告、T i k T o k 広告、L I N E 広告を活用した相談窓口情報の発信 ○L I N E 公式アカウント「われらは京都市ゲートキーパーズ」からの情報配信 ○「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ KYO-DENT からの情報発信
4	きょう いのち ほっとブック事業（9月 市内20図書館にて開催）
5	各区こころのふれあいネットワーク事業による自殺予防についての啓発
6	市役所本庁舎地下連絡通路でのパネル展示：9月8日～12日 市役所分庁舎1階ロビーでのパネル展示：9月8日～17日 市役所本庁舎、京都府庁共同ライトアップ：9月5日～12日
7	国保だより掲載「今日からあなたもゲートキーパー!!」（令和7年度号）約20万世帯に配布
8	きょうと市民しんぶん掲載（全市版9月号） 自殺予防週間の取り組み 約63万部
9	「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ」9・10月号特集ページに、ゲートキーパー、くらしとこころの総合相談会を周知する記事を掲載。
10	ゲートキーパー、自死遺族・自殺予防こころの相談電話、自殺予防週間を周知するためのチラシを6千部作成し、全市立高等学校経由で、生徒に配布。
11	「こころの相談窓口」リーフレットの内容を更新して1万部作成し、市内医療機関や大学等に配架依頼。
12	アルコール・薬物依存症者対策の推進 講演会・研修会の実施（再掲）、自助グループの支援

② 人材育成・教育

1	ゲートキーパー養成等のための研修 ・市民等を対象とした研修（512人） ※ゲートキーパー周知強化事業による受講者225人を含む。 ゲートキーパーについて動画で学んでいただいた方に、特典として抽選でプレゼントをお渡しする事業 ・市職員を対象とした研修（142人） ・その他の関係機関等を対象とした研修（293人） ・＜動画教材の配信＞ こころの健康増進センターにおいて、ゲートキーパー養成研修動画（約25分）を作成（令和6年10月）。上記ゲートキーパーのページにリンクを貼っている。 ○京都精華大学共通教育機構 学生相談室室長 准教授 川本静香氏の講演動画（題目：ゲートキーパーって何？） ○きょうと動画情報館に掲載。再生回数：1, 890回（令和8年1月末現在）
---	--

2	大学生向けゲートキーパー養成研修の実施 佛教大学（12月16日 参加者92名） 京都光華女子大学（1月16日 参加者82名）
3	「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」の実施（市内全域で1回） （12月11日 参加者43名）
4	医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援・医療従事者支援者養成研修 （11月7日 参加者179回線）
5	大学と連携した教職員の研修等 若者のところに寄り添う支援者への研修会（8月7日 参加者71名）
6	京都市教育委員会生徒指導課への研修 トラウマインフォームドケア（2月9日 参加者26名）
7	京都いのちの電話相談員養成確保事業（補助） 自殺予防のための電話相談員の安定的な確保を目的に、令和7年度から、従前からの養成研修運営費に加え、新たに研修受講料と通勤費の一部についても補助対象とした。

③ 関係機関連携

1	京都市自殺総合対策連絡会の開催（3月24日）
2	京都市自殺総合対策庁内推進会議の開催（3月12日）
3	京都市地域自殺対策推進センターの運営
4	京のいのち支え隊への参加

2 相談支援・スクリーニング・リスクアセスメント（危機対応 intervention）

1	自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」の運営 開設時間：平日9時～16時（土日祝除く） 相談件数：1,976件（自死遺族13件、自殺予防199件、その他1764件） ※1月末時点
2	電話相談後のフォロー体制の確保 自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」で把握した、専門的な悩みを持つ市民を、適切な専門相談窓口確実に繋ぐことができる体制を確保し、相談体制の強化を図った。
3	「きょう ほっと あした～くらしとこころの総合相談会～」の開催 自殺総合対策連絡会に参加している団体と連携し、相談会を9回実施（平日相談：年間7回、土曜相談：年間2回予定）。学生及び初回相談者の予約を優先して実施。 来所延人数：77人 相談延件数：101件 再掲オンライン相談延件数：3件 ※1月末時点
4	相談員に対する研修会 第1回相談員研修会（8月7日） 第2回相談員研修会（9月2日） 第3回相談員研修会（11月7日） 第4回相談員研修会（11月8日） 第5回相談員研修会（1月9日） 第6回相談員研修会（1月13日）
5	メール相談事業（補助）
6	「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」の実施（市内全域で1回）（再掲）
7	医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援・医療従事者支援者養成研修（再掲）
8	京都府自殺ストップセンターと連携による相談支援

3 遺族支援（事後対応 postvention）

1	「自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」の開設（再掲）
2	こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）への支援 ・例会（分かち合いの会）の案内 ・こころのカフェきょうと「フリースペース」への支援 （10回 参加者58名）※1月末時点
3	医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援・医療従事者支援者養成研修（再掲）

京都市こころの健康づくりに関する意識調査の実施について（検討案）

1 概要・考え方

- 本市では、令和5年3月に「第3次京都市自殺総合対策推進計画」（計画期間：令和5年度～9年度）を策定し、自殺対策の推進に取り組んでいる。
- ついては、令和8年度、次期計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、こころの健康や自殺に関する市民の意識実態を調査する。
- ※ 意識調査は、これまで計4回（①平成20年度、②平成24年度、③平成27年度、④令和2年度）実施

2 調査の実施方法の概要

経年比較の観点から、調査方法・内容については、原則として前回から大きくは変えないこととする。

3 調査の実施方法の詳細

(1) 調査方法

基本的には、前回（令和2年度）と同様の方法で実施する。

- 京都市在住の18歳以上の方の中から4,000人を無作為抽出
- 調査票の郵送配布。郵送・WEBのいずれかによる回答
- ※ ただし、従前の調査では、高齢者の方が回収率はよく、若者の回収率が低いことを踏まえ、若者（20代まで）の対象者を意図的に少し増やすことを検討

(参考) 直近の調査の実施状況

●令和2年度

京都市在住の18歳以上の方の中から4,000人を無作為抽出

→有効回答率46.0%（1,838人）

調査票の郵送配布、郵送・WEBのいずれかによる回答

●平成27年度

京都市在住の20歳以上の方の中から3,000人を無作為抽出

→有効回答率47.0%（1,409人）

郵送調査（郵送配布、郵送回収）

(2) 調査項目

- 経年比較を重視し、基本的には前回と大きく変えない。
 - ※ 項目の概要としては、生活習慣、こころの状態や暮らしぶり、周囲の人たちや地域との関係、相談窓口、自殺に関すること など
- ただし、改正自殺対策基本法にも規定された「ICT（AIを含む）の活用
の推進」に係る設問を新設する。

(3) 実施手法

業者委託により実施（プロポーザルにより選定予定）

委託内容：調査票の内容検討、作成、印刷、発送、回収、
データ集計及び分析等、報告書等の作成 等

4 今後のスケジュール（予定）

～R 8 年夏秋頃 調査実施に向けた諸調整

→調査概要の決定 →プロポーザルによる業者選定

→業者等との調整 →調査項目・調査票確定

秋頃 調査実施

～R 9 年 3 月頃 調査結果取りまとめ

R 9 年度 調査報告書の配布

京都市こころの健康づくりに関する意識調査 調査項目イメージ

※ 網掛け部が、今回変更を想定している箇所。

※ 今後、委託業者等からの意見等も考慮のうえ、調査票を作成する。

設問		備考
1 回答者属性		
1	性別	
2	年齢	
3	職業（雇用形態）	
4	勤務先の規模（従業員数）	
5	住まい方（同居、一人暮らし）	
-1	同居家族	
6	居住区	
7	睡眠の充実度	
2 アルコールについて		
8	飲酒頻度	
-1	飲酒量	
9	アルコール問題に対する理解の状況	
3 ストレスについて		
10	普段の1週間の就業時間（残業・副業含む）	
11	最近1カ月の悩み・ストレスの有無	
-1	悩み・ストレスの内容	
12	悩み・ストレスの対処方法	
13	現在の幸福感	
4 からだとこころの健康状態について		
14	からだの健康状態	
15	こころの健康状態	
16	自己肯定感	
17	居場所の有無	
-1	居場所の内容	
18	孤独感	
5 不安や悩みについて		
19	不満・悩みの傾聴者	
20	物質的・金銭的支援者	
21	不満・悩み相談の抵抗感	
22	不満・悩み相談を受ける頻度	
-1	不満・悩み相談を受ける相手	
23	不満・悩みの相談相手になることへの積極度	
24	地域との関係	
25	職場におけるメンタルヘルス対策	
26	悩み相談先の認知状況	選択肢に「各種インターネット・SNS相談」を加える
27	相談窓口の利用意向	
-1	相談窓口を利用しない理由	

28	相談窓口を利用した満足度	
29	インターネット、SNS を活用した京都市のこころの相談窓口の啓発事業の認知状況	
30	深刻な悩みを抱えたときに、京都市のこころの相談窓口の情報は入手しやすいと思うか	
31	相談先の把握方法	選択肢に「SNS検索」を加える
	ICT（インターネットやSNS等）の相談を利用したいと思うか	新設
	AIの相談を利用したいと思うか	新設
	→なぜそう思うか	新設
6 こころの健康や病気について		
32	自殺したいと考えたことの有無	
-1	最近1年の自殺意向	
-2	自殺したいと考えた理由	
-3	新型コロナウイルス感染症との関連	
-4	自殺を思いとどまった要因	
33	周囲の自殺者の有無	
34	自殺相談への対応方法	
35	「ゲートキーパー」の認知状況	
36	自殺実態の認知状況	
37	「自殺は個人の問題」という考え方への評価	
38	自殺対策の社会的取組に対する必要性	
-1	自殺対策の社会的取組の必要性の理由	
39	自殺についての考え方	
40	自殺報道への関心内容	
41	身近な人の「うつ病サイン」に気づいた時の受診の勧め	
42	自分自身の「うつ病サイン」に気づいた時の受診意向	
-1	上の問で「わからない」と回答した理由	
43	産後うつ病についての認知状況	
44	自殺対策のために必要と思う自分自身の取組	
45	自殺対策に対する自由意見	
46	コロナによる生活やこころの健康への影響	
-1	コロナの影響の内容	
-2	コロナの影響について相談した機関	

京都市こころの健康づくりに関する意識調査 ご協力のお願い

市民の皆様には日頃から、京都市政の発展にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

京都市では、「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）改定」に基づき、「市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、様々な取組を進めております。

現行プラン（平成29年度～令和3年度）の計画期間が、令和4年3月で終了することから、現在、次期計画の策定に取り組んでいるところです。

そこで、こころの健康や自殺に関する市民の皆様のご意見やお考えなどをお聞きし、今後の施策に反映させるために、調査を実施することといたしました。つきましては、ご多忙とは存じますが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和2年10月

京都市長 門川 大作

【ご記入に当たってのお願い】

◇調査票のご記入について

- ご記入は、お送りした封筒の宛名のご本人様をお願いいたします。
ご本人のご記入が困難な場合は、ご家族の方などに代筆していただくか、ご自身の意思を尊重して代わってご回答していただける方をお願いいたします。
- 調査は無記名で回答していただき、回答結果は統計的に処理致しますので、個人が特定されたり、回答が他に漏れたりすることは一切ございません。また、ご回答いただいた内容をごの調査以外で使用することはありません。
- 調査票の送付に当たりましては、京都市内にお住まいの18歳以上の方の中から4,000人を無作為に抽出させていただき、回答をお願いしています。
- 年齢などご本人に関する回答は、令和2年10月1日現在の内容でご記入ください。
- 設問に選択肢のあるものは、あてはまる番号に○をつけてください。お答えが「その他」にあてはまる場合は、（ ）内に具体的にご記入ください。
- 設問によって、○をつけていただく数を（ ）内に指定していますので、ご注意ください。

◇調査票の回収について

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、11月26日（木）までに郵送して下さいますようお願いいたします。（切手は不要です）

本調査はウェブ形式でも回答可能です。（裏面参照）


調査の趣旨などに関するお問合せ先

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

〒

電話 075-222-4161 F A X 075-251-2940

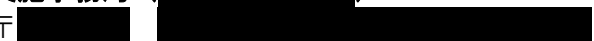
月～金 8:45～17:30（12:00～13:00を除く）

精神保健福祉担当： 

調査票の記入の仕方などに関するお問合せ先

京都市こころの健康づくりに関する意識調査

実施事務局（）

〒

電話  F A X 

月～金 

担当： 

※ インターネットでの回答をご希望の方は、以下の URL 又は QR コードから、入力画面にお進みください。



ID、パスワードをご入力ください。

ID:

パスワード:

注意事項

回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。

開始

記入例：

ID、パスワードをご入力ください。

ID:

パスワード:

ID	:	
パスワード	:	

ID・パスワードは個人を特定するものではありません。



こちらのQRコードからも
WEBサイトのアンケート
にお答えいただけます

WEBサイトからの回答は11月26日(木)までです。

WEBサイトでご回答いただいた方は、アンケート用紙の返信は不要です。

1 ご本人についておうかがいします

問1 あなたの性別を教えてください。(1つに○)

1. 男性 2. 女性 3. 答えたくない, わからない, その他

問2 あなたの年齢を教えてください。(1つに○)

1. 20歳未満 2. 20～24歳 3. 25～29歳
4. 30～34歳 5. 35～39歳 6. 40～44歳
7. 45～49歳 8. 50～54歳 9. 55～59歳
10. 60～64歳 11. 65～69歳 12. 70歳以上

問3 あなたの職業(雇用形態)を教えてください。(1つに○)

1. 勤めている(常勤)
2. 勤めている(パート・アルバイト・契約社員・派遣社員等)
3. 自営業(事業経営・個人商店など)
4. 自由業(個人で自分の専門的知識や技術を生かした職業に従事)
5. 専業主婦・主夫
6. 無職(求職中)
7. 無職(6以外)
8. 学生
9. その他()

問4 あなたの勤務先の従業員数を教えてください。(1つに○)

1. 20人未満 2. 20～50人未満 3. 50～100人未満
4. 100～200人未満 5. 200人以上

問5 あなたと同居している家族の構成を教えてください。(1つに○)

1. 家族(親族)と同居 2. 恋人または友人と同居 3. 一人暮らし

上記の問5の質問で、「1」と答えた方にお聞きします。

問5-1 あなたと一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 配偶者 2. 子ども 3. 親 4. 孫
5. 兄弟姉妹 6. 祖父母 7. その他()

問6 あなたのお住まいの地域はどこですか。(1つに○)

- | | | | |
|-----------|---------|---------|--------|
| 1. 北区 | 2. 上京区 | 3. 左京区 | 4. 中京区 |
| 5. 東山区 | 6. 山科区 | 7. 下京区 | 8. 南区 |
| 9. 右京区 | 10. 西京区 | 11. 伏見区 | |
| 12. その他 (| | |) |

問7 あなたの睡眠の充実度についてあてはまるものはどれですか。(1つに○)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 十分とれている | 2. まあとれている |
| 3. あまりとれていない | 4. まったくとれていない |

2 アルコールについておうかがいします

問8 現在、飲酒回数はどのくらいですか。(1つに○)

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 1. ほぼ毎日飲む | 2. ときどき飲む | 3. 飲まない |
|-----------|-----------|---------|

上記の問8の質問で、「1」「2」と答えた方にお聞きします。

問8-1 あなたは、1日にどの程度お酒を飲みますか。(1つに○)

- | | |
|--|---|
| 1. 日本酒1合未満 (ビール・酎ハイ*500mlまで) ※アルコール度数5%程度のもの | |
| 2. 日本酒1~2合 (ビール・酎ハイ*500ml~1000ml) | |
| 3. 日本酒3合以上 (ビール・酎ハイ*1000ml以上) | |
| 4. その他 (|) |

問9 あなたは、多量の飲酒や未成年者・妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害についてご存じですか。(1つに○)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

3 ストレスについておうかがいします

問10 あなたの普段の1週間の就業時間(残業・副業含む)はどのくらいですか。(1つに○)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 20時間未満 | 2. 20時間以上40時間未満 |
| 3. 40時間以上50時間未満 | 4. 50時間以上60時間未満 |
| 5. 60時間以上70時間未満 | 6. 70時間以上 |

問 11 あなたの最近1カ月の悩み・ストレスの有無について、あてはまるものはどれですか。
(1つに○)

1. 悩みやストレスを感じたことはない
2. たまに感じることもある(月に1~2回程度)
3. ときどき感じることもある(週に1回程度)
4. いつも感じている

問 11 の質問で、「2」「3」「4」と答えた方にお聞きします。

問 11-1 あなたの悩み・ストレスの内容について、あてはまるものはどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| 1. 家族の不和(親子間) | 2. 家族の不和(夫婦間) |
| 3. 家族の不和(その他) | 4. 家族の死亡(自殺) |
| 5. 家族の死亡(その他) | 6. 家族の将来悲観 |
| 7. 離婚 | 8. 被虐待 |
| 9. DV | 10. 子育て |
| 11. 介護・看病疲れ | 12. 身体疾患 |
| 13. 精神疾患 | 14. 障害 |
| 15. アルコール問題 | 16. 薬物問題 |
| 17. 倒産 | 18. 事業不振 |
| 19. 失業 | 20. 就職失敗 |
| 21. 生活苦 | 22. 負債(多重債務, 連帯保証債務, 住宅ローン等) |
| 23. ギャンブル | 24. 職場の人間関係 |
| 25. 職場環境の変化(配置転換, 昇進, 降格, 転職等) | |
| 26. 休職 | 27. 過労 |
| 28. 職場でのいじめ | 29. 非正規雇用 |
| 30. 結婚 | 31. 失恋 |
| 32. 不倫 | 33. 進路(入試) |
| 34. 進路(その他) | 35. 学業不振 |
| 36. 学校でのいじめ | 37. 学内の人間関係(教師と) |
| 38. 学内の人間関係(他生徒と) | 39. ひきこもり |
| 40. 不登校 | 41. 犯罪被害 |
| 42. 近隣関係 | 43. 将来生活 |
| 44. 性的マイノリティ | 45. 居住環境の変化 |
| 46. その他() | |

問 12 あなたの悩み・ストレスの対処方法はどれですか。(あてはまるものすべて○)

- | | | |
|-------------------|-----------------|-------------|
| 1. 買い物 | 2. 音楽 | 3. スポーツ |
| 4. 食べる | 5. 寝る | 6. 会話・電話 |
| 7. お酒 | 8. タバコ | 9. ギャンブル |
| 10. ゲーム | 11. 読書 | 12. 旅行・ドライブ |
| 13. テレビ・映画・ラジオ | 14. インターネット・SNS | |
| 15. 専門機関への相談・受診 | 16. 宗教関連 | |
| 17. ストレスを感じたことはない | 18. その他 () | |

問 13 あなたは、現在どの程度幸せですか。

(「とても幸せ」を 10 点として、1 つに○をご記入ください)

- | | | | | | |
|----|----|----|----|-----|----|
| 0点 | 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
| 6点 | 7点 | 8点 | 9点 | 10点 | |

4 からだやこころの健康状態についておうかがいします

問 14 あなたは、現在のからだの健康状態についてどのように感じていますか。(1 つに○)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 健康である | 2. おおむね健康である |
| 3. あまり健康でない | 4. 健康でない |

問 15 あなたは、現在のこころの健康状態についてどのように感じていますか。(1 つに○)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 健康である | 2. おおむね健康である |
| 3. あまり健康でない | 4. 健康でない |

問 16 あなたは、自分のことが好きですか。(1 つに○)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 好き | 2. どちらかというところ好き |
| 3. どちらかというところ嫌い | 4. 嫌い |

問 17 あなたは、普段の生活で自分の居場所がありますか。(1つに○)

1. ある

2. ない

上記の問 17 の質問で、「1」と答えた方にお聞きします。

問 17-1 それはどこですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 自宅

2. 学校

3. 職場

4. 福祉施設

5. 居場所として運営されている施設(青少年活動センター, こころのふれあい交流サロン, 健康長寿サロン, 子育てサロン等)

6. インターネット空間(具体例:)

7. サークルやグループ活動の場

8. その他(具体例:)

問 18 あなたは、普段の生活で孤独を感じることはありませんか。(1つに○)

1. 感じる

2. どちらかというと感じる

3. どちらかというと感じない

4. 感じない

5 不安や悩みについておうかがいします

問 19 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 同居の親族(家族)

2. 別居の親族(家族)

3. 友人

4. 職場の同僚等

5. 近所の知り合い

6. その他()

7. いない

問 20 必要な時に、あなたに物質的・金銭的な支援をしてくれる人がいますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 同居の親族(家族)

2. 別居の親族(家族)

3. 友人

4. 職場の同僚等

5. 近所の知り合い

6. その他()

7. いない

問 21 あなたは、不満・悩み相談をすることについて抵抗感がありますか。(1つに○)

1. ある

2. どちらかというところ

3. どちらかというところない

4. ない

5. わからない

問 22 あなたは、他の人から不満・悩み相談を受けますか。(1つに○)

- | | |
|-----------|----------|
| 1. よくある | 2. 時々ある |
| 3. めったにない | 4. 一度もない |

上記の問 22 の質問で、「1」「2」と答えた方にお聞きします。

問 22-1 あなたが、不満・悩み相談を受ける相手はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 同居の親族(家族) | 2. 別居の親族(家族) |
| 3. 友人 | 4. 職場の同僚等 |
| 5. 近所の知り合い | 6. その他() |

問 23 あなたは、積極的に不満・悩みの相談相手になっていますか。(1つに○)

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかというそう思う |
| 3. どちらかというそう思わない | 4. そうは思わない |

問 24 お住まいの地域の印象についておうかがいします。(それぞれ1つに○)

	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わない
(1) あなたにとって、この地域(お住まいの町内)は居心地がよいですか。	1	2	3	4
(2) あなたは、この地域(お住まいの町内)の住人のほとんどが、あなたのことを知っていると思いますか。	1	2	3	4
(3) あなたは、この地域(お住まいの町内)の人々にあなたがどう思われているかが気になることがありますか。	1	2	3	4
(4) あなたは、この地域(お住まいの町内)で何か問題が生じた時は、住人がそれを自ら解決することができると思いますか。	1	2	3	4
(5) あなたは、この地域(お住まいの町内)に住む人々がお互いに良い関係を保っていると思いますか。	1	2	3	4

職場に勤めている方にお聞きします。

問 25 職場におけるメンタルヘルス対策は何がありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. メンタル面で専門医やカウンセラーに相談できる体制がある
2. メンタルヘルスなどによる病休からの職場復帰の際に、復職が円滑にいくような配慮をしている(職場復帰支援)
3. その他 ()
4. 特にない

問 26 こころの悩みの相談先として知っている窓口はどこですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 保健福祉センター
2. こころの健康増進センター
3. いのちの電話
4. かかりつけの医療機関
5. 各種メール相談
6. 子ども・若者総合相談窓口
7. 青少年活動センター
8. 学内の相談室(スクールカウンセラー, 大学相談室等)
9. 地域包括支援センター
10. その他(具体例:)
11. どこも知らない

問 27 あなたは、相談窓口を利用したいと思いますか。(1つに○)

1. 利用したい

2. 利用しない

上記の問 27 の質問で、「2」と答えた方にお聞きします。

問 27-1 相談窓口を利用しない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 身近に相談できる人がいるから
2. どこに・誰に相談してよいのかわからないから
3. 気まずい思いをしたくないから
4. 他人を巻き込みたくないから
5. 相談の秘密が漏れるのではないかと不安だから
6. 周囲の目が気になるから
7. 病人扱いされそうで抵抗があるから
8. 相談するのがはずかしいから
9. 相談しても理解してくれないと思うから
10. 相談しても解決策があるとは思えないから
11. めんどうだから
12. 誰にも頼らず自分で解決しようと思うから
13. 近くに相談機関がないから
14. その他 ()
15. 特に理由はない

問 28 過去に相談窓口を利用した方にお聞きします。あなたは、どう感じましたか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 気持ちがすっきりした
2. 不安が和らいだ
3. 気持ちの整理ができた
4. 適切な助言や情報が得られた
5. 期待にそぐわなかった
6. その他 ()

問 29 あなたが、インターネット、SNS を活用した京都市のこころ相談窓口の啓発事業について知っているものはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

1. こころの健康増進センターのホームページ (<http://kyoto-kokoro.org/>)
2. フェイスブック「われらは京都市ゲートキーパーズ!!」
(<https://www.facebook.com/kokorohot/>)
3. LINE 公式アカウント「われらは京都市ゲートキーパーズ」
4. いずれも知らない

問 30 あなたは、深刻な悩みを抱えた時に、京都市のこころの相談窓口の情報は入手しやすいと思いますか。(1つに○)

1. そう思う
2. どちらかというと思う
3. どちらかというと思わない
4. そう思わない

問 31 あなたは、相談先の情報をどの方法で得ていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. ポスター
2. パンフレット
3. 広報誌
4. インターネット検索
5. パネル
6. ティッシュ等の啓発グッズ
7. 市役所・区役所の行政情報放映用モニター
8. 周囲からの紹介
9. その他(具体例: _____)

6 こころの健康や病気に関することについておうかがいします

問 32 あなたは、自殺したいと考えたことがありますか。(1つに○)

- 1 自殺したいと思ったことがある
2. 自殺したいと思ったことがない

上記の問 32 の質問で、「1」と答えた方にお聞きします。

問 32-1 最近1年間、自殺を考えたことがありますか。(1つに○)

1. はい
2. いいえ

問 32-2 自殺したいと考えた理由はなんですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家庭問題
2. 健康問題
3. 経済・生活問題
4. 勤務問題
5. 男女問題
6. 学校問題
7. その他(_____)

問 32-3 自殺したいと考えた理由には、新型コロナウイルス感染症が関連していますか。(1つに○)

1. はい
2. いいえ

上記の問 32 の質問で、「1」と答えた方にお聞きします。

問 32-4 自殺を思いとどまった要因はなんですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった
2. 医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家に相談した
3. 弁護士や相談員等、悩みの元となる分野の専門家に相談した
4. できるだけ休養を取るようにした
5. 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた
6. その他 ()
7. 特に何もしなかった

問 33 あなたの周囲に自殺した方はいらっしゃいますか。(あてはまるものすべてに○)

1. いない
2. 同居の親族 (家族)
3. 別居の親族 (家族)
4. 恋人
5. 友人
6. 職場関係者
7. その他 ()

問 34 あなたが身近な人から「死にたい」と打ち明けられた場合、どのように対応しますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 相談に乗らない、もしくは、話題を変える
2. 「死んではいけない」と説得する
3. 「つまらないことを考えるな」と叱る
4. 「がんばって生きよう」と励ます
5. 「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す
6. 「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する
7. ひたすら耳を傾けて聞く
8. その他 ()
9. わからない

問 35 あなたは、「ゲートキーパー※」を知っていますか。(1つに○)

1. 知っている
2. 名前は聞いたことがある
3. 知らない

※ゲートキーパーとは

大切な人や身近なひとの悩みに気づき、声をかけ、話を聴く人のことをいいます。

相談支援の専門家だけではなく、誰もが自分の身近な人のしんどさに気づける関係づくりを進めることが自殺予防につながります。

問 36 わが国の自殺者数は近年減少傾向にあるものの未だ年間2万人前後で推移しています。あなたは、毎年、このように多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていましたか。(1つに○)

1. 知っていた 2. 知らなかった

問 37 あなたは、「自殺は個人の問題」という考え方についてどう思いますか。(1つに○)

1. そう思う 2. そう思わない 3. わからない

問 38 あなたは、自殺対策の社会的取組に対して必要性を感じますか。(1つに○)

1. 必要がある 2. 必要がない 3. わからない

上記の問 38 の質問で、「1」と答えた方にお聞きします。

問 38-1 必要がある理由はどれですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 自殺は、全ての人にとって身近に存在する問題だから
2. 自殺は、自殺した人の周囲に大きな悲しみや困難をもたらすから
3. 自殺は、社会全体にとって大きな損失になるから
4. 様々な社会制度や慣行が多くの人を自殺に追い込んでいるから
5. 自殺者を減らす取組は社会を良い方向に変えることができるから
6. 自殺する人が可哀そうだから
7. わからない

問 39 自殺についての考え方についておうかがいします。(それぞれ1つに○)

	そう 思う	やや そう 思う	な い やや そう 思 わ	そう 思 わ な い	わ か ら な い
(1) 生死は最終的に本人の判断に任せ るべきである。	1	2	3	4	5
(2) 自殺せずに生きていれば良いこと がある。	1	2	3	4	5
(3) 自殺する人は、直前まで実行する かやめるか気持ちが揺れ動いている。	1	2	3	4	5
(4) 責任を取って自殺することは仕方 がない。	1	2	3	4	5
(5) 自殺は繰り返されるので、周囲の 人が止めることはできない。	1	2	3	4	5

問 40 あなたは、自殺報道について関心がありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 有名人の自殺に関する報道
2. 一般の人も含めたあらゆる自殺に関する報道
3. 自殺の手段や場所に関する報道
4. 自殺により事故や公共交通の遅れなどが出たことに関する報道
5. その他 ()
6. 関心がない

問 41 あなたは、身近な人がうつ病かもしれないと気づいた時、医療機関への受診を勧めますか。(1つに○)

1. 勧める
2. 勧めない
3. わからない

問 42 あなたは、自分自身がうつ病かもしれないと気づいた時、医療機関への受診をしたいと思えますか。(1つに○)

1. 思う
2. 思わない
3. わからない



上記の問 42 の質問で、「3」と答えた方にお聞きします。

問 42-1 その理由はなんですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 自然に治るだろうから
2. 自分で解決できるから
3. お金がかかるから
4. 待ち時間がかかるから
5. 周囲の目が気になるから
6. 仕事や家族の世話で忙しいから
7. どこを受診すればいいかわからないから
8. 体調を崩すのは自分自身が原因だから
9. 医療機関では治せないから
10. 相談の秘密が漏れるのが不安だから
11. なるべく薬に頼りたくないから
12. 家族・友人が反対するだろうから
13. 交通手段がないから
14. その他 ()

問 43 あなたは、産後うつ病について知っていますか。(1つに○)

1. 知っている

2. 知らない

※産後うつ病とは

産後数か月くらいにみられるうつ病のこと。気分が沈み育児や家事をする気力や自信がなくなる状態です。家族や友人などによる援助や、適切な治療でよくなります。

問 44 あなたは、自殺対策のために必要と思う自分自身の取組はなんだと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 自殺に対する正しい認識を持つこと

2. うつ病に対する正しい認識を持つこと

3. こころの悩みや「うつ病のサイン」の気づき方を知ること

4. 本人の気持ちを尊重した適切な接し方を知ること

5. 相談できる窓口（機関）・病院等を知ること

6. 地域住民とのつながり・関係をつくること

7. 研修会、勉強会、シンポジウム等に参加すること

8. 自殺予防に取り組んでいる団体や組織の活動を知ること

9. その他（

）

10. 特にない

問 45 自殺対策に対するご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

問 46 今般の新型コロナウイルスの感染拡大によって、あなたの生活やこころの健康に影響がありましたか。(1つに○)

1. とてもあった

2. 少しあった

3. まったくなかった

上記の問 46 の質問で、「1」と答えた方にお聞きします。

問 46-1 その原因は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 感染症そのもの(感染への不安, 疾患に関する疑問等)
2. 感染症にまつわる差別や偏見
3. 国や自治体の対応への不満
4. 行動制限(外出, 買い物等)
5. 家庭問題(家庭内のストレスの増加, 緊張感の増大, DV, 虐待, コロナ離婚等)
6. 勤務内容のひっ迫(労働時間の増加, 緊張感の増加等)
7. 勤務先の感染対策の不備
8. 職業生活様式の変化(自宅待機, 在宅勤務等)
9. 失業, 収入減少(コロナ解雇, 派遣切り等)
10. 生活困窮
11. 経営難, 営業自粛
12. 介護問題(デイサービスの中止等)
13. 教育問題(子の教育の中断, 大学中退等)
14. 休校・休園(学費の返還, 誰が子の面倒を見るのか問題等)
15. 健康問題, 感染症以外の病気(通院自粛, 手術の延期等)
16. 余暇の制限(レジャー施設・スポーツジム等の閉鎖, 旅行制限)
17. その他()

問 46-2 46-1 について、どこかへ相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 精神科医療機関
2. その他の医療機関
3. こころの健康増進センター
4. 医療衛生センター
5. 区役所, 保健福祉センター
6. 児童相談所
7. 婦人相談所
8. 消費者相談窓口
9. 融資相談窓口
10. 債務相談窓口
11. 教育機関
12. 警察
13. 法律事務所
14. 職業紹介機関
15. その他()
16. 相談していない

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。